明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○政治資金規正法の一部を改正する法律（六四）　三
○地方自治法の一部を改正する法律（六五）　七
○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（六六）　三
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（六七）　六
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（六八）　三六
○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（六九）　三八

〔政　令〕
○国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（二二四）　四九
○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二五）　四九
○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二六）　四九
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（二二七）　五〇
○旅券法施行令の一部を改正する政令（二二八）　五〇
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二二九）　五一

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六〇）　五三

〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通三）　一〇五

〔規　則〕
○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委八）　一〇六

〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁六二）　一五一
○労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件（金融庁・厚生労働一〇）　一五一
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働二三二）　一五四

〔官庁報告〕
官庁事項
令和五年度第四・四半期における予算使用の状況（内閣）　一五五
令和五年度第四・四半期における国庫の状況（同）　一〇七
国家試験
令和六年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　二二五

本号で公布された法令のあらまし

◇政治資金規正法の一部を改正する法律（法律第六四号）（総務省）

1　代表者の監督責任（監督内容の具体化）

(一)　国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならないこととした。（第一九条の一二の二関係）

(二)　国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければならないこととした。（第一九条の一二の三関係）

(1)　会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

(2)　会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(三)　国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならないこととした。（第一九条の一四の二第一項関係）

(四)　国会議員関係政治団体の代表者は、(二)による確認の結果及び(三)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならないこととした。（第一九条の一四の二第二項関係）

(五)　国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(四)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならないこととした。確認書の添付をしなかった者は、五〇万円の罰金に処することとした。（第一九条の一四の二第四項及び第二五条第五項関係）

2　監督義務違反に対する罰則の強化

㈠　収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、1の㈣に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者（㈡の行為により確認をすることができなかった者を除く。）は、五〇万円以下の罰金に処することとした。（第二五条第三項関係）

㈡　1の㈢による説明をせず若しくは虚偽の説明をした者又は1の㈢による説明の義務がある者で代表者による確認を妨げたものは、一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第二五条第四項関係）

3　国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第一九九条の二から第一九九条の五まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととした。（第一九条の一六の二関係）

4　国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとした。（第一九条の八の二関係）

5　国会議員関係政治団体の範囲の拡充

㈠　政策研究団体（第五条第一項第一号に掲げる団体）を「国会議員関係政治団体」とすることとした。（第一九条の七第一項第三号関係）

㈡　政策研究団体は、当該団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこととした。（第六条第一項関係）

6　翌年への繰越しの金額の確認等

㈠　国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の一二月三一日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととした。（第一九条の一一の二第一項関係）

㈡　国会議員関係政治団体の会計責任者は、㈠による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならないこととした。（第一九条の一一の二第二項関係）

7　登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加することとした。（第一九条の一三第二項第五号関係）

8　国会議員関係政治団体に係る収支報告書・政治資金監査報告書・確認書について、オンラインによる提出を義務付けることとした。（第一九条の一五関係）

9　収支報告書等のインターネット利用による公表

㈠　総務大臣・都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書・政治資金監査報告書・確認書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととした。（第二〇条第一項及び第二項関係）

㈡　㈠に伴い、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとした。（旧第二〇条第一項及び第二項関係）

10　収支報告書における政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の公開基準額を、改正前の「二〇万円超」から「五万円超」に引き下げることとした。（第一二条第一項第一号ト及びチ関係）

11　政治資金パーティーの対価の支払方法の制限

㈠　何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができないこととした。（第二二条の八の二第一項関係）

㈡　政治資金パーティーを開催する者は、口座振込み以外の方法によってされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができないこととした。（第二二条の八の二第二項関係）

㈢　㈠・㈡にかかわらず、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払等については、口座への振込み以外の方法によってすることができることとした。この場合において、口座への振込み以外の方法によって当該対価の支払を受けた者は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れるものとした。（第二二条の八の二第三項関係）

12　政党に所属している国会議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出（経常経費の支出を除く。）で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出について、当該支出に係る収支報告書の記載項目と同様の項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならないこととした。（第二三条の二第一項関係）

㈡　㈠による通知を受けた政党の会計責任者は、収支報告書の記載をするときは、当該通知に係る㈠の政党からの支出について、㈠により通知された事項を併せて記載しなければならないこととした。（第一三条の二第二項関係）

13　政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、経過措置を設けた上で、これを禁止することとした。（旧第二一条の二第二項関係）

14　国会議員関係政治団体から寄付を受けたその他政治団体の透明性確保

㈠　国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が一、〇〇〇万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）を適用することとした。（第一九条の一六の三第一項関係）

(1)　国会議員関係政治団体（(2)の国会議員関係政治団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である二以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計額）

(2)　5の㈠の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

㈡　国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければならないこととした。（第一九条の一六の三第二項関係）

㈢　国会議員関係政治団体以外の政治団体は、各年中において㈡の寄附の金額が一、〇〇〇万円以上となったときは、当該金額が一、〇〇〇万円に達することとなった寄附に係る㈡の通知を受けた日から七日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこととした。当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、届出事項を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととした。（第七条第二項及び第七条の二第二項関係）

15　収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者であって、個人であるもの）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って行うものとした。（第二〇条第三項関係）

16　経過措置

(一)　15の収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表に関する規定は、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、オンライン以外により提出された場合で、個人寄附者等の住所に係る部分について都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分のみを記載した書面が併せて提出されたときは、当該書面を公表することとした。（附則第五条第三項及び第四項関係）

(二)　13で禁止される政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、その施行の日から起算して一年間は、なお従前の例によることとした。（附則第六条関係）

17　政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合に、交付すべき政党交付金のうち起訴された国会議員に係る議員数割の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該国会議員が刑に処せられたときはその交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一三条関係）

18　政策活動費の支出について、各年中における上限金額を定めるとともに、収支報告書が公表された日から一〇年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存・提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとした。（附則第一四条関係）

19　政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一五条関係）

20　検討

(一)　外国人・外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第一項関係）

(二)　個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（(三)において「寄附金控除の特例等」という。）の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第二項関係）

(三)　公職の候補者が選挙区の区域を単位として設けられる政党支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第三項関係）

(四)　(一)から(三)までのほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第四項関係）

21　この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。ただし、(一)から(三)までに掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(一)　5の国会議員関係政治団体の届出に関する規定　令和七年一〇月一日

(二)　8の収支報告書等のオンライン提出の義務化に関する規定、10の規定、15の収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表に関する規定　令和九年一月一日

(三)　17から19まで及び20の(一)から(三)までの規定　公布の日

◇地方自治法の一部を改正する法律（法律第六五号）（総務省）

1　公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備に関する事項

(一)　公金の収納事務のデジタル化

(1)　地方税共同機構（以下「機構」という。）は、歳入等（地方税その他の政令で定めるものを除く。(2)及び(4)において同じ。）の収納に関する事務の合理化及び納入義務者の利便の向上に寄与するため、(2)の収納に関する事務に関する業務を行うものとした。（第二四三条の二の七第一項関係）

(2)　普通地方公共団体の長は、歳入等のうち、納入義務者が総務省令で定める方法により納付するものであって、当該普通地方公共団体の長が定めるもの（(4)において「特定歳入等」という。）の収納に関する事務については、機構に行わせるものとした。（第二四三条の二の七第二項関係）

(3)　地方税法の所要の規定を準用するものとし、同法の規定の準用及び適用について必要な読替えを定めるものとした。（第二四三条の二の七第四項及び第五項関係）

(4)　総務大臣は、機構による報告があった場合において、特定徴収金手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、納期限までに歳入等の納付をすべき者であって、当該納期限までに当該納付のうち、特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定歳入等の納付の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、この法律又は他の法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、対象となる特定歳入等の納付、対象者の範囲及び期日を指定して当該納期限を延長することができるものとした。（第二四三条の二の七第六項関係）

(二)　情報システムの適正な利用等

(1)　普通地方公共団体は、事務の種類及び内容に応じ、第二条第一四項及び第一五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならないものとした。（第二四四条の五第一項関係）

(2)　普通地方公共団体は、情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならないものとした。（第二四四条の五第二項関係）

(3)　普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとした。（第二四四条の六第一項関係）

(4)　総務大臣は、普通地方公共団体に対し、(3)の方針の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとした。（第二四四条の六第三項関係）

2　国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

(一)　資料及び意見の提出の要求

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行う等のため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができるものとした。（第二五二条の二六の三第一項及び第二項関係）

(二)　事務処理の調整の指示

各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置（以下「生命等の保護の措置」という。）の的確かつ迅速な実施を確保するため、都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の区域内の市町村

の事務（都道府県が処理することとされている事務のうち、法律又はこれに基づく政令により指定都市、中核市等が処理することとされている事務に限る。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができるものとした。（第二五二条の二六の四第一項関係）

(三)　生命等の保護の措置に関する指示

(1)　各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとした。（第二五二条の二六の五第一項関係）

(2)　各大臣は、(1)により指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る(1)の状況を適切に把握し、(1)の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、(一)による資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるように努めなければならないものとした。（第二五二条の二六の五第二項関係）

(3)　各大臣は、(1)の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとした。（第二五二条の二六の五第四項関係）

(四)　国による応援の要求及び指示等

(1)　普通地方公共団体相互間の応援の要求

普通地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援を求めることができる場合を除き、他の普通地方公共団体の長等に対し、応援を求めることができるものとした。この場合において、応援を求められた普通地方公共団体の長等は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならないものとした。（第二五二条の二六の六第一項関係）

(2)　都道府県による応援の要求及び指示

イ　都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援することを求めることができるものとした。（第二五二条の二六の七第一項関係）

ロ　都道府県知事は、イによる求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援すべきことを指示することができるものとした。（第二五二条の二六の七第二項関係）

(3)　国による応援の要求及び指示

イ　各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事等（以下(3)において「事態発生都道府県の知事等」という。）及び当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある市町村の長等（以下(3)において「事態発生市町村の長等」という。）の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等（特に緊急を要すると認めるときは、当該事態発生市町村の長等以外の市町村長等を含む。）に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができるものとした。（第二五二条の二六の八第二項及び第三項関係）

ロ　各大臣は、イによる求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は事態発生市町村の長等以外の市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができるものとした。（第二五二条の二六の八第四項関係）

(4)　職員の派遣のあっせん

イ　普通地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき職員の派遣のあっせんを求めることができる場合を除き、各大臣又は都道府県知事に対し、第二五二条の一七第一項の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができるものとした。（第二五二条の二六の九第一項関係）

ロ　普通地方公共団体の長等は、イによるあっせんがあったときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならないものとした。（第二五二条の二六の一〇関係）

3　地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

(一)　市町村と地域の多様な主体の協力

市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならないものとした。（第二六〇条の四九第一項関係）

(二)　指定地域共同活動団体制度の創設

(1)　市町村長は、(一)の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができるものとした。（第二六〇条の四九第二項関係）

イ　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

ロ　民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

ハ　目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

(2)　指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活

動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができるものとした。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならないものとした。（第二六〇条の四九第五項関係）

(3)　市町村は、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、指定地域共同活動団体への事務の委託については、第二三四条第二項の規定にかかわらず、随意契約によることができるものとした。（第二六〇条の四九第六項関係）

(4)　市町村は、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二三八条の四第一項の規定にかかわらず、特定地域共同活動の用に供するため、行政財産を指定地域共同活動団体に貸し付けることができるものとした。（第二六〇条の四九第七項関係）

(5)　市町村長は、指定地域共同活動団体に対し、特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができるものとするほか、指定地域共同活動団体が(1)の要件を欠くに至ったと認めるとき等は、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとした。（第二六〇条の四九第一〇項及び第一一項関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（法律第六六号）（農林水産省）

一　漁業法の一部改正関係

1　特別管理特定水産資源の漁獲の状況に関する事項の報告等

(一)　漁獲割当管理区分又は漁獲割当管理区分以外の管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、採捕をした個体の数、漁獲量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告するとともに、当該採捕に係る船舶等の名称、個体ごとの重量等に関する記録を作成し、保存しなければならないこととした。（第二六条第二項及び第三〇条第二項関係）

(二)　農林水産大臣又は都道府県知事が、違反行為をした者が使用する船舶について即時に停泊等を命ずることができる場合として、特別管理特定水産資源の採捕をした者が(一)の報告をせず、又は虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときを追加することとした。（第二七条及び第三四条関係）

2　漁業者等に関する情報の利用等

農林水産大臣及び都道府県知事は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する漁業者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができることとするとともに、関係する国の行政機関等に対して、漁業者等に関する情報の提供を求めることができることとした。（第一七八条関係）

3　罰則

(一)　1の(一)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の拘禁刑又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第一九二条関係）

(二)　衛星船位測定送信機その他の電子機器の設置及び常時作動に関する農林水産大臣の命令に違反したとき等は、六月以下の拘禁刑又は三〇万円以下の罰金に処することとした。（第一九五条関係）

(三)　法人の代表者等がその法人の業務等に関し、(一)の違反行為等をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、一億円以下の罰金刑を科することとした。（第二〇〇条関係）

二　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正関係

1　目的規定の改正

水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した行為に係る水産動植物の流通について法目的に追加することとした。（第一条関係）

2　定義

改正前の特定第一種水産動植物を特定第一種第一号水産動植物とし、漁業法に規定する特別管理特定水産資源（農林水産省令で定めるものを除く。）等を特定第一種第二号水産動植物と定義することとした。（第二条関係）

3　特定第一種第二号水産動植物等に関する規制の新設

(一)　特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達

(1)　特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を行う者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し等をするときは、当該特定第一種第二号水産動植物等の採捕に使用した船舶等の名称、重量等を当該相手方に伝達しなければならないこととした。（第七条第一項及び第八条第一項関係）

(2)　(1)により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置がとられている場合であって、当該事項を知ることができる方法を当該相手方に伝達したときは、(1)の伝達をしたものとみなすこととした。（第七条第二項及び第八条第三項関係）

(二)　特定第一種第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲渡しをしたとき等は、当該特定第一種第二号水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し等をした年月日等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととした。（第九条関係）

(三)　勧告及び命令

農林水産大臣が勧告又は命令を行うことができる対象に(一)及び(二)の規定を遵守していない者を追加することとした。（第一〇条関係）

(四)　特定第一種第二号水産動植物等に関する輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、農林水産大臣等が交付する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、特定第一種第二号水産動植物等を輸出してはならないこととした。（第一三条第一項関係）

4　指定交付機関

農林水産大臣は、その指定する者（以下「指定交付機関」という。）に適法漁獲等証明書の交付に関する事務の全部又は一部を行わせることができることとし、指定交付機関の指定及び交付に関する事務について所要の規定を設けることとした。（第一四条～第三〇条及び第三二条第二項関係）

5　罰則

(一)　指定交付機関に係る所要の罰則について整備することとした。（第三六条及び第三九条関係）

(二)　3の規定等に違反したときは、五〇万円以下の罰金に処することとした。（第三七条関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、経過措置等については別に政令で定める日等から施行することとした。

◇消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（法律第六七号）

一　消費生活用製品安全法の一部改正関係

1　定義

(一)　この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対

する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

㈡　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第二条第八項関係）

㈢　この法律（第二章の二等を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第二条第一〇項関係）

2　使用年齢基準

主務大臣は、子供用特定製品について、主務省令で、その使用に適した年齢に関する基準を定めなければならないこととした。（第三条第二項関係）

3　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を主務大臣に届け出ることができることとした。（第六条関係）

4　使用年齢基準適合義務等

㈠　届出事業者は、その製造等に係る特定製品が子供用特定製品である場合には、当該子供用特定製品について、使用年齢基準に適合するようにしなければならないこととした。（第一二条の二第一項関係）

㈡　届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造等に係る子供用特定製品にその使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言を表示しなければならないこととした。（第一二条の二第二項関係）

5　危害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第三二条の三及び第三九条の二関係）

二　ガス事業法の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場がガス用品の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第一三七条第三項関係）

㈡　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第一三七条第五項関係）

2　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係るガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を経済産業大臣に届け出ることができることとした。（第一四〇条関係）

3　災害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第一五七条の三関係）

三　電気用品安全法の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が電気用品の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第二条第三項関係）

㈡　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第二条第五項関係）

2　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第三条関係）

3　危険等防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第四二条の七関係）

四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能等を有するものをいうこととした。（第二条第九項関係）

㈡　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとすることとした。（第二条第一一項関係）

2　事業の届出

特定輸入事業者は、日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者の氏名等を経済産業大臣に届け出ることができることとした。（第四一条関係）

3　災害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けることとした。（第六七条関係）

五　附則関係

所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条～第六条関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第六八号）（こども家庭庁）

1　題名等

㈠　題名の改正

子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改めることとした。

㈡　目的の改正

この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈢　定義の改正

この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいうこととした。（第二条関係）

㈣　基本理念の改正

(1)　基本理念として、次の事項を新設することとした。（第三条第二項及び第四項関係）

イ　こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと。

ロ　こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないこと。

(2)　こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこととした。（第三条第三項関係）

(3)　こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならないこととした。（第三条第五項関係）

2　基本的施策に関する規定の改正

(一)　こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱

(1)　「子どもの貧困対策に関する大綱」を「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」とすることとした。（第九条第一項関係）

(2)　こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（(3)において「大綱」という。）に定める事項

イ　こどもの貧困に関する指標の例示として、ひとり親世帯の養育費受領率を追加することとした。（第九条第二項第二号関係）

ロ　こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項の例示として、当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究を追加することとした。（第九条第二項第五号関係）

(3)　政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第九条第三項関係）

(二)　教育の支援

教育の支援について、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、必要な施策を講ずるものとし、当該施策の例示として、学校教育の体制の整備を追加することとした。（第一一条関係）

(三)　生活の安定に資するための支援

貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策の例示として、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援を追加することとした。（第一二条関係）

(四)　保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援について、職業生活の安定と向上の例示として、こどもの保護者の雇用の安定を追加することとした。（第一三条関係）

(五)　経済的支援

経済的支援について、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえたものとすることとした。（第一四条関係）

(六)　民間の団体の活動の支援

国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一五条関係）

(七)　調査研究等

調査研究の対象の例示として、こどもの貧困の実態、貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方、こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方並びに地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方を追加するとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証及び調査研究等の成果の活用の推進を追加することとした。（第一六条関係）

3　施行期日等

(一)　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第三条関係）

(二)　経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条及び第四条～第六条関係）

(三)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（法律第六九号）（こども家庭庁）

1　総則

(一)　目的

この法律は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　児童等

次に掲げる者をいうこととした。（第二条第一項関係）

イ　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第二項に規定する児童生徒等

ロ　イに掲げる者のほか、高等専門学校の第一学年から第三学年まで又は(3)のイの(ロ)の専修学校に在学する者

(2)　児童対象性暴力等

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等及び(1)のロに掲げる者に対して行われるこれに相当する行為をいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　学校設置者等

次に掲げる者をいうこととした。（第二条第三項関係）

イ　次に掲げる施設（以下「学校等」という。）を設置する者

(イ)　学校（大学を除く。(4)のイにおいて同じ。）

(ロ)　専修学校（高等課程に係るものに限る。）

(ハ)　幼保連携型認定こども園

(ニ)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第一〇項の規定による公示がされた施設

(ホ)　児童相談所

(ヘ)　指定障害児入所施設等

(ト)　乳児院

(チ)　母子生活支援施設

(リ)　保育所

(ヌ)　児童館

(ル)　児童養護施設

(ヲ) 障害児入所施設（指定障害児入所施設を除く。(4)のヲにおいて同じ。）
(ワ) 児童心理治療施設
(カ) 児童自立支援施設
ロ　次に掲げる事業（以下「児童福祉事業」という。）を行う者
(イ) 障害児通所支援事業であって、児童福祉法第二一条の五の三第一項の規定による指定を受けた者が行うもの（(4)のヨ及び(5)のニからトまでにおいて「指定障害児通所支援事業」という。）
(ロ) 乳児等通園支援事業
(ハ) 家庭的保育事業等
(4)　教員等
次に掲げるものをいうこととした。（第二条第四項関係）
イ　学校の教職員のうち、次に掲げるもの
(イ) 校長、園長、副校長、副園長及び教頭
(ロ) 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教
(ハ) (ロ)に掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員
ロ　(3)のイの(ロ)の専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員
ハ　幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの
(イ) 園長、副園長及び教頭
(ロ) 主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭
(ハ) (ロ)に掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員
ニ　(3)のイの(ニ)に掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子どもの教育又は保育に関する業務を行うもの
ホ　児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの
ヘ　指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの
ト　乳児院の長及び乳児院の従業者のうち乳児の養育に関する業務を行うもの
チ　母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの
リ　保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
ヌ　児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの
ル　児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの
ヲ　障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四二条各号に定める支援に関する業務を行うもの
ワ　児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの
カ　児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの
ヨ　指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者であって次の(イ)から(ニ)までに掲げるもののうち当該(イ)から(ニ)までに定めるもの
(イ) 児童発達支援に従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行う者
(ロ) 放課後等デイサービスに従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行う者
(ハ) 居宅訪問型児童発達支援に従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ニ) 保育所等訪問支援に従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行う者
タ　乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
レ　家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
(5)　民間教育保育等事業者
次に掲げる事業（以下「民間教育保育等事業」という。）を行う者をいうこととした。（第二条第五項関係）
イ　専修学校（一般課程に係るものに限る。）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
ロ　学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行につき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業
ハ　学校等における教育並びにイ及びロに掲げる事業のほか、児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの（(6)のハにおいて「民間教育事業」という。）
(イ) 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。
(ロ) 児童等に対して対面による指導を行うものであること。
(ハ) 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること。
(ニ) 当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が一定の人数以上であること。
ニ　児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のニにおいて「児童発達支援事業」という。）
ホ　放課後等デイサービスを行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のホにおいて「放課後等デイサービス事業」という。）
ヘ　居宅訪問型児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のヘにおいて「居宅訪問型児童発達支援事業」という。）
ト　保育所等訪問支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のトにおいて「保育所等訪問支援事業」という。）
チ　児童自立生活援助事業
リ　放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校等の施設において行われるもの（(6)のリにおいて「放課後児童健全育成事業等」という。）
ヌ　子育て短期支援事業
ル　一時預かり事業
ヲ　小規模住居型児童養育事業
ワ　病児保育事業
カ　意見表明等支援事業
ヨ　妊産婦等生活援助事業
タ　児童育成支援拠点事業
レ　児童福祉法第五九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第一二項まで又は第三九条第一項に規定する業務を行う事業（(6)のレにおいて「認可外保育事業」という。）
ソ　指定障害福祉サービスを行う事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援を行うものに限る。(6)のソにおいて「指定障害福祉サービス事業」という。）
(6)　教育保育等従事者
次に掲げる者をいうこととした。（第二条第六項関係）
イ　(5)のイの教育を行う(5)のイの専修学校又は各種学校の校長及び当該教育を行う教員

ロ　(5)のロの教育を行う教育施設の長及び当該教育を行う教員
ハ　民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技芸又は知識の教授を行うもの
ニ　児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行うもの
ホ　放課後等デイサービス事業を行う事業所の管理者及び放課後等デイサービス事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行うもの
ヘ　居宅訪問型児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び居宅訪問型児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行うもの
ト　保育所等訪問支援事業を行う事業所の管理者及び保育所等訪問支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行うもの
チ　児童自立生活援助事業を行う事業所の管理者及び児童自立生活援助事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第一項第一号に掲げる者（児童に限る。）に対する児童自立生活援助を行うもの
リ　放課後児童健全育成事業等を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業等に従事する者のうち児童の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
ヌ　子育て短期支援事業を行う事業所の管理者及び子育て短期支援事業に従事する者のうち児童に対する支援に関する業務を行うもの
ル　一時預かり事業を行う事業所の管理者及び一時預かり事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第七項各号に掲げる者の保護に関する業務を行うもの
ヲ　小規模住居型児童養育事業を行う事業所の管理者及び小規模住居型児童養育事業に従事する者のうち児童の養育に関する業務を行うもの
ワ　病児保育事業を行う事業所の管理者及び病児保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
カ　意見表明等支援事業を行う事業所の管理者及び意見表明等支援事業に従事する者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの
ヨ　妊産婦等生活援助事業を行う事業所の管理者及び妊産婦等生活援助事業に従事する者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの
タ　児童育成支援拠点事業を行う事業所の管理者及び児童育成支援拠点事業に従事する者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの
レ　認可外保育事業を行う施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
ソ　指定障害福祉サービス事業を行う事業所の管理者及び指定障害福祉サービス事業に従事する者であって次の(イ)から(ホ)までに掲げるもののうち当該(イ)から(ホ)までに定めるもの
(イ)　居宅介護に従事する者　障害児に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下このソにおいて「障害者総合支援法」という。）第五条第二項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ロ)　同行援護に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第四項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ハ)　行動援護に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第五項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ニ)　短期入所に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第八項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ホ)　重度障害者等包括支援に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第九項の主務省令で定める障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者
(7)　特定性犯罪
次に掲げる罪をいうこととした。（第二条第七項関係）
イ　刑法第一七六条、第一七七条、第一七九条から第一八二条まで、第二四一条第一項若しくは第三項又は第二四三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
ロ　盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法第二四一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
ハ　児童福祉法第六〇条第一項の罪
ニ　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪
ホ　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪
ヘ　都道府県の条例で定める罪であって、次の(イ)から(ニ)までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
(イ)　みだりに人の身体の一部に接触する行為
(ロ)　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
(ハ)　みだりに卑わいな言動をする行為（(イ)又は(ロ)に掲げるものを除く。）
(ニ)　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
(8)　特定性犯罪事実該当者
次のいずれかに該当する者をいうこととした。（第二条第八項関係）
イ　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。ロにおいて「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二〇年を経過しないもの
ロ　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して一〇年を経過しないもの
ハ　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一〇年を経過しないもの
(三)　学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等
(1)　学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有することとした。（第三条第一項関係）
(2)　国は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が(1)に定める責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備その他の施策を実施しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

2

㈠　学校設置者等が講ずべき措置等

(1)　学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(2)　学校設置者等は、やむを得ない事情により、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行いとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から一定の期間内に行うことができることとした。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならないこととした。（第四条第二項関係）

(3)　学校設置者等は、この法律の施行の際、学校等又は児童福祉事業について教員等としてその本来の業務に従事させている者等については、一定の期間内に、その全ての者について、犯罪事実確認を行わなければならないこととした。（第四条第三項関係）

(4)　学校設置者等は、犯罪事実確認を行った教員等をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き教員等としてその本来の業務に従事させるときは、一定の期間内に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならないこととした。（第四条第四項関係）

㈡　児童対象性暴力等を把握するための措置

(1)　学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置を実施しなければならないこととした。（第五条第一項関係）

(2)　学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置を実施しなければならないこととした。（第五条第二項関係）

㈢　犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置

学校設置者等は、㈠による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、㈡の(1)の措置により把握した状況、㈡の(2)の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）

㈣　児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置

学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならないものとし、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならないこととした。（第七条関係）

㈤　研修の実施

学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならないこととした。（第八条関係）

㈥　犯罪事実確認記録等の管理に関する措置

犯罪事実確認を行わなければならない者及び犯罪事実確認記録の提供を受ける市町村の教育委員会（以下「犯罪事実確認実施者等」という。）は、犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一一条関係）

㈦　利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止

犯罪事実確認実施者等は、一定の場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは㈢の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこととした。（第一二条関係）

㈧　犯罪事実確認記録等の適正な管理等

犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならないこととし、犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならないこととした。（第一三条及び第一四条関係）

㈨　定期報告等

犯罪事実確認実施者等からの定期報告、犯罪事実確認実施者等に対する報告徴収及び立入検査並びに命令、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認義務に違反した場合の公表等について、所要の規定を設けることとした。（第一五条～第一八条関係）

3

民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等

㈠　認定の申請等

(1)　民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業について、2により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下この3(2)を除く。）において「認定」という。）を受けることができることとした。（第一九条関係）

(2)　民間教育保育等事業者及び事業運営者（民間教育保育等事業者から委託等を受けて民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）は、その行う民間教育保育等事業について、2により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下「共同認定」という。）を受けることができることとした。（第二一条第一項及び第二項関係）

(3)　認定等の基準、欠格事由等について所要の規定を設けることとした。（第二〇条及び第二一条第三項関係）

㈡　認定等の公表

内閣総理大臣は、認定又は共同認定（以下「認定等」という。）をしたときは、その旨並びに認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者（以下「認定事業者等」という。）の氏名又は名称等の事項を、認定等の申請者に通知し、公表することとした。（第二二条関係）

㈢　認定等の表示

(1)　認定事業者等は、認定等に係る民間教育保育等事業に関する広告等に、内閣総理大臣が定める表示を付することができることとした。（第二三条第一項関係）

(2)　何人も、(1)による場合を除くほか、広告等に(1)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。（第二三条第二項関係）

㈣　児童対象性暴力等対処規程の遵守義務

認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程（認定事業者等が作成した、2の㈢及び㈣と同様の措置を定めた規程をいう。）を遵守しなければならないこととした。（第二五条関係）

㈤　犯罪事実確認義務等

(1)　認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者について、2の㈠と同様の犯罪事実確認を行わなければならないこととした。（第二六条第一項～第三項及び第六項関係）

(2)　その他認定事業者等による犯罪事実確認について所要の規定を設けることとした。（第二六条第四項、第五項及び第七項関係）

㈥　犯罪事実確認記録等の適正な管理等

認定事業者等は、2の㈥と同様の犯罪事実確認記録等の適正な管理等を行わなければならないこととした。（第二七条関係）

㈦　定期報告等

認定事業者等からの定期報告、認定事業者等に対する報告徴収及び立入検査並びに命令、認定の取消し等について、所要の規定を設けることとした。（第二四条及び第二八条～第三二条関係）

4　犯罪事実確認書の交付等

(一)　犯罪事実確認書の交付申請

(1)　対象事業者（犯罪事実確認を行わなければならない者をいう。以下同じ。）は、犯罪事実確認を行わなければならないこととされている者（(二)において「従事者」という。）について、内閣総理大臣に対し、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した書面（以下「犯罪事実確認書」という。）の交付を申請することができることとした。（第三三条第一項関係）

(2)　(1)による申請について所要の規定を設けることとした。（第三三条第二項～第八項関係）

(二)　内閣総理大臣による犯罪事実の確認

(1)　内閣総理大臣は、犯罪事実確認書を交付するため、法務大臣に対し、(一)の(1)による申請の対象とする従事者（以下「申請従事者」という。）に係る氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等の事項（以下「本人特定情報」という。）を提供し、(2)の事項を通知するよう求めることができることとした。（第三四条第一項関係）

(2)　法務大臣は、(1)の求めがあったときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項及び当該イ又はロのいずれの場合に該当するかの確認日を内閣総理大臣に通知することとした。（第三四条第二項関係）

イ　特定性犯罪についての事件（拘禁刑又は罰金を言い渡す裁判が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）の保管記録に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうちに、本人特定情報に合致するものがない場合　その旨

ロ　特定性犯罪についての事件の保管記録に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうちに、本人特定情報に合致するものがある場合　本人特定情報に合致する被告人の特定性犯罪についての罪名、裁判（拘禁刑又は罰金に処する確定裁判に限る。）の主文の内容等の事項

(三)　犯罪事実確認書の交付

(1)　内閣総理大臣は、(二)の(2)による通知を受けたときは、交付申請をした対象事業者に対し、当該交付申請に係る申請従事者の犯罪事実確認書を交付することとした。（第三五条第一項関係）

(2)　(1)による犯罪事実確認書の交付について所要の規定を設けることとした。（第三五条第二項、第三項及び第六項関係）

(3)　犯罪事実確認書には、申請従事者の氏名、住所等及び確認日並びに次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める事項を記載することとした。（第三五条第四項関係）

イ　申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない場合　その旨

ロ　申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合　当該申請従事者についての特定性犯罪事実該当者の区分及びその特定性犯罪の裁判が確定した日

(4)　内閣総理大臣は、(1)により(3)のロに定める事項を記載した犯罪事実確認書を交付するときは、あらかじめ、当該犯罪事実確認書に係る申請従事者に当該犯罪事実確認書に記載する内容を通知しなければならないこととした。この場合においては、当該犯罪事実確認書の(1)による交付は、(五)の訂正請求の期間を経過するまでの間等は、行わないこととした。（第三五条第五項関係）

(四)　犯罪事実確認書管理簿

内閣総理大臣は、申請従事者ごとに、犯罪事実確認書管理簿（本人特定情報及び犯罪事実確認書の申請書の記載事項等を記載した帳簿をいう。）を作成しなければならないこととした。（第三六条関係）

(五)　訂正請求

(1)　(三)の(4)による通知を受けた申請従事者は、その通知内容が事実でないと思料するときは、内閣総理大臣に対し、当該通知内容の訂正請求をすることができることとした。（第三七条第一項関係）

(2)　(1)による訂正請求の期限、方法、通知内容の訂正等について所要の規定を設けることとした。（第三七条第二項～第七項関係）

(六)　犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去

(1)　犯罪事実確認書受領者等（犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者及び犯罪事実確認記録（犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録をいう。）の提供を受けた者をいう。以下同じ。）は、犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して一定の期間が経過する日までに、当該犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等（犯罪事実確認書及び犯罪事実確認記録をいう。以下この(六)において同じ。）を廃棄し及び消去しなければならないこととした。（第三八条第一項関係）

(2)　(1)にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認に係る申請従事者が離職した場合その他一定の場合には、犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならないこととした。（第三八条第二項及び第三項関係）

(七)　職員等の秘密保持義務

犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書（(三)の(3)のロに定める事項が記載されたものに限る。）に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととした。（第三九条関係）

5　雑則

手数料、関係大臣への協議及びこども家庭庁長官への内閣総理大臣に係る権限の委任について所要の規定を設けることとした。（第四〇条～第四二条関係）

6　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第四三条～第四八条関係）

7　施行期日等

(一)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第六条関係）

(二)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第五条及び第七条～第一一条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二二四号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域に、北海道の区域、宮城県及び熊本県の区域並びに福島県及び長崎県の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五号）（農林水産省）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第一五号）の施行期日は、令和六年七月一日とすることとした。

◇特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二六号）（農林水産省）

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の一部改正関係

1　題名を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令」とすることとした。（題名関係）

2　調達安定化措置に関する計画の承認の基準として、調達安定化措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法が調達安定化措置を確実に遂行するため適切なものであること等とすることとした。（第五条関係）

3　調達安定化措置に関する株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間の範囲については、それぞれ、最高年八分五厘、二五年及び三年とすることとした。（第六条関係）

二　地方税法施行令の一部改正関係

特別土地保有税及び事業所税の非課税措置並びに不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例に関する規定について所要の規定の整備を行うこととした。（第五四条の一八、第五六条の二八並びに附則第七条及び第一一条関係）

三　沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正関係

沖縄における農産加工業者等による調達安定化措置の取組を支援するため、特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項の承認を受けた者に対し、沖縄振興開発金融公庫が資金の貸付けをできることとすることとした。（第二条関係）

四　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令の特例について、調達安定化措置の取組に係る資金を対象に追加したうえで、適用期間を令和七年三月三一日までとすることとした。（第七条関係）

五　施行期日

この政令は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年七月一日）から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第二二七号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、中華人民共和国等を仕向地とする軍用の化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の四関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。

◇旅券法施行令の一部を改正する政令（政令第二八号）（外務省）

1　都道府県が徴収する手数料の額の標準に関し、書面による申請の場合の手数料と電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合の手数料の規定を整備することとした。（第二条第一号関係）

2　国外における手数料の額に関し、書面による申請の場合の手数料と電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合の手数料の規定を整備することとした。（第五条第一項第一号～第三号、第二項～第四項関係）

3　都道府県が処理する事務の規定のうち、旅券の作成に関する規定を改め、電磁的方法による記録を行う一般旅券の作成に必要となる情報を外務省の使用に係る電子計算機に送信する規定、作成された一般旅券の確認の規定及び電磁的方法による記録を行う一般旅券以外の一般旅券を作成する規定を整備することとした。（第六条第一項第一号及び第三号関係）

4　この政令は、令和七年三月二四日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二九号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和七年六月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

法律第六十四号

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

第一条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該公職の候補者に係る公職の種類」の下に「、当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類」を加える。

第七条第二項中「前項前段」を「第一項前段」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第二項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。以下この項及び次条第二項において単に「国会議員関係政治団体」という。）以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は、各年中において第十九条の十六の三第一項に規定する寄附の金額が千万円以上となつたときは、当該金額が千万円に達することとなつた寄附（以下この項及び次条第二項において「特定関係寄附」という。）に係る第十九条の十六の三第二項の規定による通知を受けた日から七日以内に、その旨、特定関係寄附が同条第一項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類並びに特定関係寄附が同項第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。

第七条の二第一項中「並びに当該」を「、当該」に改め、「当該公職の候補者に係る公職の種類」の下に「並びに当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、第十九条の十六の三第一項の規定により国会議員関係政治団体であるものとみなされることとなつた旨、特定関係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類並びに特定関係寄附が同項第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第九条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「並びに当該」を「、当該」に改め、「その旨」の下に「並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、「、第十七条」を削り、「第十九条の十一」の下に「、第十九条の十二の三」を加え、「及び第十九条の十六」を「、第十九条の十六及び第十九条の十六の二」に改める。

第十二条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「並びに当該」を「、当該」に改め、「その旨」の下に「並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　翌年への繰越しの金額

第十二条第一項第三号中「及び第十七条第一項」を削り、同条第二項中「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十一」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（政党から支出を受けた公職の候補者のする支出に係る通知及び記載）

第十三条の二　政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出（第十二条第一項第二号の人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費の支出を除く。以下この条において同じ。）で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出について、当該支出に係る同号の総務省令で定める項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知を受けた政党の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該通知に係る前項に規定する政党からの支出について、同項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

3　第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するものをした当該政党の会計責任者に係る第十一条の規定の適用については、同条第一項中「すべての支出」とあるのは「すべての支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」と、同条第二項中「五万円以上の支出」とあるのは「五万円以上の支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

4　前項に規定する政党の会計責任者による第十二条第一項及び第二項の報告書及び領収書等の写しの提出に係る同条第一項の規定の適用については、同項第二号中「合計金額」とあるのは「合計金額。以下この号において同じ。」と、「五万円以上のもの」とあるのは「五万円以上のもの及び一件当たりの金額が五万円未満のもののうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

第十六条中「の要旨」を削る。

第十七条第一項中「ともに」の下に「、その日現在で」を加え、「、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した」を削り、同条第四項中「及び第十四条」を「から第十四条まで」に、「第七条の二第二項」を「第七条の二第三項」に改める。

第十八条第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項、第十三条の二（前条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十八条の二第一項中「第六条の二」の下に「、第七条第二項」を、「及び第三項」の下に「、第十三条の二」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十九条の三第二項中「の要旨」を削る。

第十九条の七第一項中「第五条第一項各号に掲げる団体」を「政治資金団体」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第五条第一項第一号に掲げる団体

第十九条の八の次に次の一条を加える。

（国会議員関係政治団体の金銭の保管）

第十九条の八の二　国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、第八条の三第二号又は第三号に掲げる方法による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする。

第十九条の十中「より」の下に「第十二条第一項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を」を加え、「収入及び支出があつた」を削り、「まで」の下に「及び第十九条の十六の二」を加える。

第十九条の十一第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（翌年への繰越しの金額の確認等）

第十九条の十一の二　国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めるところにより、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、第十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を報告書に記載すべき年の十二月三十一日又は当該国会議員関係政治団体が解散し若しくは政治団体でなくなつた日における当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が二以上の口座を有する場合には、その合計額。次項において同じ。）と一致しているかどうかを確認しなければならない。

2　国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による確認により同項の翌年への繰越しの金額が同項の残高の額と一致しないことが判明したときは、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならない。

（国会議員関係政治団体に係る会計帳簿等の保存）

第十九条の十一の三　国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「、振込明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、第十九条の十一の二第一項に規定する残高確認書及び同条第二項に規定する差額説明書」とする。

第十九条の十二中「及び前条第二項」を「、前条」に改め、「第十六条第一項」の下に「及び第十九条の八の二」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書に関する監督）

第十九条の十二の二　国会議員関係政治団体の代表者は、第十二条第一項の報告書の記載に係る会計責任者の職務がこの法律の規定に従つて行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。

（国会議員関係政治団体の代表者による随時又は定期の確認）

第十九条の十二の三　国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

二　会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

第十九条の十三第一項及び第二項第一号中「及び振込明細書」を「、振込明細書、残高確認書及び差額説明書」に改め、同項に次の一号を加える。

五　第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。

第十九条の十四の次に次の一条を加える。

（国会議員関係政治団体の代表者による報告書提出時の確認等）

第十九条の十四の二　国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、当該報告書がこの法律の規定に従つて作成されていることについて、当該報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。

2　国会議員関係政治団体の代表者は、第十九条の十二の三の規定による確認の結果及び前項の規定による説明の内容並びに第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者がこの法律の規定に従つて第十二条第一項の報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならない。

3　前項の確認書の様式は、総務省令で定める。

4　国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、第二項の規定により交付された確認書を当該報告書に添付しなければならない。

第十九条の十五中「前条」を「第十九条の十四」に改め、「提出」の下に「並びに前条第四項の規定による確認書の添付」を加える。

第十九条の十六第一項中「の要旨」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（国庫に対する納付に係る公職選挙法の特例）

第十九条の十六の二　第十二条第一項の規定により提出された国会議員関係政治団体の報告書（第二十条第一項の規定により公表された日におけるものに限る。以下この条において同じ。）に記載すべき収入（金銭によるものに限る。以下この条において同じ。）の金額の全部若しくは一部の記載がなかつた場合又は当該報告書に記載すべきでない支出（金銭によるものに限る。以下この条において同じ。）の金額の記載があつた場合において、当該国会議員関係政治団体が、第二十条第三項の規定により当該報告書が公表されている間に、当該報告書に記載すべきであつた収入の金額と当該収入に係る当該報告書に記載された収入の金額との差額（当該報告書に記載すべき収入の金額の全部の記載がなかつた場合にあつては、当該金額）又は当該報告書に記載すべきでない支出の金額に相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二から第百九十九条の五までの規定は、適用しない。

（国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体に関する特例等）

第十九条の十六の三　国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下この条において同じ。）のうち、各年中において次の各号のいずれかに該当する寄附の金額が千万円以上となつた政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、第十九条の八の二から前条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十九条の十二中「第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体」とあるのは「国会議員関係政治団体」と、「第六条第一項又は第七条第一項」とあるのは「第七条第二項」とする。

一　同一の国会議員関係政治団体（第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体を除く。以下この号において同じ。）から受けた寄附（金銭によるものに限る。次号において同じ。）の金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額。以下この号及び次号において同じ。）（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者（同項第一号に係る国会議員関係政治団体の代表者である公職の候補者又は同項第二号に係る国会議員関係政治団体が第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により届け出た同号の公職の候補者をいう。次項において同じ。）が同一の者である二以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計額）

二　同一の第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

2　国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、前項第一号の寄附にあつては同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類、同項第二号の寄附にあつてはその寄附をする国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨並びに前項各号のいずれかに該当する寄附の金額が千万円以上となつたときは第七条第二項の規定による届出をする必要がある旨を、併せて通知しなければならない。

3　国会議員関係政治団体から寄附を受けた国会議員関係政治団体以外の政治団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。当該政治団体が国会議員関係政治団体となつた後においても、同様とする。

第十九条の十七中「第五条第一項各号に掲げる団体」を「政治資金団体」に改める。

第二十条の見出し中「の要旨」を削り、同条第一項中「総務省令の定めるところにより、その要旨を」を「当該報告書を、インターネットを利用する方法により」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定による公表においては、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。次条第一項及び第二項において同じ。）の規定による書面、第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書及び第十九条の十四の二第四項の規定による確認書を、前項の報告書と併せて公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、第一項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

第二十条第四項を削る。

第二十条の二第一項中「（第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「書面並びに」を「書面」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「並びに第十九条の十四の二第四項の規定による確認書」を加え、「の要旨」を削り、同条第二項中「の要旨」を削り、「又は政治資金監査報告書」を「、第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は第十九条の十四の二第四項の規定による確認書」に改める。

第二十条の三第一項中「の要旨」を削り、「当該要旨」を「当該報告書」に改め、同条第二項中「要旨」を「報告書」に改める。

第二十一条の二第二項を削る。

第二十二条の二中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の二」に改める。

第二十二条の八の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（政治資金パーティーの対価の支払に関する制限）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の八の二　何人も、口座への振込み（政治資金パーティーを開催する者の預金又は貯金の口座への振込みをいう。次項及び第三項において同じ。）によることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができない。

2　政治資金パーティーを開催する者は、口座への振込み以外の方法によつてされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない。

3　前二項の規定にかかわらず、政治資金パーティーの開催日に当該政治資金パーティーの開催場所においてする当該政治資金パーティーの対価の支払その他口座への振込み以外の方法によつてすることがやむを得ないと認められる政治資金パーティーの対価の支払及びその収受について

は、口座への振込み以外の方法によつてすることができる。この場合において、口座への振込み以外の方法によつて当該対価の支払を受けた者は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を当該政治資金パーティーを開催する者の預金又は貯金の口座に預け入れるものとする。

第二十四条第四号及び第五号中「第十九条の十一第二項」を「第十九条の十一の三」に、「又は振込明細書」を「、振込明細書、残高確認書又は差額説明書」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第十二条、」を「第十二条、第十三条の二第二項、」に改め、同条に次の三項を加える。

3　第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の場合（第十七条の規定に係る違反の場合を除く。）において、第十九条の十四の二第二項の規定に違反して同項の確認書を交付せず、又は同項の規定による確認をしないで同項の確認書を交付した者（次項第一号又は第二号の行為により同条第二項の規定による確認をすることができなかつた者を除く。）は、五十万円以下の罰金に処する。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の十四の二第一項の規定による説明をせず、又は虚偽の説明をした者

二　第十九条の十四の二第一項の規定による説明の義務がある者で同条第二項の規定による確認を妨げたもの

5　第十九条の十四の二第四項の規定に違反して、同項に規定する確認書の添付をしなかつた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条第一号中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の二」に改める。

第三十二条第三号中「及び政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書及び確認書」に改める。

第三十二条の二中「第七条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第十九条の十四」の下に「、第十九条の十四の二第四項」を加える。

第三十二条の三中「第十九条の十一第二項」を「第十九条の十一の三」に改める。

第三十三条の二第一項第一号中「、第七条の二第一項及び第二項」を「及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に改め、同項第二号中「、第七条の二第一項及び第二項」を「及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項」に改める。

第二条　政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号ト及びチ中「二十万円」を「五万円」に改める。

第十九条の十五中「よう努める」を削る。

第十九条の十六の二中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

第二十条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者等（寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるものをいう。）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限つて行うものとする。

第二十一条第四項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十三条から第十五条まで及び第十六条第一項から第三項までの規定　公布の日

二　第一条の規定（第六条第一項の改正規定、第七条の二第一項の改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに第十九条の十七の改正規定に限る。）及び次条の規定　令和七年十月一日

三　第二条の規定並びに附則第三条第二項及び第三項並びに第五条第三項から第五項までの規定　令和九年一月一日

（国会議員関係政治団体に係る届出に関する経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日から令和七年十二月三十一日までの間（次項において「届出期間」という。）における第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下「第一条改正後政治資金規正法」という。）第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体（同項に規定する国会議員関係政治団体をいう。次項において同じ。）に係る第一条改正後政治資金規正法第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七日以内」とあるのは、「令和七年十二月三十一日まで」とする。

2　届出期間における第一条改正後政治資金規正法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体については、政治資金規正法第十九条の九から第十九条の十一まで及び第十九条の十三から第十九条の十六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しない。

（収支報告書の記載及び提出に関する経過措置）

第三条　第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項（第一号ロ及び第二号の二に係る部分に限るものとし、第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第十三条の二第二項、同条第四項において読み替えて適用する第十二条第一項、第十九条の十、第十九条の十一の二、第十九条の十一の三において読み替えて適用する第十六条第一項、第十九条の十三第一項及び第二項、第十九条の十四の二、第十九条の十五（第一条改正後政治資金規正法第十九条の十四の二第四項の規定により添付する確認書（附則第五条第一項及び第二項において単に「確認書」という。）に係る部分に限る。）並びに第三十二条の二（第十九条の十四の二第四項の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日以後に第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書（次条及び附則第五条第二項において「新法適用報告書」という。）の記載、提出及び保存について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る第一条の規定による改正前の政治資金規正法（以下「第一条改正前政治資金規正法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日前に第一条改正前政治資金規正法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載、提出及び保存については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の政治資金規正法（以下この条及び附則第五条において「第二条改正後政治資金規正法」という。）第十二条第一項第一号ト（第二条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第十一条において「第三号施行日」という。）以後に開催される政治資金パーティー（第一条改正後政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーをいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）の対価に係る収入（第一条改正後政治資金規正法第四条第一項に規定する収入をいう。以下この条において同じ。）で第三号施行日以後に収受されるものについて適用し、第三号施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び第三号施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で第三号施行日前に収受されたものについては、なお従前の例による。

3　第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項第一号チ（第二条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、第三号施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせん（第一条改正後政治資金規正法第十条第三項に規定する対価の支払のあっせんをいう。以下この項において同じ。）に係るもので第三号施行日以後に集められる対価の支払について適用し、第三号施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんに係るもの及び第三号施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんに係るもので第三号施行日前に集められた対価の支払については、なお従前の例による。

（国庫に対する納付に係る公職選挙法の特例に関する経過措置）

第四条　第一条改正後政治資金規正法第十九条の十六の二の規定は、新法適用報告書が公表されている間に、当該新法適用報告書に記載すべきであった収入（同条に規定する収入をいう。以下この条において同じ。）の金額と当該収入に係る当該新法適用報告書に記載された収入の金額との差額（当該新法適用報告書に記載すべき収入の金額の全部の記載がなかった場合にあっては、当該金額）又は当該新法適用報告書に記載すべきでない支出（第一条改正後政治資金規正法第十九条の十六の二に規定する支出をいう。）の金額に相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付する場合におけるその納付による国庫への寄附について適用する。

（収支報告書の公表に関する経過措置）

第五条　第一条改正後政治資金規正法第二十条（確認書に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に行われる第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の公表について適用し、施行日前に行われた第一条改正前政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の公表については、なお従前の例による。

2　第一条改正後政治資金規正法第二十条第二項（確認書に係る部分に限る。）の規定は、新法適用報告書に係る確認書について適用する。

3　第二条改正後政治資金規正法第二十条第三項の規定は、当分の間、第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（次項において単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により提出された場合に限り、適用する。

4　当分の間、第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項に規定する報告書を提出する場合（電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合を除く。）においては、当該報告書に記載すべき事項を記載した書面（第二条改正後政治資金規正法第二十条第三項に規定する個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあっては、当該外国の国名）以外の部分の記載がない書面で、当該部分を除いた記載の内容が当該報告書の記載の内容と同一であるものに限る。）を併せて提出することができる。この場合において、第二条改正後政治資金規正法第十六条、第十九条の三第二項、第十九条の十六第一項、第十九条の十六の二、第二十条第一項、第二項及び第四項、第二十条の二第一項及び第二項、第二十条の三第一項及び第二項、第二十五条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十一条並びに第三十二条の規定の適用については、第二条改正後政治資金規正法第十六条第一項中「報告書」とあるのは「報告書に係る住所限定報告書（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）附則第五条第四項の規定により第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に併せて提出された書面をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第二条改正後政治資金規正法第十九条の三第二項中「同項に規定する報告書」とあるのは「住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第十九条の十六第一項中「報告書が」とあるのは「住所限定報告書が」と、「報告書を」とあるのは「住所限定報告書を」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条第一項中「当該報告書を」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書を」と、「報告書に」とあるのは「報告書に係る住所限定報告書に」と、同条第二項中「の報告書」とあるのは「の住所限定報告書」と、同条第四項中「報告書」とあるのは「住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条の二第一項中「による報告書」とあるのは「による報告書及び住所限定報告書」と、「報告書を」とあるのは「住所限定報告書を」と、同条第二項中「報告書が」とあるのは「住所限定報告書が」と、「当該報告書」とあるのは「当該報告書、住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条の三第一項中「による報告書」とあるのは「による報告書（住所限定報告書を含む。）」と、「より当該報告書」とあるのは「より住所限定報告書」と、「、当該報告書」とあるのは「、当該住所限定報告書」と、同条第二項中「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により報告書」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により同法第十六条第一項に規定する住所限定報告書（次条において単に「住所限定報告書」という。）」と、「政治資金規正法第二十条第一項の規定により報告書」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法第二十条第一項の規定により住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十五条第一項第二号中「報告書」とあるのは「報告書（住所限定報告書を含む。次号において同じ。）」と、第二条改正後政治資金規正法第三十一条中「、報告書」とあるのは「、報告書（住所限定報告書を含む。）」と、第二条改正後政治資金規正法第三十二条第三号中「による報告書」とあるのは「による報告書及び住所限定報告書」と、「及び」とあるのは「並びに」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第二条改正後政治資金規正法第二十条第三項の規定は、前項の場合には適用しない。

（政党が公職の候補者の政治活動に関してする寄附に関する経過措置）

第六条　第一条改正前政治資金規正法第二十一条の二第二項に規定する政党がする寄附については、施行日から起算して一年間は、なお従前の例による。

（政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置）

第七条　第一条改正後政治資金規正法第二十二条の八の二の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で施行日以後にされるものについて適用する。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の項第一号イ中「、第七条の二第一項及び第二項」を「及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に改め、同号ロ中「、第七条の二第一項及び第二項」を「及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項」に改める。

（政党助成法の一部改正）

第九条　政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「の要旨」を削る。

第十七条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十一条の見出し中「の要旨」を削り、同条中「いう。第三十二条の二第一項」を「いう。以下この条及び第三十二条の二第一項」に、「総務省令で定めるところにより、官報により、その要旨を」を「当該定期報告文書又は当該解散等報告文書を、インターネットを利用する方法により」に改め、同条に次の二項を加える。

２　前項の規定による公表においては、第十七条第二項第二号及び第十九条第一項（これらの規定を第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十九条第二項の監査意見書並びに第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書を、前項の定期報告文書又は解散等報告文書と併せて公表するものとする。

３　前二項の規定による公表は、第一項の規定により定期報告文書又は解散等報告文書を公表した日から同日以後五年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

第三十二条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第二項及び第三項中「前条」を「前条第一項」に改め、「要旨の」を削り、同条第四項中「要旨の」を削り、「提出すべき文書」の下に「の閲覧」を、「監査報告書の閲覧」の下に「若しくは写しの交付」を加え、同条第五項中「要旨の」を削り、「閲覧」の下に「又は写しの交付」を加え、同条に次の一項を加える。

６　第四項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第三十二条の二第一項中「第三十一条第一項」に改め、「の要旨」を削り、「当該要旨」を「当該定期報告文書又は解散等報告文書」に改め、同条第二項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「要旨」を「同項に規定する定期報告文書又は解散等報告文書」に改める。

（政党助成法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定による改正後の政党助成法第三十一条の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する定期報告文書又は解散等報告文書の公表について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の政党助成法第三十一条の規定による公表については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　施行日（附則第一条第三号に掲げる規定については、第三号施行日。以下この条において同じ。）前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政党交付金の交付停止等の制度の創設）

第十三条　政党助成法第三条第一項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第二項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

（政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容）

第十四条　政党が当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対してする支出で金銭によるもの（以下この条及び次条において「政策活動費の支出」という。）については、政策活動費の支出の各年中における上限金額を定めるとともに、第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の報告書が第一条改正後政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された日から十年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとする。

（政治資金に関する独立性が確保された機関の設置）

第十五条　政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（検討）

第十六条　外国人、外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

２　個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（次項において「寄附金控除の特例等」という。）の対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他の個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

３　公職の候補者が選挙区の区域（選挙の行われる区域を含む。）を単位として設けられる政党の支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用の対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

４　前三項に定めるもののほか、この法律による改正後の政治資金規正法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、当該規定の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十五号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」を「第十一章　情報システム
第十二章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章　外部監査契約に基づく監査」を「第十四章　国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例
第十五章　外部監査契約に基づく監査」に、「第十四章」を「第十六章」に改める。

第二百三十一条の四の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条第一項中「の徴収」の下に「又は第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者が第二百四十三条の二の七第四項において準用する同法第七百四十七条の十第一項の規定により納付すべき第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において「特定歳入等」という。）を同条第四項において準用する同法第七百四十七条の十第一項の指定する日までに納付しない場合における当該特定歳入等の徴収」を加え、「地方税法」を「同法」に、「に係る」を「又は当該特定歳入等に係る」に改める。

第二百四十二条の二第一項第四号ただし書中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二百四十三条中「委託する場合」の下に「若しくは第二百四十三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に行わせる場合」を加える。

第二百四十三条の二の八を第二百四十三条の二の九とし、第二百四十三条の二の七を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二の六の次に次の一条を加える。

（特定歳入等の収納）

第二百四十三条の二の七　地方税共同機構（以下この条において「機構」という。）は、歳入等（地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）その他の政令で定めるものを除く。次項及び第六項において同じ。）の収納に関する事務の合理化及び納入義務者の利便の向上に寄与するため、次項に規定する特定収納事務に関する業務を行う。

2　普通地方公共団体の長は、歳入等のうち、納入義務者が総務省令で定める方法により納付するものであつて、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるもの（以下この条において「特定歳入等」という。）の収納に関する事務（次項及び第四項において「特定収納事務」という。）については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

一　機構が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

二　その性質上その収納に関する事務を機構に行わせることが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

3　普通地方公共団体の長は、前項の規定により機構に特定収納事務を行わせるときは、当該特定収納事務に係る特定歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

4　地方税法第七百四十七条の六第三項及び第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定は、第二項の規定により機構に特定収納事務を行わせる場合について準用する。この場合において、同法第七百四十七条の六第三項中「第一項の規定により行う前項に規定する特定徴収金（以下この章において「特定徴収金」という。）の収納の事務」とあるのは「地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定により行う同項に規定する特定収納事務（以下この項において「特定収納事務」という。）」と、「特定徴収金」とあるのは「地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等（以下この章において「特定歳入等」という。）」と、「納付し、又は納入しよう」とあるのは「納付しよう」と、「納付又は納入」とあるのは「納付」と、同法第七百四十七条の八第一項中「特定徴収金の納付又は納入」とあるのは「特定歳入等の納付」と、同項並びに同法第七百四十七条の九及び第七百四十七条の十第一項中「特定徴収金を納付し、又は納入しよう」とあるのは「特定歳入等を納付しよう」と、同項中「特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければ」とあるのは「特定歳入等を機構に納付しなければ」と、同条第二項中「特定徴収金を納付し、又は納入しよう」とあるのは「特定歳入等を納付しよう」と、同条第三項中「特定徴収金を納付し、又は納入すべき」とあるのは「特定歳入等を納付すべき」と、同条第四項中「特定徴収金」とあるのは「特定歳入等」と、「納付し、又は納入した」とあるのは「納付した」と、「納付又は納入」とあるのは「納付」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、地方税法第七百八十五条第一項中「機構処理税務事務の」とあるのは「機構処理税務事務及び地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務（以下この節及び第六節において「機構処理税務事務等」という。）の」と、同条第二項中「機構処理税務事務の」とあるのは「機構処理税務情報」とあるのは「機構は、機構処理税務情報及び機構が地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務において取り扱う情報（以下この節において「機構処理税務情報等」という。）」と、「機構処理税務情報の漏えい」とあるのは「機構処理税務情報等の漏えい」と、「その他の機構処理税務情報」とあるのは「その他の機構処理税務情報等」と、「の規定による」とあるのは「（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する場合を含む。第七百八十八条第二項及び第七百九十条の二において同じ。）の規定による」と、同法第七百八十七条第二項中「機構処理税務情報の」とあるのは「機構処理税務情報等の」と、同法第七百八十八条第一項中「機構処理税務事務」とあるのは「機構処理税務事務等」と、同条第二項中「機構処理税務情報」とあるのは「機構処理税務情報等」と、同法第七百八十九条及び第七百九十条中「機構処理税務事務」とあるのは「機構処理税務事務等」と、同法第七百九十条の二中「の事務」とあるのは「の事務又は地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務」と、「及び特定徴収金」とあるのは「及び特定徴収金又は同法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等（以下この条において「特定徴収金等」という。）」と、「又は特別徴収義務者」とあるのは「若しくは特別徴収義務者又は納入義務者」と、「（第七百四十七条の八第一項」とあるのは「（第七百四十七条の八第一項（同法第二百四十三条の二の七第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「第七百四十七条の九の」とあるのは「第七百四十七条の九（同法第二百四十三条の二の七第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の」と、「特定徴収金の」とあるのは「特定徴収金等の」と、同法第七百九十六条第一項中「この法律に」とあるのは「地方自治法若しくはこれらの法律に」と、「機構処理税務事務」とあるのは「機構処理税務事務等」と、同法第七百九十七条第一項中「この法律に」とあるのは「地方自治法若しくはこれらの法律に」と、同法第七百九十八条中「機構処理税務事務」とあるのは「機構処理税務事務等」と、同法第八百条及び第八百一条第一号中「の規定」とあるのは「（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」と、同条第二号中「の規定による報告」とあるのは「（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告」と、「同項」とあるのは「第七百九十六条第一項」とする。

6　総務大臣は、前項の規定により読み替えて適用する地方税法第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、特定徴収金手続用電子情報処理組織（同条に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、納期限までに歳入等の納付をすべき者であつて、当該納期限までに当該納付のうち、特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定歳入等の納付の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、この法律又は他の法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、対象となる特定歳入等の納付、対象者の範囲及び期日を指定して当該納期限を延長することができる。この場合において、延長後の納期限は、当該理由がなくなつた日から六月を超えてはならない。

7　総務大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る特定歳入等に係る法令を所管する大臣に協議しなければならない。

8　総務大臣は、第六項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、前項の大臣、普通地方公共団体の長及び機構に通知しなければならない。

9　前各項に定めるもののほか、特定歳入等の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百六十条の二第一項中「本条」を「この条及び第二百六十条の四十九第二項」に改める。

第二百六十条の四十八の次に次の一条を加える。

第二百六十条の四十九　市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。

市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。

一　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

二　民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三　目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

四　前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。

指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。

市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まつて、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。

第二編中第十四章を第十六章とし、第十三章を第十五章とし、第十二章を第十三章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十四章　国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例

（資料及び意見の提出の要求）

第二百五十二条の二十六の三　各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下この章において「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に関し、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは国民の生命、身体若しくは財産の保護のための措置（以下この章において「生命等の保護の措置」という。）を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与（第二百四十五条の四第一項の規定による助言及び勧告を除く。）を行うため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、資料の提出を求めることができる。

2　各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に関し、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める技術的な助言その他の普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与若しくは情報の提供を行うため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、意見の提出を求めることができる。

3　第二百四十五条の四第二項の規定は、前二項の規定による市町村に対する都道府県の執行機関の資料又は意見の提出の求めについて準用する。

（事務処理の調整の指示）

第二百五十二条の二十六の四　各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務であつて、当該生命等の保護の措置に係るものに限る。）の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものであつて、当該生命等の保護の措置に密接に関連するものに限る。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、第二百四十五条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができる。この場合において、各大臣は、当該市町村に対し、当該指示をした旨を通知するものとする。

一　法律又はこれに基づく政令により指定都市又は中核市が処理することとされている事務（法律又はこれに基づく政令によりこれらの市以外の市町村が当該事務を処理することとされている場合における当該事務を除く。）

二　前号に掲げる事務を除くほか、法律又はこれに基づく政令により市町村が処理することとされている事務のうち政令で定めるもの

三　第二百五十二条の十七の二第一項の条例又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされている事務

２　前項後段の規定による通知は、都道府県知事その他の都道府県の執行機関を通じてすることができる。

（生命等の保護の措置に関する指示）

第二百五十二条の二十六の五　各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

２　各大臣は、前項の規定により普通地方公共団体に対して指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る同項に規定する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、当該普通地方公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、第二百五十二条の二十六の三第一項又は第二項の規定による当該普通地方公共団体に対する資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるように努めなければならない。

３　市町村に対する第一項の指示は、都道府県知事その他の都道府県の執行機関を通じてすることができる。

４　各大臣は、第一項の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとする。

（普通地方公共団体相互間の応援の要求）

第二百五十二条の二十六の六　普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援を求めることができる場合を除き、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならない。

２　前項の応援を求めた普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の七　都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求めることができる場合を除き、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、他の市町村長又は他の市町村の委員会若しくは委員を応援することを求めることができる。

２　都道府県知事は、前項に規定する場合において、同項の規定による求めのみによつては同項の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援すべきことを指示することができる場合を除き、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、他の市町村長又は他の市町村の委員会若しくは委員を応援すべきことを指示することができる。

３　前二項の規定による求め又は指示に係る応援を受ける市町村長又は市町村の委員会若しくは委員は、これらの規定の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。

（国による応援の要求及び指示等）

第二百五十二条の二十六の八　都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前条第一項の規定による求め又は同条第二項の規定による指示のみによつてはこれらの規定の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求めるよう求めることができる場合を除き、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関係のある事務を担任する各大臣に対し、他の都道府県知事又は他の都道府県の委員会若しくは委員に対し当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し若しくは発生するおそれがある都道府県の知事若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「事態発生都道府県の知事等」という。）又は当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し若しくは発生するおそれがある市町村の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「事態発生市町村の長等」という。）を応援することを求めるよう求めることができる。

２　各大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において、その担任する事務に関し、事態発生都道府県の知事等及び事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求めることができる場合を除き、当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県の委員会若しくは委員（以下この条において「都道府県知事等」という。）に対し、当該事態発生都道府県知事又は都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができる。

３　各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、その担任する事務に関し、事態発生都道府県の知事等及び事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認める場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による求めを待ついとまがないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求めることができる場合を除き、当該求めを待たないで、当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は当該事態発生市町村の長等以外の市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員（以下この条において「市町村長等」という。）に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができる。この場合において、各大臣は、当該事態発生都道府県の知事等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

４　各大臣は、前二項に規定する場合において、これらの規定による求めのみによつてはこれらの規定の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援すべきことを指示することができる場合を除き、事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は事態発生市町村の長等以外の市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができる。この場合（前項に規定する場合において、各大臣が指示するときに限る。）において、各大臣は、当該事態発生都道府県の知事等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

５　事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等は、第二項若しくは第三項の規定による求め又は前項の規定による指示に応じ応援をする場合において、事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村長等に対し、当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができる。

6　事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等は、第四項の規定による指示に応じ応援をする場合において、事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があり、かつ、前項の規定による求めのみによつては当該生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村長等に対し、当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができる。

7　第二項から前項までの規定による求め又は指示に係る応援を受ける事態発生都道府県の知事等又は事態発生市町村の長等は、これらの規定の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。

（職員の派遣のあつせん）

第二百五十二条の二十六の九　普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について職員の派遣のあつせんを求めることができる場合を除き、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関係のある事務を担任する各大臣又は都道府県知事に対し、第二百五十二条の十七第一項の規定による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2　第二百五十二条の十七第三項の規定は、前項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

3　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員が第一項の規定により各大臣に対しあつせんを求めるときは、都道府県知事を経由してするものとする。

（職員の派遣義務）

第二百五十二条の二十六の十　普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、前条の規定によるあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第二百四十五条中「本章において「」を「この章並びに第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項において「」に、「以下本章」を「以下この章」に、「の名あて人」を「の名宛人」に改め、同条第三号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二百四十五条の四第一項中「本章、次章及び第十四章」を「この章から第十四章まで及び第十六章」に改める。

第二百五十二条の十七の二第二項中「本節」を「この節及び第二百五十二条の二十六の四第一項第三号」に改める。

第二編中第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　情報システム

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十四条の五　普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たつて、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

2　普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項において同じ。）の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

（サイバーセキュリティの確保等）

第二百四十四条の六　普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2　普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第一項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4　総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十七条の二第九項中「前編第十三章第二節」を「前編第十五章第二節」に改め、同条第十項中「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改め、「当該予算の要領」と」の下に「、第二百四十四条の六第一項及び第二項中「普通地方公共団体の議会及び長」とあるのは「特例一部事務組合の管理者」と」を加える。

第二百九十八条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「第二百五十五条の二」を「第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合には、同条第三項において準用する第二百四十五条の四第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二条の二十六の四及び第二百五十二条の二十六の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二編第十章の次に一章を加える改正規定（第二百四十四条の六に係る部分に限る。）及び第二百八十七条の二第十項の改正規定（「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分を除く。）　令和八年四月一日

三　第二百三十一条の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三条の改正規定、第二百四十三条の二の八を第二百四十三条の二の九とし、第二百四十三条の二の七を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二の六の次に一条を加える改正規定並びに第二百八十七条の二第十項の改正規定（「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第七条、第八条、第十一条、第十二条（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第五項の改正規定に限る。）及び第十三条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（機構指定納付受託者の指定に関する経過措置）

第二条　地方税共同機構（次項、第三項及び第五項において「機構」という。）は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この法律による改正後の地方自治法（以下この条から附則第四条までにおいて「新法」という。）第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者（同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において新法第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法第七百四十七条の八第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3　普通地方公共団体の長が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにしなければならない。

４　前三項の規定は、附則第十三条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の規定において新法第二百四十三条の二の七第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区（次項において「合併特例区」という。）」と、前項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

５　前各項の規定により機構の業務が行われる場合には、地方税法第八百二条第四号中「業務以外」とあるのは、「業務及び地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第二条第一項から第三項までの規定（同条第四項において準用する場合を含む。）による業務以外」とする。

（新法第二百四十四条の五第二項の規定等の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二百四十四条の五第二項の規定の適用については、同項中「をいう。次条第一項において同じ」とあるのは、「をいう」とする。

２　この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における附則第十二条の規定による改正後の地方独立行政法人法第二十四条の二の規定の適用については、同条中「及び第二百四十四条の六の規定」とあるのは「の規定」と、「準用する。この場合において、同条第三項中「執行機関」とあるのは、「業務を行う地方独立行政法人」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

（施行時特例市に関する経過措置）

第四条　地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対する新法第二百五十二条の二十六の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は中核市」とあるのは、「、中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七百八十二条に次の一項を加える。

２　機構は、前項に規定する業務のほか、地方自治法第二百四十三条の二の七第一項（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する場合を含む。）に規定する業務を行う。

（地方公営企業法の一部改正）

第八条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第二百四十三条の二の八の」を「第二百四十三条の二の九の」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第三十九条第三項ただし書中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「本章、次章及び第十四章」を「この章から第十四章まで及び第十六章」に改める。

一　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十条の二

二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十八条

三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第二十一条

（行政手続法の一部改正）

第十条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第六号中「第二編第十一章」を「第二編第十二章」に改める。

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正）

第十一条　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十二条　地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に改める。

第十九条の二第五項中「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める。

第三章第一節中第二十四条の次に次の一条を加える。

（情報システムの適正な利用）

第二十四条の二　地方自治法第二百四十四条の五第二項及び第二百四十四条の六の規定は、地方独立行政法人について準用する。この場合において、同条第三項中「執行機関」とあるのは、「業務を行う地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十三条　市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第二百四十三条の二の七まで、第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の八まで、第二百四十三条の二の九第一項」に、「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の七第六項、第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十四条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第二編第十三章」を「第二編第十五章」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十六号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

（漁業法の一部改正）

第一条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十八条」を「第百八十九条」に、「第百八十九条―第百九十八条」を「第百九十条―第二百一条」に改める。

第十三条第一項中「この条」を「この章」に改める。

第二十六条第一項中「特定水産資源」の下に「（次項に規定する特別管理特定水産資源を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

第二十七条中「第二十五条第二項」を「、第二十五条第二項」に、「は、当該採捕」を「、又は前条第二項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕若しくは当該違反行為」に改める。

第三十条第一項中「おいて特定水産資源」の下に「（特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

第三十四条中「都道府県知事は、」の下に「漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者が第三十条第二項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるとき、又は」を、「ときは、」の下に「当該違反行為若しくは」を加える。

第五十二条第一項ただし書中「第二十六条第一項」及び「第三十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

３　前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第九十条第一項ただし書中「第二十六条第一項」及び「第三十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第百二十一条第一項中「第百八十三条」を「第百八十四条」に改める。

第百三十二条第一項中「第百八十九条」を「第百九十条」に改める。

第百九十八条を第二百一条とする。

第百九十七条中「第百八十九条から第百九十一条まで、第百九十三条、第百九十五条第一項又は前条第一号若しくは第二号」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第百九十一条第一号（特別管理特定水産資源に係る部分に限る。）若しくは第二号（特別管理特定水産資源に関してされた第二十七条、第三十三条又は第三十四条の規定による命令に係る部分に限る。）又は第百九十二条　一億円以下の罰金刑

二　第百九十条、第百九十一条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第百九十三条、第百九十五条、第百九十七条第一項、第百九十八条又は前条第一項　各本条の罰金刑

第百九十七条を第二百条とする。

第百九十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「基づく」を「よる」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

２　漁場又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識を移転し、汚損し、又は損壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百九十六条を第百九十九条とする。

第百九十五条第一項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条を第百九十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百九十八条　第二十六条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十四条中「第百八十九条」を「第百九十条」に、「第百九十一条」を「第百九十三条」に、「前条第三号」を「前条第五号」に改め、同条を第百九十六条とする。

第百九十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第五十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三　第五十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百九十三条を第百九十五条とする。

第百九十二条中「前三条」を「第百九十条、第百九十一条又は前条」に改め、同条を第百九十四条とする。

第百九十一条中「基づく」を「よる」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条を第百九十三条とする。

第百九十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第百九十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百九十二条　第二十六条第二項又は第三十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第百九十条とし、第九章中第百八十八条を第百八十九条とし、第百八十四条から第百八十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第百八十三条の前の見出しを削り、同条を第百八十四条とし、同条の前に見出しとして「（管轄の特例）」を付し、第百八十二条を第百八十三条とし、第百七十九条から第百八十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第百七十八条第一項中「前条第十四項」を「第百七十七条第十四項」に改め、同条を第百七十九条とし、第百七十七条の次に次の一条を加える。

（漁業者等に関する情報の利用等）

第百七十八条　農林水産大臣及び都道府県知事は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する漁業者又は漁獲物若しくはその製品に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

2　農林水産大臣及び都道府県知事は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する国の行政機関、地方公共団体その他の者に対して、漁業者又は漁獲物若しくはその製品に関する情報の提供を求めることができる。

（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正）

第二条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　特定第一種水産動植物等に関する規制（第三条―第十条）」を「第二章　特定第一種水産動植物等の国内流通の適正化等に関する規制（第三条―第十条）　第一節　国内流通の規制に関する措置（第三条―第十三条）　第二節　輸出入に関する規制（第十四条―第十六条）」に改める。

第一条中「の流通により国内水産資源」を「又は水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した行為に係る水産動植物の流通により水産資源」に、「、違法に採捕された」を「、これらの」に改める。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、次に掲げるものをいう。

一　国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第七項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるもの（次号に掲げるものを除く。）であって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

二　次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源（同法の規定による措置のみによって違法かつ過剰な採捕を有効に防止することができると認められるものとして農林水産省令で定めるものを除く。）

ロ　水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反する行為が行われるおそれが大きいと認められる水産動植物であって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

2　この法律において「特定第一種第一号水産動植物」とは、水産動植物のうち前項第一号に掲げるものをいい、「特定第一種第二号水産動植物」とは、水産動植物のうち同項第二号に掲げるものをいう。

第二条第六項中「第一項及び第四項」を「第一項第一号並びに第二号イ及びロ並びに第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「適法漁獲等証明書」とは、特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物）が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣又は第十四条第一項に規定する指定交付機関が交付する証明書をいう。

一　漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限に基づき採捕の事業を行う者によって採捕された特定第一種第一号水産動植物等であること。

二　輸入され、若しくは養殖された特定第一種第一号水産動植物（国内において採捕された特定第一種第一号水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等（以下「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等」という。）であること。

三　第七条第一項又は第八条第一項の規定により伝達すべき事項を特定することができる特定第一種第二号水産動植物等であること。

四　輸入され、若しくは養殖された特定第一種第二号水産動植物又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等（以下「輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等」という。）であること。

第二条第二項の次に次の二項を加える。

3　この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、次に掲げるものをいう。

一　特定第一種第一号水産動植物及び特定第一種第一号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

二　特定第一種第二号水産動植物及び特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

4　この法律において「特定第一種第一号水産動植物等」とは、前項第一号に掲げるものをいい、「特定第一種第二号水産動植物等」とは、同項第二号に掲げるものをいう。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節　国内流通の規制に関する措置

第三条の見出し中「特定第一種水産動植物」を「特定第一種第一号水産動植物」に改め、同条第一項中「特定第一種水産動植物の」を「特定第一種第一号水産動植物の」に、「特定第一種水産動植物又は」を「特定第一種第一号水産動植物又は」に、「特定第一種水産動植物等」を「特定第一種第一号水産動植物等」に改め、「（昭和二十四年法律第二百六十七号）」を削り、「特定第一種水産動植物を」を「特定第一種第一号水産動植物を」に改め、同条第三項中「特定第一種水産動植物」を「特定第一種第一号水産動植物」に改める。

第四条中「特定第一種水産動植物又は」を「特定第一種第一号水産動植物又は」に、「特定第一種水産動植物等に」を「特定第一種第一号水産動植物等に」に、「への譲渡し」を「（特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第六条までにおいて同じ。）への譲渡し又は引渡し」に、「特定第一種水産動植物等の」を「特定第一種第一号水産動植物等の」に、「同条第二項」を「前条第二項」に改める。

第五条の見出し中「おける」の下に「特定第一種第一号水産動植物等に関する」を加え、同条第一項中「譲り受けた特定第一種水産動植物等」を「譲り受け、又は引き受けた特定第一種第一号水産動植物等」に、「特定第一種水産動植物等の」を「特定第一種第一号水産動植物等の」に改め、同条第三項中「特定第一種水産動植物等の」を「特定第一種第一号水産動植物等の」に改め、同条第四項中「輸入され、若しくは養殖された特定第一種水産動植物（国内において採捕された特定第一種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等（以下「輸入・養殖水産動植物等」という。）」及び「第四項に規定する輸入・養殖水産動植物等」を「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等」に改める。

第六条の見出し中「取引」を「特定第一種第一号水産動植物等に関する取引」に改め、同条第一項中「、特定第一種水産動植物等」を「、特定第一種第一号水産動植物等」に、「以下」を「以下この項及び第九条において」に、「当該特定第一種水産動植物等」を「当該特定第一種第一号水産動植物等」に改め、同項ただし書中「特定第一種水産動植物等」を「特定第一種第一号水産動植物等」に改め、同条第三項中「輸入・養殖水産動植物等」を「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等」に改める。

第十八条中「前三条」を「第三十五条、第三十七条又は第三十八条」に改め、同条を第四十条とする。

第十七条中「第八条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定交付機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第二十一条第二項の規定に違反したとき。

三　第二十六条の許可を受けないで交付事務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

四　第三十二条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十六条第一号中「特定第一種水産動植物等」を「特定第一種第一号水産動植物等」に改め、同条第五号中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第八条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第七条第三項」を「第十条第四項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第四条、第五条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第七条第一項又は第八条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をしたとき。

三　第六条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項又は第九条の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかったとき。

第十六条を第三十七条とする。

第十五条中「第十一条」を「第三十一条」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十六条　第二十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四条を第三十四条とし、第十三条を第三十三条とする。

第十二条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定交付機関に対し、その交付事務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、指定交付機関の事務所に立ち入り、交付事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

第十二条を第三十二条とし、第三章中第十一条を第三十一条とする。

第十条第一項を次のように改める。

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、特定第一種水産動植物等を輸出してはならない。

第十条第二項中「より」の下に「、申請書に農林水産省令で定める書類を添付して」を加え、同条第三項中「第一項各号」を「第二条第六項各号」に改め、第二章中同条を第十三条とし、同条の次に次の十七条を加える。

（指定交付機関による交付事務）

第十四条　農林水産大臣は、その指定する者（以下「指定交付機関」という。）に、適法漁獲等証明書の交付に関する事務（以下「交付事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定により指定交付機関に交付事務の全部又は一部を行わせるときは、適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者が確実にその交付を受ける機会を確保するため特に必要があると認めるときを除き、当該交付事務の全部又は一部を行わないものとする。

3　指定交付機関が交付事務を行う場合における前条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「農林水産大臣」とあるのは「指定交付機関（次条第一項に規定する指定交付機関をいい、第十五条第一項の規定により一部の交付事務（次条第一項に規定する交付事務をいう。以下この項において同じ。）の区分に係る指定を受けた者、第二十六条の規定により交付事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第二十七条の規定により交付事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により交付事務の一部を実施することが困難となった者にあっては、当該特定第一種水産動植物等に係る交付事務を行うことができるものに限る。以下この条において同じ。）」と、同条第三項及び第四項中「農林水産大臣」とあるのは「指定交付機関」と、同条第五項中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣（第二号の場合にあっては、指定交付機関）」とする。

（指定）

第十五条　前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、農林水産省令で定める区分ごとに、農林水産省令で定めるところにより、交付事務を行おうとする者の申請により行う。

2　前項の申請は、当該申請をする者の名称、住所及び交付事務を行う事務所の所在地その他農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（欠格条項）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第二十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第十七条　農林水産大臣は、第十五条第一項の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一　当該申請に係る交付事務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二　法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が、交付事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　交付事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって交付事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（指定の更新）

第十八条　指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（変更の届出）

第十九条　指定交付機関は、その名称、住所又は交付事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（交付事務規程）

第二十条　指定交付機関は、交付事務に関する規程（以下「交付事務規程」という。）を定め、交付事務の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　交付事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

３　農林水産大臣は、第一項の認可の申請に係る交付事務規程が交付事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認めるときは、その認可をするものとする。

４　農林水産大臣は、第一項の認可に係る交付事務規程が前項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定交付機関に対し、その交付事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の記載等）

第二十一条　指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、適法漁獲等証明書の交付に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

２　指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者から提出された申請書及び第十三条第二項の農林水産省令で定める書類を保存しなければならない。

（情報提供の求め）

第二十二条　指定交付機関は、国、都道府県その他の官公署に対し、交付事務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

２　農林水産大臣又は都道府県知事は、指定交付機関が交付事務を適正かつ確実に実施するために必要な限度において、その保有する特定第一種水産動植物等取扱事業者に関する情報を提供することができる。

（秘密保持義務等）

第二十三条　指定交付機関の役員（法人でない指定交付機関にあっては、当該指定を受けた者。次項及び第三十九条において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあった者は、交付事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

２　交付事務に従事する指定交付機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第二十四条　農林水産大臣は、指定交付機関が第十七条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定交付機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十五条　農林水産大臣は、指定交付機関が第十四条第三項の規定により読み替えて適用する第十三条第三項の規定に違反していると認めるときその他交付事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定交付機関に対し、交付事務を行うべきこと又は交付事務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（事務の休廃止）

第二十六条　指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければ、交付事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第二十七条　農林水産大臣は、指定交付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて交付事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十六条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第十九条、第二十一条又は前条の規定に違反したとき。

三　第二十条第一項の認可を受けた交付事務規程によらないで交付事務を行ったとき。

四　第二十条第四項、第二十四条又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により指定（第十八条第一項の指定の更新を含む。）を受けたとき。

（交付事務の引継ぎ等）

第二十八条　次に掲げる場合であって、農林水産大臣が交付事務の全部又は一部を自ら行う場合における交付事務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

一　指定交付機関が第二十六条の許可を受けて交付事務の全部又は一部を休止し、又は廃止した場合

二　前条の規定により指定を取り消し、又は指定交付機関に対し交付事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合

三　指定交付機関が天災その他の事由により交付事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合

（公示）

第二十九条　農林水産大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定交付機関の名称、住所及び交付事務を行う事務所の所在地並びに指定に係る交付事務の区分を公示するものとする。

２　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

一　第十九条の規定による届出があったとき。

二　第二十六条の許可をしたとき。

三　第二十七条の規定により指定を取り消し、又は交付事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　農林水産大臣が交付事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた交付事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（指定交付機関がした処分等に係る審査請求）

第三十条　指定交付機関が行う適法漁獲等証明書の交付に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定交付機関の上級行政庁とみなす。

第九条を第十二条とし、同条の次に次の節名を付する。

第二節　輸出の規制に関する措置

第八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第十一条とする。

第七条第二項中「前二条」を「第五条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前条」に改め、同条第三項中「又は前項」を「、第二項」に、「が」を「又は前項に規定する勧告を受けた特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が」に、「又は当該」を「、当該」に、「に対し」を「又は当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が第七条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達）

第七条　特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を行う者であって、自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」という。）は、これらの特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第九条までにおいて同じ。）への譲渡し又は引渡しをするとき（当該引渡しの相手方に自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物の計量の委託をしている場合にあっては、譲渡しをするとき）は、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種第二号水産動植物等の名称、これらの特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）の採捕に使用した船舶等（漁業法第八条第三項に規定する船舶等をいう。次条第一項において同じ。）の名称及び採捕後、譲渡し、引渡し又は加工をする時までの間に計量した重量その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2　前項の場合において、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等について、同項の規定により伝達すべき事項を当該譲渡し又は引渡しの相手方が知ることができるようにする措置として農林水産省令で定めるものがとられている場合であって、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、農林水産省令で定めるところにより、当該事項を知ることができる方法を当該相手方に伝達したときは、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達）

第八条　特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種第二号水産動植物等の名称、当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）の採捕に使用した船舶等の名称及び前条第一項に規定する重量その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等についての前項の規定の適用については、同項中「当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）の採捕に使用した船舶等の名称及び前条第一項に規定する重量」とあるのは、「輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨」とする。

3　前条第二項の規定は、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達について準用する。

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存）

第九条　特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種第二号水産動植物等に関する第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他農林水産省令で定める事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、少量の特定第一種第二号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条及び第八条の規定　公布の日

二　第一条中漁業法第五十二条に一項を加える改正規定、同法第百九十六条の改正規定、同法第百九十五条の改正規定、同法第百九十四条の改正規定（「前条第三号」を「前条第五号」に改める部分に限る。）、同法第百九十三条の改正規定、同法第百九十一条の改正規定、同法第百九十条の改正規定及び同法第百八十九条の改正規定並びに次条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　附則第五条第二項及び第六条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の漁業法第百九十七条の規定の適用については、同条中「前条第一号若しくは第二号」とあるのは、「前条第一項」とする。

第三条　農林水産大臣は、第二条の規定による改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「新流通適正化法」という。）第二条第一項第二号イ及びロの農林水産省令を定めようとするときは、施行日前においても、同条第九項の規定の例により、水産政策審議会に諮問することができる。

第四条　新流通適正化法第七条から第九条までの規定は、施行日以後に採捕される新流通適正化法第二条第二項に規定する特定第一種第二号水産動植物及びこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等（同条第四項に規定する特定第一種第二号水産動植物等をいう。次条において同じ。）について適用する。

第五条　この法律の施行の際現に特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行っている者についての新流通適正化法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日から二週間以内に」とあるのは、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の施行の日から一月以内に」とする。

2　施行日以後において特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行おうとする者は、施行日前においても、新流通適正化法第十一条第一項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条　新流通適正化法第十四条第一項の規定による指定、新流通適正化法第二十条第一項の認可及び新流通適正化法第二十九条第一項の規定による公示並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新流通適正化法第十五条から第十七条まで、第二十条第一項から第三項まで及び第二十九条第一項の規定の例により行うことができる。この場合において、当該指定、認可及び公示は、施行日において新流通適正化法第十四条第一項、第二十条第一項及び第二十九条第一項の規定によりされたものとみなす。

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項第二号中「第百八十六条」を「第百八十七条」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

第十一条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一項及び第百四十一条第五項中「第百八十三条」を「第百八十四条」に改める。

（持続的養殖生産確保法の一部改正）

第十二条　持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「漁業法第百八十三条」を「同法第百八十四条」に改める。

第七条第一項及び第九条第五項中「第百八十三条」を「第百八十四条」に改める。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十七号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第一条　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「危害防止命令（第三十二条）」を「危害防止命令等（第三十二条―第三十二条の三）」に、「第三十二条の二―第三十二条の十七」を「第三十二条の四―第三十二条の十九」に、「第三十二条の十八―第三十二条の二十」を「第三十二条の二十一―第三十二条の二十二」に、「第三十二条の二十一・第三十二条の二十二」を「第三十二条の二十三・第三十二条の二十四」に、「・第三十九条」を「―第三十九条の二」に改める。

第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

第二条に次の三項を加える。

8　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して消費生活用製品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、消費生活用製品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

9　この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

10　この法律（第二章の二及び第五十四条第一項第四号を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第三条第一項中「必要な技術上の基準」の下に「（以下「技術基準」という。）」を加え、「ついて技術上の基準」を「ついて技術基準」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「技術上の基準」を「技術基準又は使用年齢基準」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、子供用特定製品について、主務省令で、その使用に適した年齢に関する基準（以下「使用年齢基準」という。）を定めなければならない。

第四条第一項中「特定製品の」を「特定製品（子供用特定製品を除く。以下この項において同じ。）の」に、「第十三条」を「第十三条第一項（特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に」を「これらの規定に」に改め、同項に次の一号を加える。

四　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして主務大臣の承認を受けたとき。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　子供用特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条第一項（子供用特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）及び同条第三項の規定により表示が付されているものでなければ、子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

第五条中「第十三条」を「第十三条第一項又は第二項」に、「に同条」を「に同条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　届出事業者が届出に係る型式の子供用特定製品について第十三条第三項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、子供用特定製品に同項の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第六条中「者は」の下に「、主務省令で定めるところにより」を加え、第四号を第五号とし、同条第三号中「特定製品を」を「特定製品の設計を行う者であることその他の主務省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

第八条に次の一項を加える。

2　届出事業者は、第六条第四号の主務省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を主務大臣に届け出なければならない。

第十条を次のように改める。

（届出事項に係る情報の公表）

第十条　主務大臣は、第六条の規定による届出又は第八条第一項の規定による届出（第六条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第六条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

2　主務大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第十一条の見出しを「（技術基準適合義務等）」に改め、同条第一項中「第三条第一項の規定により定められた技術上の基準（以下「技術基準」という。）」を「技術基準」に改め、同条第三項中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4　特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る特定製品が特別特定製品である場合には、前項の証明書（第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の主務省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（使用年齢基準適合義務等）

第十二条の二　届出事業者は、その製造又は輸入に係る第十一条第一項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が子供用特定製品である場合には、当該子供用特定製品について、使用年齢基準に適合するようにしなければならない。

2　届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の子供用特定製品にその使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言を表示しなければならない。

第十三条中「届出事業者」の下に「（特定輸入事業者である者を除く。）」を加え、「前条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項及び第三項前段（特別特定製品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに第十二条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第十一条第三項後段（特別特定製品の場合にあつては、同項後段及び第十二条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該特定製品に前項の主務省令で定める方式による表示を付することができる。

3　届出事業者は、その届出に係る型式の子供用特定製品の使用年齢基準に対する適合性について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該子供用特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

第十四条中「又は第六条第四号」を「又は第六条第五号」に改め、同条第二号中「第六条第四号」を「第六条第五号」に、「第十一条第三項」を「第十一条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

三　届出事業者が第十二条の二第一項の規定に違反していると認めるとき。

第十五条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第三項前段又は第十二条第三項前段の規定に違反したとき　当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

四　国内管理人が第十一条第三項後段又は第十二条第三項後段の規定に違反したとき　当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

第十五条第二項中「届出事業者が前条第二号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該」を「次に掲げる場合には、」に、「第十三条」を「第十三条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　国内管理人が第十一条第四項の主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二　国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

三　届出事業者が前条第二号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。

第十五条に次の一項を加える。

3　主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者（子供用特定製品に係るものに限る。以下この項において同じ。）に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の子供用特定製品に第十三条第三項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一　届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が使用年齢基準に適合していない場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき　当該使用年齢基準に適合していない子供用特定製品の属する届出に係る型式

二　届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品について、第十二条の二第二項の規定に違反したとき　当該違反に係る子供用特定製品の属する届出に係る型式

三　届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品について、前条第三号の場合における同条の規定による命令に違反したとき　当該違反に係る子供用特定製品の属する届出に係る型式

第十六条第二項中「第三十二条の二十一第二項」を「第三十二条の二十三第二項」に改める。

第二十四条第二項第四号中「第三十二条の十二第二項」を「第三十二条の十四第二項」に改める。

「第六節　危害防止命令」を「第六節　危害防止命令等」に改める。

第三十二条に見出しとして「（危害防止命令）」を付し、同条第一号中「第四条第一項」の下に「（子供用特定製品の場合にあつては、同条第二項）」を加え、同条第二号中「もの」の下に「（子供用特定製品の場合にあつては、技術基準又は使用年齢基準に適合しないもの）」を加え、「又は輸入した」を「若しくは輸入した場合又は第四条第三項第四号の規定の適用を受けて販売した」に改める。

第二章の二第三節中第三十二条の二十二を第三十二条の二十四とし、第三十二条の二十一を第三十二条の二十三とする。

第三十二条の二十第一項中「第三十二条の十八第一項」を「第三十二条の二十第一項」に改め、第二章の二第二節中同条を第三十二条の二十二とし、第三十二条の十九を第三十二条の二十一とし、第三十二条の十八を第三十二条の二十とし、同章第一節中第三十二条の十七を第三十二条の十九とする。

第三十二条の十六中「第三十二条の三、第三十二条の四第一項」を「第三十二条の五、第三十二条の六第一項」に、「第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三」を「第三十二条の十一から第三十二条の十三まで、第三十二条の十四第一項、第三十二条の十五」に改め、同条を第三十二条の十八とする。

第三十二条の十五中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の四第一項第二号」に改め、同条を第三十二条の十七とし、第三十二条の十四を第三十二条の十六とする。

第三十二条の十三第一項中「第三十二条の九第一項」を「第三十二条の十一第一項」に改め、同条を第三十二条の十五とし、第三十二条の十二を第三十二条の十四とする。

第三十二条の十一第一項中「第三十二条の八第一項」を「第三十二条の十第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条の八第二項」を「第三十二条の十第二項」に改め、同条を第三十二条の十三とする。

第三十二条の十中「第三十二条の十二第一項」を「第三十二条の十四第一項」に、「第三十二条の十五」を「第三十二条の十七」に改め、同条を第三十二条の十二とする。

第三十二条の九第一項中「第三十二条の十一第二項」を「第三十二条の十三第二項」に改め、同条を第三十二条の十一とし、第三十二条の八を第三十二条の十とする。

第三十二条の七中「第三十二条の五第一項各号」を「第三十二条の七第一項各号」に改め、同条を第三十二条の九とし、第三十二条の六を第三十二条の八とする。

第三十二条の五第一項中「第三十二条の八第三項」を「第三十二条の十第三項」に改め、同項第二号中「第三十二条の十二第一項」を「第三十二条の十四第一項」に改め、同条を第三十二条の七とする。

第三十二条の四第四項中「第三十二条の九第一項各号」を「第三十二条の十一第一項各号」に改め、同条を第三十二条の六とし、第三十二条の三を第三十二条の五とする。

第三十二条の二第二項中「から第九条まで」を「、第八条第一項及び第九条」に改め、同条を第三十二条の四とする。

第二章第六節に次の二条を加える。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）

第三十二条の二　取引デジタルプラットフォーム提供者は、特定製品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

（危害防止要請）

第三十二条の三　主務大臣は、第三十二条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該特定製品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2　主務大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3　取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

第三十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。第四項において同じ。）の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者が前項の規定により行おうとする情報の収集及び提供に協力するよう努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

4　取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、その旨を当該消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

第三十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、機構に対して、当該調査の実施に必要な範囲内において、当該調査に必要な情報を提供することができる。

第三十八条第二項及び第三項中「者は、」を「者又は取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品（取引デジタルプラットフォーム提供者にあつては、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の」に改める。

第三章第三節に次の一条を加える。

（危害防止要請）

第三十九条の二　主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者によつて当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者による当該消費生活用製品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2　第三十二条の三第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十条第一項中「消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者」を「次の各号に掲げる者」に、「その業務の状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）」を「当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（届出事業者を除く。）又は特定保守製品取引事業者　その業務の状況

二　届出事業者　その業務又は経理の状況

三　国内管理人　その業務の状況及び当該国内管理人に係る届出事業者の業務又は経理の状況

第四十一条第一項中「行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を加える。

第四十四条第一項中「第四条第二項第二号」を「第四条第三項第二号若しくは第四号」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第四十六条の二　主務大臣は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第四十七条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十四条第一項第一号中「技術基準」の下に「及び同条第二項の規定による使用年齢基準」を加え、同項第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「受理に関する事項、」を「受理、」に、「登録に関する事項、第三十二条の規定による命令」を「登録、同章第六節の規定による危害防止命令等」に、「報告等に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項」を「報告等、同章第三節の規定による危害の発生及び拡大を防止するための措置」に改め、同項第四号中「提供等に関する事項」を「提供等」に、「整備に関する事項」を「整備」に改め、同項第五号中「立入検査に関する事項」を「立入検査、第四十六条の二の規定による公表」に改め、同条第二項中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。

第五十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は第五条」を「若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「限る。）」の下に「又は第三項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項」を「第三十二条の十八、第三十二条の二十二第三項」に、「者」を「とき。」に改める。

第五十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の四第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　第十二条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

七　第十二条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

八　第十二条の二第二項の規定に違反して、同項に規定する文言を表示しなかつたとき。

第五十九条第二号の次に次の二号を加える。

三　第十一条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

四　第十一条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

第六十一条第一号中「第八条又は」を「第八条第一項若しくは」に、「第三十二条の二第二項」を「第三十二条の四第二項」に改め、「含む。）」の下に「又は第八条第二項」を加える。

（ガス事業法の一部改正）

第二条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害防止命令（第百五十七条」を「災害防止命令等（第百五十七条―第百五十七条の四」に改める。

第百三十七条に次の三項を加える。

3　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用してガス用品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、ガス用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第百五十七条の二において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法によりガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者のガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

4　この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

5　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第百三十八条第一項中「第百四十七条」を「第百四十七条第一項（ガス用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）」に改める。

第百三十九条中「に同条の」を「に同条第一項の経済産業省令で定める方式による」に改める。

第百四十条中「者は」の下に「、経済産業省令で定めるところにより」を加え、「区分に」を「区分（以下単に「ガス用品の区分」という。）に」に、「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条第三号中「ガス用品を」を「ガス用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係るガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

第百四十二条中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　届出事業者は、第百四十条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第百四十四条を次のように改める。

（届出事項に係る情報の公表）

第百四十四条　経済産業大臣は、第百四十条の規定による届出又は第百四十二条第一項の規定による届出（第百四十条第一号から第三号までに掲げる事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第百四十条第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報を公表するものとする。

2　経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第百四十五条に次の二項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4　特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

第百四十六条に次の一項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係るガス用品が特定ガス用品である場合には、前項の証明書（第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

第百四十七条中「届出事業者」の下に「（特定輸入事業者である者を除く。）」を加え、「ところにより」を「方式による」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式のガス用品の第百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項及び第三項前段（特定ガス用品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第百四十五条第三項後段（特定ガス用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該ガス用品に前項の経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

第百四十九条中「第百四十七条」を「第百四十七条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）」に改め、同条第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同条第三号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第百四十五条第三項前段又は第百四十六条第三項前段の規定に違反したとき　当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

四　国内管理人が第百四十五条第三項後段又は第百四十六条第三項後段の規定に違反したとき　当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

第百四十九条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係るガス用品の区分に属する届出に係る型式のガス用品に第百四十七条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一　国内管理人が第百四十五条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二　国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

「第七節　災害防止命令」を「第七節　災害防止命令等」に改める。

第百五十七条に見出しとして「（災害防止命令）」を付し、第九章第七節に次の三条を加える。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）

第百五十七条の二　取引デジタルプラットフォーム提供者は、ガス用品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

（災害防止要請）

第百五十七条の三　経済産業大臣は、第百五十七条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該災害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該ガス用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3　取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第百五十七条の四　経済産業大臣は、ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第百七十一条第一項、第百七十二条第一項若しくは第百七十三条第一項の規定に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第百七十一条第一項中「行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を、「その事業」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務及び当該届出事業者の事業）」を加える。

第百七十二条第一項及び第六項並びに第百七十三条第一項中「行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を加える。

第百九十六条第八号中「第百四十九条」を「第百四十九条第一項」に改める。

第二百一条中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　第百四十六条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

十四　第百四十六条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

第二百一条第九号の次に次の二号を加える。

十　第百四十五条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

十一　第百四十五条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

第二百五条第一号中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項若しくは第二項」に改める。

（電気用品安全法の一部改正）

第三条　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「危険等防止命令（第四十二条の五）」を「危険等防止命令等（第四十二条の五―第四十二条の八）」に改める。

第二条に次の三項を加える。

3　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して電気用品の

販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、電気用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第四十二条の六において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二　当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

4　この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

5　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第三条中「者は」の下に「、経済産業省令で定めるところにより」を加え、「区分に」を「区分（以下単に「電気用品の区分」という。）に」に改め、同条第三号中「電気用品を」を「電気用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　電気用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

第五条に次の一項を加える。

2　届出事業者は、第三条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第七条を次のように改める。

（届出事項に係る情報の公表）

第七条　経済産業大臣は、第三条の規定による届出又は第五条第一項の規定による届出（第三条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第三条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

2　経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第八条に次の二項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4　特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

第九条に次の一項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る電気用品が特定電気用品である場合には、前項の証明書（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十五条の規定により保存している同条各号に掲げる証明書を含み、第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

第十条第一項中「届出事業者」の下に「（特定輸入事業者である者を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項及び第三項前段（特定電気用品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第八条第三項後段（特定電気用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該電気用品に前項の表示を付することができる。

第十二条中「第十条第一項」の下に「（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）」を加え、同条第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同条第三号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第三項前段又は第九条第三項前段の規定に違反したとき　当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

四　国内管理人が第八条第三項後段又は第九条第三項後段の規定に違反したとき　当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

第十二条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る電気用品の区分に属する届出に係る型式の電気用品に第十条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一　国内管理人が第八条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二　国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

「第五章の二　危険等防止命令」を「第五章の二　危険等防止命令等」に改める。

第五章の二に次の三条を加える。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）

第四十二条の六　取引デジタルプラットフォーム提供者は、電気用品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

（危険等防止要請）

第四十二条の七　経済産業大臣は、第四十二条の五各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用して販売される電気用品による危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危険及び障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該電気用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3　取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第四十二条の八　経済産業大臣は、電気用品による危険又は障害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第四十五条第一項中「の事業を行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を、「業務」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務及び当該届出事業者の業務）」を加える。

第四十六条第一項中「の事業を行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を加える。

第五十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第五十八条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　第九条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

七　第九条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

第五十八条第二号の次に次の二号を加える。

三　第八条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

四　第八条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

第六十条第一号中「第五条」を「第五条第一項若しくは第二項」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害防止命令」を「災害防止命令等」に改める。

第二条に次の三項を加える。

9　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して液化石油ガス器具等の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、液化石油ガス器具等の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第六十六条において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

10　この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

11　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第三十九条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合については、同条第二項）」に改める。

第四十条中「に同条」を「に同条第一項」に改める。

第四十一条中「者は」の下に「、経済産業省令で定めるところにより」を加え、「区分に」を「区分（以下単に「液化石油ガス器具等の区分」という。）に」に改め、同条第三号中「液化石油ガス器具等を」を「液化石油ガス器具等の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

第四十三条に次の一項を加える。

2　届出事業者は、第四十一条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十五条を次のように改める。

（届出事項に係る情報の公表）

第四十五条　経済産業大臣は、第四十一条の規定による届出又は第四十三条第一項の規定による届出（第四十一条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第四十一条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

2　経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第四十六条に次の二項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4　特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る液化石油ガス器具等が特定液化石油ガス器具等である場合には、前項の証明書（第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

第四十八条中「届出事業者」の下に「（特定輸入事業者である者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項及び第三項前段（特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第四十六条第三項後段（特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該液化石油ガス器具等に前項の経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

第五十条中「第四十八条」を「第四十八条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）」に改め、同条第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同条第三号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、第四十六条第三項前段又は第四十七条第三項前段の規定に違反したとき　当該液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

四　国内管理人が第四十六条第三項後段又は第四十七条第三項後段の規定に違反したとき　当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

第五十条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る液化石油ガス器具等の区分に属する届出に係る型式の液化石油ガス器具等に第四十八条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一　国内管理人が第四十六条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二　国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

「第六節　災害防止命令」を「第六節　災害防止命令等」に改める。

第六十六条から第八十条までを次のように改める。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）

第六十六条　取引デジタルプラットフォーム提供者は、液化石油ガス器具等（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

（災害防止要請）

第六十七条　経済産業大臣は、第六十五条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該災害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該液化石油ガス器具等の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3　取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第六十八条　経済産業大臣は、液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第八十二条第一項、第八十三条第一項若しくは第八十三条の二第一項の規定に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第六十九条から第八十条まで　削除

第八十二条第一項中「行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。以下「液化石油ガス器具等製造事業者等」という。）」を、「状況」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況）」を加える。

第八十三条第一項中「液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」を「液化石油ガス器具等製造事業者等」に改め、同条第九項中「液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者」を「液化石油ガス器具等製造事業者等」に改める。

第八十三条の二第一項中「液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者」を「液化石油ガス器具等製造事業者等」に改める。

第九十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号中「者」を「とき。」に改める。

第九十六条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改める。

第九十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第九十九条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第百条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の二中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第四十一条第一項」を「第四十一条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第十五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十三号中「第八十三条第一項」を「液化石油ガス器具等製造事業者等が第八十三条第一項」に、「者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）」を「とき。」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十一号中「第八十二条第一項」を「液化石油ガス器具等製造事業者等が第八十二条第一項」に、「者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　第四十七条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

十一　第四十七条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

第百条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　第四十六条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

八　第四十六条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

第百一条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者（前条第十一号の規定に該当する者を除く。）」を「とき（前条第十四号の規定に該当する場合を除く。）。」に改め、同条第五号中「者（前条第十三号の規定に該当する者を除く。）」を「とき（前条第十六号の規定に該当する場合を除く。）。」に改め、同条第六号中「者」を「とき。」に改める。

第百三条の二第一号中「第四十三条」を「第四十三条第一項若しくは第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第百条第六号の改正規定（「第四十一条第一項」を「第四十一条」に改める部分に限る。）及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下この条において「新消安法」という。）第十条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる新消安法第六条の規定による届出及び当該届出に係る新消安法第八条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（以下この項において「旧消安法」という。）第六条の規定による届出及び当該届出に係る旧消安法第八条又は新消安法第八条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。

2　新消安法第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる新消安法第六条の規定による届出に係る新消安法第九条の規定による届出について適用する。

（ガス事業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後のガス事業法（以下この条において「新ガス事業法」という。）第百四十四条第一項の規定は、施行日以後に行われる新ガス事業法第百四十条の規定による届出及び当該届出に係る新ガス事業法第百四十二条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第二条の規定による改正前のガス事業法（以下この項において「旧ガス事業法」という。）第百四十条の規定による届出及び当該届出に係る旧ガス事業法第百四十二条又は新ガス事業法第百四十二条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。

2　新ガス事業法第百四十四条第二項の規定は、施行日以後に行われる新ガス事業法第百四十条の規定による届出に係る新ガス事業法第百四十三条の規定による届出について適用する。

（電気用品安全法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の電気用品安全法（以下この条において「新電安法」という。）第七条第一項の規定は、施行日以後に行われる新電安法第三条の規定による届出及び当該届出に係る新電安法第五条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の電気用品安全法（以下この項において「旧電安法」という。）第三条の規定による届出及び当該届出に係る旧電安法第五条又は新電安法第五条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。

2　新電安法第六条の規定は、施行日以後に行われる新電安法第三条の規定による届出に係る新電安法第七条第二項の規定による届出について適用する。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この条において「新液石法」という。）第四十五条第一項の規定は、施行日以後に行われる新液石法第四十一条の規定による届出及び当該届出に係る新液石法第四十三条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第四条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「旧液石法」という。）第四十一条の規定による届出及び当該届出に係る旧液石法第四十三条又は新液石法第四十三条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。

2　新液石法第四十五条第二項の規定は、施行日以後に行われる新液石法第四十一条の規定による届出に係る新液石法第四十四条の規定による届出について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　岸田　文雄

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十八号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

目次中「第七条」を「第八条」に、「第八条」を「第九条」に、「第十四条」を「第十六条」に改める。

第一条中「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて」を「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定」に改め、「児童の権利に関する条約」の下に「及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）」を加え、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

第十四条の見出しを「調査研究等」に改め、同条中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に、「、及び」を「及び」に、「子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究」を「次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進」に改め、同条に次の各号を加える。

一　こどもの貧困の実態

二　こどもの貧困に関する指標

三　貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方

四　こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方

五　地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

第十四条を第十六条とする。

第十三条中「地方公共団体は、」の下に「貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた」を加え、「子ども」を「こども」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（民間の団体の活動の支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条中「子ども」を「こども」に改め、「保護者の」の下に「雇用の安定及び」を加え、同条を第十三条とする。

第十一条中「子ども」を「こども」に、「保護者」を「家族」に改め、「相談」の下に「並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援」を加え、同条を第十二条とする。

第十条中「機会均等」の下に「が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実」を、「の支援」の下に「、学校教育の体制の整備」を加え、「子ども」を「こども」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項及び第二項中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同条を第十条とする。

第八条の見出し中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同条第一項中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、「以下」の下に「この条及び次条において単に」を加え、同条第二項第一号中「子どもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同項第二号中「子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子ども」を「こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こども」に改め、同項第三号中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同項第四号中「子ども」を「こども」に改め、同項第五号中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同条第四項中「「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「、子ども」を「、こども」に、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同条第二項中「（令和四年法律第七十七号）」を削り、第一章中同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に、「、及び」を「及び」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に、「、及び」を「及び」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に、「、子ども」を「、こども」に改め、同条第四項中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に、「子どもの貧困の」を「こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その」に改め、「踏まえ、」の下に「こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改め、「子ども等に対する」を削り、「ための支援、」の下に「保護者に対する」を加え、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右される」を「貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立する」に、「子ども等の」を「こども及びその家族の」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2　こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第八条第一項の規定により定められた同項の大綱は、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（次項及び次条において「新法」という。）第九条第一項の規定により定められた同項の大綱とみなす。

2　旧法第九条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画（変更があったときは、その変更後のもの）又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画（変更があったときは、その変更後のもの）は、この法律の施行後は、それぞれ新法第十条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画とみなす。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第四条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「子どもの貧困対策（子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「よる子どもの貧困対策」を「よるこどもの貧困の解消に向けた対策」に、「ある子ども」を「あるこども」に、「、子どもの貧困対策」を「、こどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

（こども基本法の一部改正）

第五条　こども基本法（令和四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第七条第一項に規定する子ども」を「第八条第一項に規定するこども」に、「及び子どもの貧困対策」を「及びこどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

第九条第三項第三号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号」に改める。

第十条第四項中「子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項」に改め、同条第五項中「子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項」に改める。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第六条　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十九号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　学校設置者等が講ずべき措置等（第四条―第十八条）
第三章　民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等（第十九条―第三十二条）
第四章　犯罪事実確認書の交付等（第三十三条―第三十九条）
第五章　雑則（第四十条―第四十二条）
第六章　罰則（第四十三条―第四十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「児童等」とは、次に掲げる者をいう。

一　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する児童生徒等

二　前号に掲げる者のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十五条に規定する高等専門学校の第一学年から第三学年まで又は第三項第一号ロに規定する専修学校に在学する者

2　この法律において「児童対象性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等及び前項第二号に掲げる者に対して行われるこれに相当する行為をいう。

3　この法律において「学校設置者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　次に掲げる施設（以下「学校等」という。）を設置する者

イ　学校教育法第一条に規定する学校（同法第八十三条に規定する大学を除く。次項第一号において同じ。）

ロ　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）

ハ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。ニ及び次項第四号並びに第十二条第四号において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項第三号において「幼保連携型認定こども園」という。）

ニ　認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設

ホ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所（次項第五号において「児童相談所」という。）

ヘ　児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（次項第六号において「指定障害児入所施設等」という。）

ト　児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（次項第七号において「乳児院」という。）

チ　児童福祉法第三十八条に規定する母子生活支援施設（次項第八号において「母子生活支援施設」という。）

リ　児童福祉法第三十九条に規定する保育所（次項第九号において「保育所」という。）

ヌ　児童福祉法第四十条に規定する児童館（次項第十号において「児童館」という。）

ル　児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設（次項第十一号において「児童養護施設」という。）

ヲ　児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設を除く。次項第十二号において「障害児入所施設」という。）
ワ　児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（次項第十三号において「児童心理治療施設」という。）
カ　児童福祉法第四十四条に規定する児童自立支援施設（次項第十四号において「児童自立支援施設」という。）
二　次に掲げる事業（以下「児童福祉事業」という。）を行う者
イ　児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業であって、同法第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けた者が行うもの（次項第十五号及び第五項第四号から第七号までにおいて「指定障害児通所支援事業」という。）
ロ　児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業（次項第十六号において「乳児等通園支援事業」という。）
ハ　児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（次項第十七号において「家庭的保育事業等」という。）

4　この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。
一　学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの
イ　校長、園長、副校長、副園長及び教頭
ロ　主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教
ハ　ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの
二　前項第一号ロに規定する専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの
三　幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの
イ　園長、副園長及び教頭
ロ　主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭
ハ　ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの
四　前項第一号ニに掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子ども（認定こども園法第二条第一項に規定する子どもをいう。）の教育又は保育に関する業務を行うもの
五　児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童（児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の指導又は一時保護に関する業務を行うもの
六　指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの
七　乳児院の長及び乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児の養育に関する業務を行うもの
八　母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの
九　保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
十　児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの
十一　児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの
十二　障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二条各号に定める支援に関する業務を行うもの
十三　児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの
十四　児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの
十五　指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者であって次のイからニまでに掲げるもののうち当該イからニまでに定めるもの
イ　児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援（次項第四号において「児童発達支援」という。）に従事する者　障害児に対する同条第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行う者
ロ　児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービス（次項第五号において「放課後等デイサービス」という。）に従事する者　障害児に対する同条第三項の便宜の供与に関する業務を行う者
ハ　児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援（次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に従事する者　障害児に対する同条第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
ニ　児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援（次項第七号において「保育所等訪問支援」という。）に従事する者　障害児に対する同条第五項の便宜の供与に関する業務を行う者
十六　乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
十七　家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

5　この法律において「民間教育保育等事業者」とは、次に掲げる事業（以下「民間教育保育等事業」という。）を行う者をいう。
一　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する一般課程に係るものに限る。）又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
二　学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものにおける学校教育法第五十条に規定する高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの
三　学校等における教育及び前二号に掲げる事業のほか、児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの（次項第三号において「民間教育事業」という。）
イ　当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。
ロ　児童等に対して対面による指導を行うものであること。
ハ　当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること。
ニ　当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること。
四　児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第四号において「児童発達支援事業」という。）
五　放課後等デイサービスを行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第五号において「放課後等デイサービス事業」という。）

六　居宅訪問型児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援事業」という。）
七　保育所等訪問支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第七号において「保育所等訪問支援事業」という。）
八　児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（次項第八号において「児童自立生活援助事業」という。）
九　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で学校教育法第二十九条に規定する小学校、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の内閣府令で定める施設において行われるもの（次項第九号において「放課後児童健全育成事業等」という。）
十　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業（次項第十号において「子育て短期支援事業」という。）
十一　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（次項第十一号において「一時預かり事業」という。）
十二　児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次項第十二号において「小規模住居型児童養育事業」という。）
十三　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（次項第十三号において「病児保育事業」という。）
十四　児童福祉法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業（次項第十四号において「意見表明等支援事業」という。）
十五　児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（次項第十五号において「妊産婦等生活援助事業」という。）
十六　児童福祉法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業（次項第十六号において「児童育成支援拠点事業」という。）
十七　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を行う事業（次項第十七号において「認可外保育事業」という。）
十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この号及び次項第十八号において「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業（障害児に対する障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援を行うものに限る。同号において「指定障害福祉サービス事業」という。）

この法律において「教育保育等従事者」とは、次に掲げる者をいう。

一　前項第一号の教育を行う同号に規定する専修学校又は各種学校の校長及び当該教育を行う教員
二　前項第二号の教育を行う教育施設の長及び当該教育を行う教員
三　民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技芸又は知識の教授を行うもの
四　児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行うもの
五　放課後等デイサービス事業を行う事業所の管理者及び放課後等デイサービス事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行うもの
六　居宅訪問型児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び居宅訪問型児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行うもの
七　保育所等訪問支援事業を行う事業所の管理者及び保育所等訪問支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行うもの
八　児童自立生活援助事業を行う事業所の管理者及び児童自立生活援助事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第一項第一号に掲げる者（児童に限る。）に対する同項に規定する児童自立生活援助を行うもの
九　放課後児童健全育成事業等を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業等に従事する者のうち児童の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
十　子育て短期支援事業を行う事業所の管理者及び子育て短期支援事業に従事する者のうち児童に対する児童福祉法第六条の三第三項に規定する支援に関する業務を行うもの
十一　一時預かり事業を行う事業所の管理者及び一時預かり事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第七項各号に掲げる者の保護に関する業務を行うもの
十二　小規模住居型児童養育事業を行う事業所の管理者及び小規模住居型児童養育事業に従事する者のうち児童の養育に関する業務を行うもの
十三　病児保育事業を行う事業所の管理者及び病児保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
十四　意見表明等支援事業を行う事業所の管理者及び意見表明等支援事業に従事する者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの
十五　妊産婦等生活援助事業を行う事業所の管理者及び妊産婦等生活援助事業に従事する者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの
十六　児童育成支援拠点事業を行う事業所の管理者及び児童育成支援拠点事業に従事する者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの
十七　認可外保育事業を行う施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
十八　指定障害福祉サービス事業を行う事業所の管理者及び指定障害福祉サービス事業に従事する者であって次のイからホまでに掲げるもののうち当該イからホまでに定めるもの

イ　障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護に従事する者　障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
ロ　障害者総合支援法第五条第四項に規定する同行援護に従事する者　障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
ハ　障害者総合支援法第五条第五項に規定する行動援護に従事する者　障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
ニ　障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に従事する者　障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
ホ　障害者総合支援法第五条第九項に規定する重度障害者等包括支援に従事する者　障害児に対する同項の主務省令で定める障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者

この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等）

第三条　学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する。

2　国は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が前項に定める責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備その他の施策を実施しなければならない。

第二章　学校設置者等が講ずべき措置等

（犯罪事実確認義務等）

第四条　学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（この法律の施行の際現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業についてこの法律の施行の際現に教員等としてその本来の業務に従事させている者及びこの法律の施行の日（以下この項及び第三項において「施行日」という。）の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって施行日後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、当該業務を行わせるまでに、第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書（以下この章及び次章において「犯罪事実確認書」という。）による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならない。

2　学校設置者等は、教員等に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行いとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、前項の規定にかかわらず、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から六月以内で政令で定める期間内に行うことができる。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない。

3　学校設置者等は、施行時現職者については、施行日から起算して三年以内で政令で定める期間を経過する日までに、その全ての者（施行日から当該政令で定める期間を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。）について、犯罪事実確認を行わなければならない。

4　学校設置者等は、この条の規定による犯罪事実確認を行った教員等をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日（第三十四条第二項に規定する確認日をいう。）の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き教員等としてその本来の業務に従事させるときは、当該年度の初日から末日までの間に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならない。

（児童対象性暴力等を把握するための措置）

第五条　学校設置者等は、児童等との面談その他の教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。

2　学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。

（犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置）

第六条　学校設置者等は、第四条の規定による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、前条第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置）

第七条　学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない。

2　学校設置者等は、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならない。

（研修の実施）

第八条　学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならない。

（県費負担教職員の場合の特例）

第九条　教員等が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校又は同法第二条に規定する高等学校で定時制の課程を置くものの教員等であって、同法の規定により都道府県がその給与を負担するものをいう。）である場合における第四条及び第六条の規定の適用については、第四条第一項、第二項本文、第三項及び第四項中「学校設置者等」とあるのは「都道府県の教育委員会」と、同条第二項ただし書及び第六条中「学校設置者等」とあるのは「都道府県の教育委員会及び第九条第二項に規定する市町村の教育委員会」とする。

2　都道府県の教育委員会は、前項の規定により読み替えて適用する第四条の規定により犯罪事実確認を行ったときは、当該犯罪事実確認に係る教員等が勤務する学校を設置する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十三条第八項において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第十一条及び第三十三条第八項において同じ。）町村の教育委員会に対し、前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置を講ずるために必要な限度において、当該教員等の犯罪事実確認記録（第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録をいう。以下この章及び次章において同じ。）を提供するものとする。

（施設等運営者がある場合の特例）

第十条　施設等運営者（学校設置者等から地方自治法第二百四十四条の二第三項若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項の規定による指定又は委託を受けて当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）がある場合における第四条から第八条までの規定の適用については、これらの規定中「学校設置者等」とあるのは、「学校設置者等及び第十条第一項に規定する施設等運営者」とする。

２　第三十五条第二項の規定により学校設置者等又は施設等運営者が犯罪事実確認書の交付を受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認書に係る教員等の犯罪事実確認記録を提供することができる。

（犯罪事実確認記録等の管理に関する措置）

第十一条　第四条（第九条第一項又は前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者及び第九条第二項の規定により犯罪事実確認実施者等」という。）は、犯罪事実確認記録等（第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下この章及び次章において同じ。）の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。

（利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止）

第十二条　犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは第六条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

一　第九条第二項又は第十条第二項の規定により提供する場合

二　訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合

三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四　第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項の規定により報告若しくは提出若しくは提示を求められ、又は質問若しくは検査に応じる場合

（犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告）

第十三条　犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして内閣府令で定めるものが生じたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（犯罪事実確認記録等の適正な管理）

第十四条　犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。

（帳簿の備付け及び定期報告）

第十五条　犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者を除く。以下この章において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の実施状況を記載し、これを保存しなければならない。

２　犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十六条　内閣総理大臣は、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、犯罪事実確認実施者等に対し、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、犯罪事実確認実施者等の事務所、学校等の施設、児童福祉事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（犯罪事実確認義務に違反した場合の公表）

第十七条　内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第四条（第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（是正命令）

第十八条　内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第十一条又は第十四条の規定に違反していると認めるとき（同条の規定の違反にあっては、第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）は、当該犯罪事実確認実施者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章　民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等

（認定の申請）

第十九条　民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業（事業運営者（民間教育保育等事業者から地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定による指定又は委託を受けて当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。）について、前章の規定により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下この章（第二十一条第一項を除く。）において「認定」という。）を受けることができる。

２　認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行う。

３　認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　その行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。）の概要及び当該民間教育保育等事業が第二条第五項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別

三　前号の民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地
四　第二号の民間教育保育等事業に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要
五　その他内閣府令で定める事項
4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　前項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の詳細を説明する資料
二　次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する資料
三　次条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程
四　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面
五　その他内閣府令で定める書類
（認定の基準等）
第二十条　内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。
一　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事させようとする者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるものを備えていること。
二　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施していること。
三　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施していること。
四　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が次のイからハまでに掲げる措置を定めた規程（以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。）を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
イ　犯罪事実確認の結果、第二号の措置により把握した状況、前号の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置（第二十六条第七項において「防止措置」という。）
ロ　前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施
ハ　前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置
五　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものを前条第三項第四号の業務に従事する者に受講させていること。
六　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。
2　次の各号のいずれかに該当する民間教育保育等事業者は、認定を受けることができない。
一　第三十二条第一項又は第二項の規定により認定等（第二十二条に規定する認定等をいう。以下この号において同じ。）を取り消された者であって、その取消しの日から二年を経過しない者（認定等を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む。）
二　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
（共同認定の申請）
第二十一条　民間教育保育等事業者及び事業運営者は、その行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）について、前章の規定により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下「共同認定」という。）を受けることができる。
2　共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行う。
3　第十九条第三項及び第四項並びに前条の規定は、共同認定について準用する。この場合において、第十九条第三項（第二号から第五号までの規定を除く。）及び第四項第四号並びに前条第一項各号及び第二項中「民間教育保育等事業者」とあるのは「民間教育保育等事業者及び事業運営者」と、第十九条第三項第二号中「を除く」とあるのは「に限る」と、同条第四項第二号中「資料（民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割を説明した資料を含む。）」と読み替えるものとする。
（認定等の公表）
第二十二条　内閣総理大臣は、認定又は共同認定（以下「認定等」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
一　認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者（以下「認定事業者等」という。）の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
二　認定等に係る民間教育保育等事業（以下「認定等事業」という。）の概要及び第二条第五項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別
三　認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
四　認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
五　その他内閣府令で定める事項
（認定等の表示）
第二十三条　認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、内閣総理大臣が定める表示を付することができる。
2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（変更の届出等）
第二十四条　認定事業者等は、第二十二条各号に掲げる事項を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
3　認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程又は第二十条第一項第六号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の措置を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りではない。

（児童対象性暴力等対処規程の遵守義務）

第二十五条　認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程を遵守しなければならない。

（犯罪事実確認義務等）

第二十六条　認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者（認定時現職者（認定等の際現に当該業務に従事させている者及び認定等を受けた日（以下この項及び第三項において「認定等の日」という。）の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって認定等の日の後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認を行わなければならない。

2　認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときは、前項の規定にかかわらず、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から六月以内で政令で定める期間内に行うことができる。ただし、認定事業者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない。

3　認定事業者等は、認定時現職者については、認定等の日から起算して一年以内で政令で定める期間を経過する日までに、その全ての者（認定等の日から当該政令で定める期間を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。）について、犯罪事実確認を行わなければならない。

4　認定事業者等は、前項の犯罪事実確認が完了したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

5　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該認定事業者等が法定の期間内に認定等事業に従事する全ての教育保育等従事者について犯罪事実確認を行った旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

6　認定事業者等は、第一項から第三項まで及びこの項の規定による犯罪事実確認を行った者をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日（第三十四条第二項に規定する確認日をいう。）の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させるときは、当該年度の初日から末日までの間に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならない。

7　第三十五条第二項の規定により民間教育保育等事業者又は事業運営者が犯罪事実確認書の交付を受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認に係る教育保育等従事者の犯罪事実確認記録を提供することができる。

（犯罪事実確認記録等の適正な管理）

第二十七条　認定事業者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。

2　第十二条及び第十三条の規定は、認定事業者等について準用する。この場合において、第十二条中「第六条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の措置」とあるのは「第二十六条第七項に規定する防止措置」と、同条第一号中「第九条第二項又は第十条第二項」とあるのは「第二十六条第七項」と、同条第四号中「第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは第三十条第三項」と、「提出若しくは提示」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

（帳簿の備付け及び定期報告）

第二十八条　認定事業者等は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の実施状況を記載し、これを保存しなければならない。

2　認定事業者等は、犯罪事実確認等（犯罪事実確認、第二十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置並びに児童対象性暴力等対処規程に定める第二十条第一項第四号イからハまで（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる措置をいう。次条第一項において同じ。）の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十九条　内閣総理大臣は、犯罪事実確認等の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、認定事業者等に対し、犯罪事実確認等の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の事務所、認定等事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認等の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（適合命令及び是正命令）

第三十条　内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十条第一項各号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者等に対し、期限を定めて、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十七条第一項の規定に違反していると認めるとき（同条第二項において準用する第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）は、当該認定事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（廃止の届出）

第三十一条　認定事業者等は、認定等事業を廃止するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日（以下この条において「廃止の日」という。）を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨及び廃止の日をインターネットの利用その他の方法により、公表しなければならない。

3　認定等は、廃止の日として第一項の規定により届け出られた日以後は、その効力を失う。

（認定等の取消し等）

第三十二条　内閣総理大臣は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき。

二　第二十条第二項第二号又は第三号（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる者に該当することとなったとき。

三　第二十六条第一項から第三項まで又は第六項の規定に違反して犯罪事実確認を行っていないとき。

四　第三十条の規定による命令に違反したとき。

2　内閣総理大臣は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができる。

一　民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき。

二　認定等事業を行っていないと認めるとき。

三　第二十条第一項各号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

四　第二十四条第一項若しくは第三項、第二十五条、第二十八条又は前条第一項の規定に違反したとき。

五　第二十七条第一項又は同条第二項において準用する第十二条若しくは第十三条の規定に違反したとき（第二十七条第一項の規定の違反にあっては、同条第二項において準用する第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）。

六　第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

３　内閣総理大臣は、前二項の規定による認定等の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四章　犯罪事実確認書の交付等

（犯罪事実確認書の交付申請）

第三十三条　対象事業者（第四条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者をいう。以下同じ。）は、これらの規定により犯罪事実確認を行わなければならないこととされている者（次項において「従事者」という。）について、内閣総理大臣に対し、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した書面（以下「犯罪事実確認書」という。）の交付を申請することができる。

２　前項の規定による申請（以下この章において「交付申請」という。）の対象とする従事者（以下この章において「申請従事者」という。）の行う業務が施設等運営者又は事業運営者が管理する施設又は事業所において行われるものである場合にあっては、交付申請は、学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同して行うものとする。

３　犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　交付を受けようとする対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

三　申請従事者が勤務する学校等の名称及び所在地又は申請従事者が従事する児童福祉事業若しくは認定等事業の概要

四　申請従事者が行う業務の内容

五　申請従事者が教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事させようとする者である場合にあっては、当該申請従事者を当該業務に従事させる予定の日（第三十八条第二項第二号において「従事予定日」という。）

六　交付申請が前項の規定により共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の送付を受ける者

七　その他内閣府令で定める事項

４　前項の申請書（以下この章において「申請書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請従事者と対象事業者との間の雇用契約の契約書の写しその他の当該申請従事者を交付申請に係る業務に従事させることを証する書類

二　その他内閣府令で定める書類

５　対象事業者は、申請書を提出するときは、申請従事者に、内閣府令で定めるところにより、申請対象者情報（当該申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別並びに当該対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地をいう。第三十五条第四項及び第三十七条第三項第一号において同じ。）を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を内閣総理大臣に提出させるものとする。

一　申請従事者が日本の国籍を有する場合　次に掲げる書類（ロに掲げる書類にあっては、当該申請従事者に係る除かれた戸籍がある場合に限る。）

イ　当該申請従事者の本籍、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の次条第一項に規定する本人特定情報（以下この条において「本人特定情報」という。）に関する事項として内閣府令で定めるもの（ロにおいて「本籍等」という。）が記載され又は記録された全ての戸籍の抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、同法第百二十条第一項に規定する戸籍証明書又は戸籍の謄本

ロ　当該申請従事者の本籍等が記載され又は記録された全ての除かれた戸籍の抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍法第百二十条第一項に規定する除籍証明書又は除かれた戸籍の謄本

二　申請従事者が日本の国籍を有しない場合　当該申請従事者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写しその他の本人特定情報を把握するために必要な書類として内閣府令で定めるもの

６　前項の規定により当該申請従事者が同項各号に定める書類を提出する場合において、当該書類のうちに当該申請従事者が同項の規定により既に提出したものがあるときは、内閣府令で定めるところにより、当該書類（本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものとして内閣府令で定めるものを除く。）の提出を省略することができる。

７　申請従事者が第五項の規定による書類の提出を当該対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。

８　内閣総理大臣は、本人特定情報の確認のため必要があるときは、市町村、指定都市の区若しくは総合区又は出入国在留管理庁に照会し、又は協力を求めることができる。

（内閣総理大臣による犯罪事実の確認）

第三十四条　内閣総理大臣は、犯罪事実確認書を交付するため、法務大臣に対し、申請従事者に係る次に掲げる事項（以下この章において「本人特定情報」という。）を提供し、次項に規定する事項を通知するよう求めることができる。

一　氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）

二　出生の年月日

三　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該申請従事者が日本の国籍を有する場合　本籍（変更があった者については、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）

ロ　当該申請従事者が日本の国籍を有しない場合　住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下この号及び次項において「国籍等」という。）（変更があった者については、変更前の全ての国籍等及び変更の年月日を含む。）

２　法務大臣は、前項の規定による求めがあったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項及び当該各号のいずれの場合に該当するかの確認を行った日（次条第四項及び第三十八条第一項において「確認日」という。）を内閣総理大臣に通知するものとする。

一　特定性犯罪についての事件（拘禁刑又は罰金を言い渡す裁判が確定したものに限る。次号において同じ。）の保管記録（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第二項に規定する保管記録をいう。次号において同じ。）に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうちに、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがない場合　その旨

二　特定性犯罪についての事件の保管記録に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうちに、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがある場合　本人特定情報に合致する被告人の特定性犯罪についての次に掲げる事項

イ　罪名

ロ　裁判（拘禁刑又は罰金に処する確定裁判に限る。）の主文の内容

ハ　ロの裁判において示された法令の適用

ニ　ロの裁判が確定した日

ホ　当該被告人が当該特定性犯罪について拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その言渡しが取り消された者であるときは、その旨

ヘ　当該被告人が当該特定性犯罪について刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった者であるときは、当該刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日

（犯罪事実確認書の交付）

第三十五条　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、交付申請をした対象事業者に対し、当該交付申請に係る申請従事者の犯罪事実確認書を交付するものとする。

2　交付申請が第三十三条第二項の規定により共同で行われた場合における前項の規定による犯罪事実確認書の交付は、申請書に記載された同条第三項第六号の者に対して犯罪事実確認書を送付することにより行うものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、第十八条の規定による命令、第三十条第一項の規定による命令（第二十条第一項第六号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に係るものに限る。）又は第三十条第二項の規定による命令を受けた対象事業者からの交付申請については、これらの命令に係る措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わないものとする。

4　犯罪事実確認書には、申請対象者情報及び確認日並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載する。

一　申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない場合　その旨

二　申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合　次に掲げる事項

イ　当該申請従事者についての第二条第八項各号に掲げる特定性犯罪事実該当者の区分

ロ　その特定性犯罪の裁判が確定した日

5　内閣総理大臣は、第一項の規定により前項第二号に定める事項を記載した犯罪事実確認書を交付するときは、あらかじめ、当該犯罪事実確認書に係る申請従事者に当該犯罪事実確認書に記載する内容を通知しなければならない。この場合においては、当該犯罪事実確認書の第一項の規定による交付は、第三十七条第二項に規定する期間を経過するまで（当該期間内に同項に規定する訂正請求があった場合にあっては、当該訂正請求に係る同条第六項又は第七項の規定による通知をするまで）は、行わないものとする。

6　前各項に定めるもののほか、犯罪事実確認書の様式その他の犯罪事実確認書の交付の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（犯罪事実確認書管理簿）

第三十六条　内閣総理大臣は、申請従事者ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿（次項において「犯罪事実確認書管理簿」という。）を作成しなければならない。

一　本人特定情報

二　申請書に記載された第三十三条第三項各号に掲げる事項

三　第三十四条第二項又は次条第五項の規定により法務大臣から通知された事項

四　次条第二項に規定する訂正請求があった場合にあっては、同条第六項又は第七項の決定の内容

五　犯罪事実確認書に記載した事項及び当該犯罪事実確認書の交付の日

2　前項に定めるもののほか、犯罪事実確認書管理簿の様式その他犯罪事実確認書管理簿に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（訂正請求）

第三十七条　第三十五条第五項の規定による通知を受けた申請従事者は、同項の規定により通知された内容（以下この条において「通知内容」という。）が事実でないと思料するときは、内閣総理大臣に対し、当該通知内容の訂正を請求することができる。

2　前項の規定による訂正の請求（以下この条において「訂正請求」という。）は、第三十五条第五項の規定による通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。

3　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一　訂正請求をする者の申請対象者情報

二　訂正請求の趣旨及び理由

4　内閣総理大臣は、訂正請求に理由があるかどうかの判断をするため必要があるときは、法務大臣に対し、第三十四条第二項の規定により通知された内容に誤りがないかどうかについて確認を求めることができる。

5　法務大臣は、第三十四条第二項の規定により通知した内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、内閣総理大臣に対して、その内容を訂正して通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、通知内容を訂正する旨の決定をし、訂正請求をした申請従事者に対しその旨を書面により通知するとともに、交付申請をした対象事業者に対し訂正した内容を記載した犯罪事実確認書を交付しなければならない。

7　内閣総理大臣は、訂正請求に理由がないと認めるときは、通知内容を訂正しない旨の決定をし、訂正請求をした申請従事者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

（犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去）

第三十八条　犯罪事実確認書受領者等（犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者及び第九条第二項、第十条第二項又は第二十六条第七項の規定による提供を受けた者をいう。以下同じ。）は、犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日から起算して三十日を経過する日までに、当該犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等（犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（第四十六条第三号において「犯罪事実確認記録」という。）をいう。以下この条において同じ。）を廃棄し及び消去しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認に係る申請従事者が離職した場合又は犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず若しくは雇用しなかった場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して三十日が経過する日までに、当該申請従事者の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない。

一　当該申請従事者が離職した場合　離職の日

二　犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず又は雇用しなかった場合　従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）

3　前二項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日から起算して三十日が経過する日までに、当該犯罪事実確認書受領者等が取得した全ての犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない。

（職員等の秘密保持義務）

第三十九条　犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書（第三十五条第四項第二号に定める事項が記載されたものに限る。第四十五条第二項において同じ。）に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五章　雑則

（手数料）

第四十条　認定等を受けようとする者（国及び地方公共団体並びにこれらが行う民間教育保育等事業の事業所の管理を行う事業運営者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（関係大臣への協議）

第四十一条　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる内閣府令を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、当該各号に定める大臣に協議するものとする。

一　第二条第四項第一号ハ、第二号及び第三号ハ並びに第五項第二号及び第九号、第四条第二項（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五条及び第七条（これらの規定を第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の内閣府令　文部科学大臣

二　第二十条第一項第一号から第五号まで（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第二項の内閣府令　文部科学大臣及び経済産業大臣

（こども家庭庁長官への内閣総理大臣に係る権限の委任）

第四十二条　内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

第六章　罰則

（情報不正目的提供罪）

第四十三条　犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（犯罪事実確認書不正取得罪）

第四十四条　偽りその他不正の手段により犯罪事実確認書の交付を受けたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示罪及び情報漏示等罪）

第四十五条　第二十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第三十九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（帳簿の不備等の罪）

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第十六条第一項又は第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第三十八条の規定に違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったとき。

（国外犯）

第四十七条　第四十三条及び第四十五条第二項の規定は、日本国外においてこれらの規定の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第四十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

（準備行為）

第四条　内閣総理大臣は、第四十一条各号に掲げる内閣府令を定めるため、この法律の施行の日前においても、当該各号に定める大臣に協議することができる。

（政令への委任）

第五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、学校設置者等、教員等、民間教育保育等事業者、教育保育等従事者及び特定性犯罪事実該当者の範囲を含め、児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（学校教育法の一部改正）

第七条　学校教育法の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二　学校（大学を除く。）の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）で定めるところにより、児童対象性暴力等（同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、並びに児童対象性暴力等が行われた場合に幼児、児童、生徒及び学生を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第百三十三条第一項中「専修学校に、」の下に「第十二条の二の規定は専修学校（高等課程を置くものに限る。）に、」を加える。

（児童福祉法の一部改正）

第八条　児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二条第六項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）で定めるところにより、当該都道府県が設置する児童相談所について、児童対象性暴力等（同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項及び第二十一条の五の十八第四項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の五の十八に次の一項を加える。

指定障害児通所支援事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律で定めるところにより、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の五の二十三第一項に次の一号を加える。

五　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合

当該違反を是正するために必要な措置をとること。

第二十一条の五の二十四第一項第十号中「この法律」の下に「、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。

第二十四条の十一に次の一項を加える。

第二十一条の五の十八第四項の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。

第二十四条の十六第一項に次の一号を加える。

四　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合

当該違反を是正するために必要な措置をとること。

第二十四条の十七第九号中「この法律」の下に「、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。

第三十四条の十六に次の一項を加える。

第二十一条の五の十八第四項の規定は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者について準用する。

第三十四条の十七第一項中「維持する」を「維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保する」に改め、同条第三項中「至つたときは」を「至つた場合又は家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいてする命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には」に改め、「適合するため」の下に「又は当該違反を是正するため」を加える。

第四十五条に次の一項を加える。

第二十一条の五の十八第四項の規定は、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（第四十六条第三項において「乳児院等」という。）の設置者について準用する。

第四十六条第一項中「維持する」を「維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保する」に、「求め、」を「求め、又は」に改め、同条第三項中「達しないときは」を「達しない場合又は乳児院等の設置者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には」に、「勧告し、又は」を「勧告し、」に改め、「かつ、」の下に「その施設の運営を継続させることが」を加え、同条第四項中「児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、」を「前項に規定する場合においてその施設の運営を継続させることが」に改める。

第五十八条中「若しくはこの」を「若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第九条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等のための措置）

第六条　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）で定めるところにより、児童対象性暴力等（同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第七条第一項第六号中「社会福祉法」の下に「、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。

第十三条に次の一項を加える。

6　第六条の規定は、幼保連携型認定こども園の設置者について準用する。

第二十条中「、この法律又はこの」を「この法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの」に、「勧告し、又は」を「勧告し」に改め、「かつ、」の下に「当該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが」を、「認められるときは」の下に「、当該設置者に対し」を加える。

第二十一条第一項第一号中「又はこの」を「若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの」に改め、「かつ、」の下に「当該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが」を加える。

第二十二条第一項中「この法律に」を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの法律に」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第十二号、第十三号及び第十六号」を「第十三号、第十四号及び第十七号」に改める。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十一条　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号の二を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行に関すること。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

政令

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十四号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三号を第十六号とし、第三号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　福島県及び長崎県の区域

第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　北海道の区域
二　宮城県及び熊本県の区域

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十五号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年七月一日とする。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十六号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第十五号）の施行に伴い、並びに特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第四項、第五条第三項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六条第二項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十六条第二項第七号、第七百一条の三十四第三項第十二号並びに附則第十一条第十項及び第十五条第三十五項並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の一部改正）

第一条　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令

第一条中「特定農産加工業経営改善臨時措置法（」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号。」に、「第三条第一項」を「第二条第四項」に改め、同条第四号中「又は」を「、又は」に改める。

第四条の見出しを「（経営改善措置又は事業提携に関する計画の承認の基準）」に改める。

第五条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（調達安定化措置に関する計画の承認の基準）

第五条　法第五条第三項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、同条第二項第三号に掲げる事項が調達安定化措置を確実に遂行するため適切なものであり、かつ、同項第四号に掲げる事項が適切なものであることとする。

（地方税法施行令の一部改正）

第二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の十八第二項第四号及び第五十六条の二十八第二項第二号中「第二条第十三号から第十五号まで」を「第二条第九号及び第十四号から第十六号まで」に改める。

附則第七条第十四項中「又は第十三号から第十五号まで」を「、第十号又は第十四号から第十六号まで」に改める。

附則第十一条第四十項第四号中「第十一号から第十五号まで及び第十八号」を「第十号、第十二号から第十六号まで及び第十九号」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第三条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九号まで」を「第二十号まで」に改め、同条第八号中「特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項に規定する」を削り、「を営む者等で同法」を「（特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号。以下この号及び次号において「特定農産加工法」という。）第二条第二項に規定する特定農産加工業をいう。同号において同じ。）を営む者又は当該者を直接若しくは間接の構成員とする特定事業協同組合等（同条第四項に規定する特定事業協同組合等をいう。同号において同じ。）で特定農産加工法」に改め、「規定による」を削り、「経営改善措置又は」を「同条第一項に規定する経営改善措置又は同条第二項に規定する」に、「造成し若しくは取得し」を「、造成し、若しくは取得し、」に改め、「取得するものに限る」の下に「。同号において同じ」を、「合理化若しくは」の下に「当該」を加え、同条中第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「第十七号及び第十九号」を「第十八号及び第二十号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　沖縄において特定農産加工業を営む者又は当該者を直接若しくは間接の構成員とする特定事業協同組合等で特定農産加工法第五条第一項の承認を受けたもの　食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該承認に係る計画に従つて同項に規定する調達安定化措置を行うのに必要なもののうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用に必要なもの又は調達先としての特定農産加工法第二条第二項第二号に規定する指定農産物の生産地の変更、特定農産加工法第五条第一項に規定する代替原材料の使用、原料若しくは材料たる同号に規定する指定農産物等の効率的な使用若しくは当該指定農産物等若しくは当該代替原材料の保管を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第四条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令の特例）」に改め、同条中「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第一項」に、「令和六年六月三十日」を「令和七年三月三十一日」に、「特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令」に、「第五条の」を「第六条の」に改める。

附　則

この政令は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
農林水産大臣　坂本　哲志

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四中「アルメニア」の下に「、中華人民共和国、インド、カザフスタン」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

旅券法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十八号

旅券法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項、第二項（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、第二十条の二第一項並びに第二十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「旅券又は」を「一般旅券又は」に改める。

第二条第一号中「二千円」を「二千三百円」に、「四千円」を「四千三百円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第五条において同じ。）を使用する方法により当該処分の申請をする場合には、千九百円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百円）とする。」に改める。

第五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同項第一号中「一万五千九百円」を「一万六千二百円」に、「一万六千百円」を「一万六千四百円」に改め、同項第二号中「一万九百円」を「一万千二百円」に、「一万千百円」を「一万千四百円」に、「五千九百円」を「六千二百円」に、「六千百円」を「六千四百円」に改め、同項第三号中「五千九百円」を「六千二百円」に、「六千百円」を「六千四百円」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「二万千九百円」を「二万二千二百円」に、「二万二千四百円」に改め、同項第二号中「一万六千九百円」を「一万七千二百円」に、「一万七千四百円」に、「一万千九百円」を「一万二千二百円」に、「一万二千百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第三号中「一万千九百円」を「一万二千二百円」に、「一万二千四百円」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、国外において法第二十条第一項第一号から第三号までの処分の申請をする者（同条第二項の規定の適用を受ける者に限る。）が、電子情報処理組織を使用する方法により当該処分の申請をする場合における手数料の額は、外国貨幣換算率により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

一　法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料　二万千八百円以上二万二千円以下

二　法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料　一万六千八百円以上一万七千円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、一万千八百円以上一万二千円以下）

三　法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料　一万千八百円以上一万二千円以下

第五条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、国外において法第二十条第一項第一号から第三号までの処分の申請をする者が、電子情報処理組織を使用する方法により当該処分の申請をする場合における手数料の額は、外国貨幣換算率により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

一　法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料　一万五千八百円以上一万六千円以下

二　法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料　一万八百円以上一万千円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、五千八百円以上六千円以下）

三　法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料　五千八百円以上六千円以下

第六条第一項第一号中「旅券の発行」を「一般旅券の発行」に、「旅券の作成（法第七条に規定する旅券の電磁的方法による記録を含む。）」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　一般旅券（法第五条第二項に規定する電磁的方法による記録を行うものに限る。ロ並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）の作成に必要となる情報を、都道府県の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて外務省の使用に係る電子計算機に送信すること。

ロ　作成された一般旅券の確認

ハ　一般旅券（イに規定するものを除く。）の作成

第六条第一項第二号中「旅券」を「一般旅券」に改め、同項第三号中「旅券の発行」を「一般旅券の発行」に、「旅券の作成」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　一般旅券の作成に必要となる情報を、都道府県の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて外務省の使用に係る電子計算機に送信すること。

ロ　作成された一般旅券の確認

ハ　一般旅券（イに規定するものを除く。）の作成

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の旅券法施行令（第六条第一項第三号を除く。）の規定は、この政令の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料及び当該申請に基づく一般旅券に関する事務について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料及び当該申請に基づく一般旅券に関する事務については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十六日
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十九号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和六年六月三十日」を「令和七年六月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

府　令

○内閣府令第六十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第三項、第九十七条第二項ただし書及び第四項（同法第百条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十九条の五第五項後段並びに第百十四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の二第一号ホ及び第二号ニ、第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号並びに第三十五条第二項第一号ロ並びに第三項第一号及び第三号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技能検査） **第十八条の二の三**　［1～3　略］ 4　第二十二条及び第二十四条（第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては大型免許、中型免許及び準中型免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。）の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四条第三項及び第六項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。 5　［略］ （大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号又は第二号に定める成績とする。 （道路において行わなくてよい運転免許試験項目） **第二十三条の二**　法第九十七条第二項ただし書の内閣府令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一　次条第一項の規定によりＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「ＡＴ自動車」という。）を使用して行う項目のうち方向変換、縦列駐車（縦列に駐車している自動車の間に縦列に駐車することをいう。以下同じ。）及び鋭角コースの走行 二　次条第一項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目 三　次条第二項の表の下欄に掲げる項目のうち方向変換、縦列駐車及び鋭角コースの走行	（技能検査） **第十八条の二の三**　［1～3　同上］ 4　第二十二条及び第二十四条（第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。）の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四条第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。 5　［同上］ （大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項第二号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項第一号に定める成績とする。 （道路において行わなくてよい運転免許試験項目） **第二十三条の二**　法第九十七条第二項ただし書の内閣府令で定める項目は、方向変換、縦列駐車（縦列に駐車している自動車の間に縦列に駐車することをいう。以下同じ。）及び鋭角コースの走行とする。 ［各号を加える。］

（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）
		二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		三　横断歩道の通過
		四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		二　交差点の通行
		三　横断歩道及び踏切の通過
		四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		五　方向変換
普通第二種免許	ＡＴ自動車	一　道路における走行（発進及び停止を含む。）
		二　交差点の通行
		三　横断歩道の通過
		四　人の乗降のための停車及び発進
		五　転回
		六　方向変換又は縦列駐車
		七　鋭角コースの走行

（技能試験）

第二十四条　自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）
	二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。）
	三　横断歩道の通過
	四　方向変換又は縦列駐車
大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（カタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。以下同じ。）のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許を除く。）	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表において同じ。）
	二　交差点の通行
	三　横断歩道及び踏切の通過
	四　方向変換
カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	一　幹線コースの走行（発進及び停止を含む。）
	二　交差点の通行
大型二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行
	二　交差点の通行
	三　横断歩道及び踏切の通過
	四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表において同じ。）
	五　直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行
普通二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行
	二　交差点の通行
	三　横断歩道及び踏切の通過
	四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

		普通仮免許
ＡＴ自動車以外の自動車	ＡＴ自動車	ＡＴ自動車以外の自動車
一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　方向変換 六　鋭角コースの走行	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

五　直線狭路コース及び連続進路転換コースの走行（総排気量については〇・一二五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）に限り運転することができる普通二輪免許（以下「小型限定普通二輪免許」という。）については、連続進路転換コースの走行を除く。）	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コースの走行 五　方向変換	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘路への進入	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　転回 六　方向変換又は縦列駐車 七　鋭角コースの走行
	牽引免許及び牽引第二種免許	大型第二種免許及び中型第二種免許	普通第二種免許	大型仮免許及び中型仮免許	準中型仮免許及び普通仮免許

２　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許及び準中型免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（カタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。以下同じ。）のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許を除く。）	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　方向変換
カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	一　幹線コースの走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行
大型二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行
普通二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　直線狭路コース及び連続進路転換コースの走行（総排気量については〇・一二五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）に限り運転することができる普通二輪免許（以下「小型限定普通二輪免許」という。）については、連続進路転換コースの走行を除く。）
牽引免許及び牽引第二種免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過

［項を加える。］

	四　曲線コースの走行 五　方向変換
大型第二種免許及び中型第二種免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行
大型仮免許及び中型仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘路への進入
準中型仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

3　第一項の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験においては、ＡＴ自動車を使用して行う項目をＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目の前に行うものとし、ＡＴ自動車を使用して行う項目について第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができなかつた者に対しては、ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

4　次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

一　ＡＴ普通免許（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許をいう。以下同じ。）

二　ＡＴ普通第二種免許（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許をいう。以下同じ。）

三　ＡＴ普通仮免許（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通仮免許をいう。以下この条において同じ。）

5　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

6　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

［各号を削る。］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

3　技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

一　大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許　六千メートル以上

二　大型免許、中型免許及び準中型免許　五千メートル以上

免許の種類	使用する自動車	距離
普通免許	ＡＴ自動車	四千五百メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
普通第二種免許	ＡＴ自動車	六千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
普通仮免許	ＡＴ自動車	二千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上

7‖　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

免許の種類	距離
大型免許、中型免許及び準中型免許	五千メートル以上
大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許	千二百メートル以上

三‖　普通免許　四千五百メートル以上
四‖　準中型仮免許及び普通仮免許　二千メートル以上
五‖　大型二輪免許　千五百メートル以上
六‖　大型特殊免許（次号に掲げる大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（次号に掲げる大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許　千二百メートル以上
七‖　カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許　二百メートル以上

［表を加える。］

［項を加える。］

カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	二百メートル以上
大型二輪免許	千五百メートル以上
大型第二種免許及び中型第二種免許	六千メートル以上
準中型仮免許	二千メートル以上

8　［略］

9　技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

一　大型第二種免許、中型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

二　普通第二種免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

三　大型免許、中型免許、準中型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許及び準中型仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四　普通免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

五　［略］

六　普通仮免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上、ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

10　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
［略］	
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの

4　［同上］

5　［同上］

一　第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

［号を加える。］

二　第一種免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

［号を加える。］

三　［同上］

［号を加える。］

6　［同上］

免許の種類	自動車の種類
［同上］	
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの

［略］	二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの
11 ［略］	
12 ［略］	

（試験の一部免除の基準）

第二十七条　令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第九項各号又は第二十五条に定める成績とする。

（再試験）

第二十八条の二　第二十二条、第二十三条の二、第二十四条（第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては準中型免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第二項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第七項及び第八項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第三号及び第四号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十項から第十二項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［１～４　略］

５　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～ト　略］

［同上］	
7 ［同上］	
8 ［同上］	

（試験の一部免除の基準）

第二十七条　令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項各号又は第二十五条に定める成績とする。

（再試験）

第二十八条の二　第二十二条、第二十三条の二、第二十四条（第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第二号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［１～４　同上］

５　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。第三十五条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	三時限
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る教習	基本操作及び基本走行	一時限
	応用走行	一時限
	基本操作及び基本走行	一時限
ＡＴ普通免許に係る教習		

［リ～ツ　略］

ネ　応用走行の最後において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

［ナ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

（卒業証明書の発行等）

第三十四条の二　［１・２　略］

3　法第九十九条の五第五項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、次に掲げる事項を記載した書面に当該技能検定を行つた技能検定員が署名又は記名押印をして行うものとする。

［一～六　略］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号、第二号、第三号（準中型仮免許に係るものを除く。）又は第四号に定める成績とする。

（申請の手続）

第三十五条　法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

［一～四　略］

五　備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表

［六～八　略］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

［リ～ツ　同上］

ネ　応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

［ナ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］

（卒業証明書の発行等）

第三十四条の二　［１・２　同上］

3　法第九十九条の五第五項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、次に掲げる事項を記載した書面に当該技能検定を行つた技能検定員が記名押印して行うものとする。

［一～六　同上］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第五項第一号又は第二号（第一種免許に係るものに限る。）に定める成績とする。

（申請の手続）

第三十五条　［同上］

［一～四　同上］

五　備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）及び無線指導装置一覧表

［六～八　同上］

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	［略］			
	普通免許	12	18	30
	ＡＴ普通免許	16	18	34
	［略］			
	普通第二種免許	12	14	26
	ＡＴ普通第二種免許	16	14	30
中型免許	［略］			
	普通免許	7	8	15
	ＡＴ普通免許	11	8	19
	［略］			
	普通第二種免許	7	4	11
	ＡＴ普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	［略］			
	普通免許	4	9	13
	ＡＴ普通免許	8	9	17
	［略］			
	普通第二種免許	4	5	9
	ＡＴ普通第二種免許	8	5	13
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）	なし	12	23	35
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	19	27
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	23	35
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	23	33
ＡＴ普通免許	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
［略］				

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	［同上］			
	普通免許	12	18	30
	ＡＴ限定普通免許	16	18	34
	［同上］			
	普通第二種免許	12	14	26
	ＡＴ限定普通第二種免許	16	14	30
中型免許	［同上］			
	普通免許	7	8	15
	ＡＴ限定普通免許	11	8	19
	［同上］			
	普通第二種免許	7	4	11
	ＡＴ限定普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	［同上］			
	普通免許	4	9	13
	ＡＴ限定普通免許	8	9	17
	［同上］			
	普通第二種免許	4	5	9
	ＡＴ限定普通第二種免許	8	5	13
普通免許（ＡＴ限定普通免許を除く。）	なし	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	11	15	26
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	19	32
ＡＴ限定普通免許	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
［同上］				

大型二輪免許（ＡＴ大型二輪免許を除く。）	なし		16	20	36
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		14	17	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36
	普通二輪免許		5	7	12
		ＡＴ普通二輪免許（ＡＴ小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。）	9	7	16
		小型限定普通二輪免許（ＡＴ小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。）	9	11	20
		ＡＴ小型限定普通二輪免許	13	11	24
ＡＴ大型二輪免許	なし		9	20	29
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		7	17	24
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29
	普通二輪免許		3	6	9
		ＡＴ普通二輪免許	4	6	10
		小型限定普通二輪免許	6	11	17
		ＡＴ小型限定普通二輪免許	7	11	18
普通二輪免許（ＡＴ普通二輪免許、小型限定普通二輪免許及びＡＴ小型限定普通二輪免許を除く。）	なし		9	10	19
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		9	8	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		9	8	17
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19
ＡＴ普通二輪	なし		5	10	15

大型二輪免許（ＡＴ限定大型二輪免許を除く。）	なし		16	20	36
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		14	17	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36
	普通二輪免許		5	7	12
		ＡＴ限定普通二輪免許（ＡＴ小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。）	9	7	16
		小型限定普通二輪免許（ＡＴ小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。）	9	11	20
		ＡＴ小型限定普通二輪免許	13	11	24
ＡＴ限定大型二輪免許	なし		9	20	29
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		7	17	24
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29
	普通二輪免許		3	6	9
		ＡＴ限定普通二輪免許	4	6	10
		小型限定普通二輪免許	6	11	17
		ＡＴ小型限定普通二輪免許	7	11	18
普通二輪免許（ＡＴ限定普通二輪免許、小型限定普通二輪免許及びＡＴ小型限定普通二輪免許を除く。）	なし		9	10	19
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		9	8	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		9	8	17
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19
ＡＴ限定普通	なし		5	10	15

免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		5	8	13
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	5	10	15
［略］					
大型第二種免許	［略］				
	普通免許		15	19	34
		ＡＴ普通免許	19	19	38
	［略］				
	普通第二種免許		15	14	29
		ＡＴ普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	［略］				
	普通免許		12	16	28
		ＡＴ普通免許	16	16	32
	［略］				
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	14	22
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	14	22
	普通免許		8	13	21
		ＡＴ普通免許	8	17	25
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	30	47
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	34	55
ＡＴ普通第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡ	8	10	18

二輪免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		5	8	13
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	5	10	15
［同上］					
大型第二種免許	［同上］				
	普通免許		15	19	34
		ＡＴ限定普通免許	19	19	38
	［同上］				
	普通第二種免許		15	14	29
		ＡＴ限定普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	［同上］				
	普通免許		12	16	28
		ＡＴ限定普通免許	16	16	32
	［同上］				
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ限定普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	10	22
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	10	22
	普通免許		8	13	21
		ＡＴ限定普通免許	12	13	25
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		20	26	46
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	24	30	54
ＡＴ限定普通第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡ	8	10	18

	Ｔ中型車（８ｔ）限定中型免許			
準中型免許		8	10	18
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
普通免許		8	13	21
	ＡＴ普通免許	8	13	21
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考　［１～９　略］

［削る。］

10　この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。

11　この表において、ＡＴ大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。

12　この表において、ＡＴ普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。

13　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種

	Ｔ中型車（８ｔ）限定中型免許			
準中型免許		8	10	18
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
普通免許		8	13	21
	ＡＴ限定普通免許	8	13	21
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考　［１～９　同上］

10　この表において、ＡＴ限定普通免許又はＡＴ限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。

11　この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。

12　この表において、ＡＴ限定大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。

13　この表において、ＡＴ限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。

14　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。

15　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○　△　○

類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技能検査） **第十八条の二の三**　［1～3　略］ 4　第二十二条及び第二十四条（第六項を除くものとし、第一項、第四項、第五項及び第七項の規定にあつては中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限り、第二項及び第八項の規定にあつては大型免許に係る技能試験に係る部分に限り、第十項及び第十一項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限る。）の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四条第三項及び第七項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。 5　［略］ （大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号又は第二号に定める成績とする。 （技能試験） **第二十四条**　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。	（技能検査） **第十八条の二の三**　［1～3　同上］ 4　第二十二条及び第二十四条（第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては大型免許、中型免許及び準中型免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。）の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四条第三項及び第六項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。 5　［同上］ （大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号又は第二号に定める成績とする。 （技能試験） **第二十四条**　［同上］

免許の種類	使用する自動車	項目
中型免許、準中型免許及び普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）

免許の種類	使用する自動車	項目
普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）

大型第二種免許に係る教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　［同上］

			二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
			三　横断歩道の通過
			四　方向変換又は縦列駐車
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
			五　方向変換
中型第二種免許		ＡＴ自動車	一　道路における走行（発進及び停止を含む。）
			二　交差点の通行
			三　横断歩道の通過
			四　人の乗降のための停車及び発進
			五　方向変換又は縦列駐車
			六　鋭角コースの走行
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
			五　方向変換
			六　鋭角コースの走行
普通第二種免許		ＡＴ自動車	一　道路における走行（発進及び停止を含む。）
			二　交差点の通行
			三　横断歩道の通過

［項を加える。］

			二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
			三　横断歩道の通過
			四　方向変換又は縦列駐車
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
			五　方向変換
普通第二種免許		ＡＴ自動車	一　道路における走行（発進及び停止を含む。）
			二　交差点の通行
			三　横断歩道の通過

			四　人の乗降のための停車及び発進
			五　転回
			六　方向変換又は縦列駐車
			七　鋭角コースの走行
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
			五　方向変換
			六　鋭角コースの走行
中型仮免許		ＡＴ自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
			五　路端における停車及び発進
			六　隘路への進入
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
準中型仮免許及び普通仮免許		ＡＴ自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

［項を加える。］

			四　人の乗降のための停車及び発進
			五　転回
			六　方向変換又は縦列駐車
			七　鋭角コースの走行
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
			五　方向変換
			六　鋭角コースの走行
普通仮免許		ＡＴ自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
		ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
			二　交差点の通行
			三　横断歩道及び踏切の通過
			四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

2　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
［略］	
大型第二種免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行
大型仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘路への進入
［項を削る。］	

3　第一項の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験においては、ＡＴ自動車を使用して行う項目をＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目の前に行うものとし、ＡＴ自動車を使用して行う項目について第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができなかつた者に対しては、ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

4　次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

一　ＡＴ中型免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許をいう。以下同じ。）

二　ＡＴ準中型免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許をいう。以下同じ。）

三　［略］

2　［同上］

免許の種類	項目
大型免許、中型免許及び準中型免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
［同上］	
大型第二種免許及び中型第二種免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行
大型仮免許及び中型仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘路への進入
準中型仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

3　第一項の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験においては、ＡＴ自動車を使用して行う項目をＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目の前に行うものとし、ＡＴ自動車を使用して行う項目について第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができなかつた者に対しては、ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

4　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

一　［同上］

四　ＡＴ中型第二種免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許をいう。以下同じ。）

五　［略］

六　ＡＴ中型仮免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型仮免許をいう。以下この条において同じ。）

七　ＡＴ準中型仮免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型仮免許をいう。以下この条において同じ。）

八　［略］

5　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この表において同じ。）、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）
準中型免許	普通免許又は普通第二種免許
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	普通第二種免許
中型仮免許（ＡＴ中型仮免許を除く。）	準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許（ＡＴ準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通仮免許（ＡＴ普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）
準中型仮免許	普通免許、普通第二種免許又は普通仮免許

6　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（中型仮免許の技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

［号を加える。］

二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　［同上］

［項を加える。］

5　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車	距離
中型免許及び準中型免許	ＡＴ自動車	五千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［略］		
中型第二種免許及び普通第二種免許	ＡＴ自動車	六千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
中型仮免許	ＡＴ自動車	千二百メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
準中型仮免許及び普通仮免許	ＡＴ自動車	二千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上

8　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

免許の種類	距離
大型免許	五千メートル以上
大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許及び大型仮免許	千二百メートル以上
［略］	

6　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車	距離
［項を加える。］		
［同上］		
普通第二種免許	ＡＴ自動車	六千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［項を加える。］		
普通仮免許	ＡＴ自動車	二千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上

7　［同上］

免許の種類	距離
大型免許、中型免許及び準中型免許	五千メートル以上
大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許	千二百メートル以上
［同上］	

大型第二種免許	六千メートル以上
［項を削る。］	

9　［略］

10　技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

一　大型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

二　中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

三　大型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四　中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

五　大型仮免許に係る技能試験にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

六　中型仮免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

七　準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上、ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

11　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付することにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
［略］	
中型免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの

大型第二種免許及び中型第二種免許 準中型仮免許	六千メートル以上 二千メートル以上

8　［同上］

9　［同上］

一　大型第二種免許、中型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

二　普通第二種免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

三　大型免許、中型免許、準中型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許及び準中型仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四　普通免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

五　大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

［号を加える。］

10　

六　普通仮免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上、ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

［同上］

免許の種類	自動車の種類
［同上］	
中型免許	最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの

	準中型免許及び準中型仮免許	二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの（以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。）
		一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
［略］	普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
［略］	中型第二種免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
［略］	中型仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及

	準中型免許及び準中型仮免許	最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの
	普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの
［同上］	中型第二種免許	乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・二〇メートル以上のもの
［同上］	中型仮免許	最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下の

び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）

二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

12 ［略］

13 ［略］

（試験の一部免除の基準）

第二十七条　令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項各号又は第二十五条に定める成績とする。

（再試験）

第二十八条の二　第二十二条、第二十三条の二、第二十四条（第六項を除くものとし、第一項、第四項、第五項及び第七項の規定にあつては準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限り、第二項及び第八項の規定にあつては大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験に係る部分に限り、第十項及び第十一項の規定にあつては準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験に係る部分に限る。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第二項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項及び第五項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第七項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第八項及び第九項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第三号及び第四号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十一項から第十三項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科

バス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・二〇メートル以上のもの）

11 ［同上］

12 ［同上］

（試験の一部免除の基準）

第二十七条　令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第九項各号又は第二十五条に定める成績とする。

（再試験）

第二十八条の二　第二十二条、第二十三条の二、第二十四条（第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては準中型免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第二項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第七項及び第八項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第三号及び第四号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十項から第十二項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「技能再

試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　略］

5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～ト　略］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。第三十五条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許に係る教習	基本操作及び基本走行	一時限
中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT準中型免許を除く。以下この欄において同じ。）に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
	並びに応用走行	
AT中型免許又はAT準中型免許に係る教習（AT準中型免許に係る教習にあつては、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	二時限
	応用走行	一時限
AT準中型免許に係る教習（現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	二時限
［略］		

［リ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

チ　［同上］

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
［項を加える。］		
［項を加える。］		
準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	三時限
［項を加える。］		
［同上］		

［リ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］

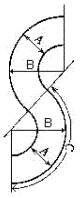
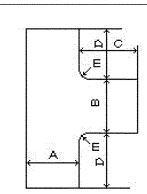
（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号から第四号までに定める成績とする。

別表第三（第三十二条関係）

一　［略］

二　コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基準
［略］	
曲線コース	一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。  （表：教習に係る免許の種類／図示の記号／A／B／C） 大型免許及び大型第二種免許：A 五メートル／B 一二・二五メートル／C 円周の八分の三 中型免許及び中型第二種免許：A 四メートル／B 一〇メートル／C 円周の八分の三 準中型免許、普通免許及び普通第二種免許：A 三・五メートル／B 九・七五メートル／C 七・五メートル 大型二輪免許、普通免許及び普通二輪免許：A 二メートル／B 七・五メートル／C 円周の八分の三 備考　半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。
二　［略］	
方向変換コース	一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。  （表：教習に係る免許の種類／図示の記号／幅 A／幅 B／奥行 C／出入口部の長さ D／すみ切り半径 E） 大型免許：A 六メートル／B 五メートル／C 一〇メートル／D 一〇メートル以上／E 二・五メートル 大型第二種免許及び中型免許：A 五メートル／B 五メートル／C 一〇メートル／D 一〇メートル以上／E 二・五メートル 中型第二種免許及び普通第二種免許：A 五メートル／B 五メートル／C 八メートル／D 八メートル以上／E 一・五メートル 準中型免許、普通免許及び普通二輪免許：A 四・五メートル／B 五メートル／C 八メートル／D 七メートル以上／E 一・五メートル 大型二輪免許：A 三・五メートル／B 三・五メートル／C 五メートル／D 五メートル以上／E 一メートル 備考　一　すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいう。 二　図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。 三　大型免許に係る教習に用いるコースにあっては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。
二　［略］	

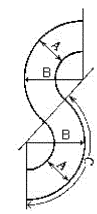
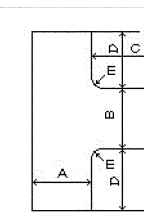
（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号、第二号、第三号（準中型仮免許に係るものを除く。）又は第四号に定める成績とする。

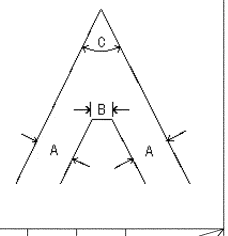
別表第三（第三十二条関係）

一　［同上］

二　［同上］

コースの種類	基準
［同上］	
曲線コース	一　［同上］  （表：教習に係る免許の種類／図示の記号／A／B／C） 大型免許及び大型第二種免許：A 五メートル／B 一二・二五メートル／C 円周の八分の三 中型免許及び中型第二種免許：A 四メートル／B 一〇メートル／C 円周の八分の三 準中型免許、普通免許及び普通第二種免許：A 三・五メートル／B 七・五メートル／C 円周の八分の三 大型二輪免許、普通免許及び普通二輪免許：A 二メートル／B 五・五メートル／C 円周の八分の三 備考　半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。
二　［同上］	
方向変換コース	一　［同上］  （表：教習に係る免許の種類／図示の記号／幅 A／幅 B／奥行 C／出入口部の長さ D／すみ切り半径 E） 大型免許：A 六メートル／B 五メートル／C 一〇メートル／D 一〇メートル以上／E 二・五メートル 大型第二種免許及び中型免許：A 五メートル／B 五メートル／C 一〇メートル／D 一〇メートル以上／E 二・五メートル 中型第二種免許及び普通第二種免許：A 五メートル／B 五メートル／C 八メートル／D 八メートル以上／E 一・五メートル 準中型免許、普通免許及び普通二輪免許：A 四・五メートル／B 五メートル／C 八メートル／D 七メートル以上／E 一・五メートル 大型二輪免許：A 三・五メートル／B 三・五メートル／C 五メートル／D 五メートル以上／E 一メートル 備考　一　すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいう。 二　図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。 三　大型免許に係る教習に用いるコースにあっては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。
二　［同上］	

鋭角コース 一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。	［略］



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅	切取線の長さ	角度
	A	B	C
大型第二種免許	五メートル	一メートル	六十度
中型第二種免許	四メートル	〇・七メートル	六十度
普通第二種免許	三・五メートル	〇・一メートル	六十度

備考　一　切取線の長さとは、コースの内側の曲角部を直線に切つた時に生じる切取線の長さをいう。

二　コースの外側の曲角部については、教習に使用する自動車の構造及び性能に応じ、コースの内側の曲角部の切取線と平行に切ることができる。

二　［略］

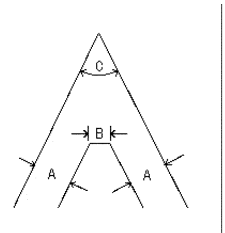
	備考 ［一～三　略］

四　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

五　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

六　［略］

鋭角コース 一　［同上］	［同上］



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅	切取線の長さ	角度
	A	B	C
大型第二種免許	五メートル	一メートル	六十度
中型第二種免許	五メートル	〇・五メートル	六十度
普通第二種免許	三・五メートル	〇・一メートル	六十度

備考　一　切取線の長さとは、コースの内側の曲角部を直線に切つた時に生じる切取線の長さをいう。

二　コースの外側の曲角部については、教習に使用する自動車の構造及び性能に応じ、コースの内側の曲角部の切取線と平行に切ることができる。

二　［同上］

	備考 ［一～三　同上］

［加える。］

［加える。］

四　［同上］

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	［略］			
	中型免許	5	9	14
	ＡＴ中型免許	9	9	18
	中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
	［略］			
	準中型免許	10	13	23
	ＡＴ準中型免許	14	13	27
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	15	26
	［略］			
	［略］			
	中型第二種免許	5	9	14
	ＡＴ中型第二種免許	9	9	18
	中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
	［略］			
	［略］			
中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）	なし	18	22	40
	準中型免許	5	4	9
	ＡＴ準中型免許	5	8	13
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	5	6	11
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	5	10	15
	普通免許	7	8	15
	ＡＴ普通免許	7	12	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	22	32
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	18	22	40
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	22	38
	普通第二種免許	7	4	11
	ＡＴ普通第二種免許	7	8	15

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	［同上］			
	中型免許	5	9	14
	中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
	［同上］			
	準中型免許	10	13	23
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	15	26
	［同上］			
	［同上］			
	中型第二種免許	5	9	14
	中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
	［同上］			
	［同上］			
中型免許	なし	21	18	39
	準中型免許	5	4	9
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	5	6	11
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	9	6	15
	普通免許	7	8	15
	ＡＴ普通免許	11	8	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39
	大型二輪免許又は普通二輪免許	19	18	37
	普通第二種免許	7	4	11
	ＡＴ普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	なし	18	23	41
	普通免許	4	9	13
	ＡＴ普通免許	8	9	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31

ＡＴ中型免許	なし	18	18	36
	ＡＴ準中型免許	5	4	9
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	5	6	11
	ＡＴ普通免許	7	8	15
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	18	28
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	18	18	36
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	18	34
	ＡＴ普通第二種免許	7	4	11
準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）	なし	15	27	42
	普通免許	4	9	13
	ＡＴ普通免許	4	13	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	22	32
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	15	27	42
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	27	40
	普通第二種免許	4	5	9
	ＡＴ普通第二種免許	4	9	13
ＡＴ準中型免許	なし	15	23	38
	ＡＴ普通免許	4	9	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	18	28
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	15	23	38
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	23	36
	ＡＴ普通第二種免許	4	5	9
［略］				
大型第二種免許	［略］			
	中型免許	10	14	24
	ＡＴ中型免許	14	14	28
	中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
	［略］			
	準中型免許	13	17	30
	ＡＴ準中型免許	17	17	34
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	18	23	41
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	23	39
	普通第二種免許	4	5	9
	ＡＴ普通第二種免許	8	5	13
［同上］				
大型第二種免許	［同上］			
	中型免許	10	14	24
	中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
	［同上］			
	準中型免許	13	17	30
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
	［同上］			
	［同上］			
	中型第二種免許	5	9	14
	中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
	［同上］			
	［同上］			
中型第二種免許	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
	ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	14	13	27
	準中型免許	11	13	24
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	16	16	32
	普通免許	12	16	28
	ＡＴ普通免許	16	16	32
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	26	48
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	30	26	56
	普通第二種免許	7	4	11
	ＡＴ普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許（ＡＴ普通	［同上］			
	中型免許	8	10	18

		［略］			
	［略］				
	中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型第二種免許	9	9	18
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		［略］			
	［略］				
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		ＡＴ中型免許	8	14	22
		中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	10	17	27
	準中型免許		11	13	24
		ＡＴ準中型免許	11	17	28
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	20	32
	普通免許		12	16	28
		ＡＴ普通免許	12	20	32
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		19	30	49
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	27	30	57
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ普通第二種免許	7	8	15
ＡＴ中型第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		ＡＴ中型免許	8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
	準中型免許		11	13	24
		ＡＴ準中型免許	11	13	24
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
	普通免許		12	16	28

第二種免許を除く。）		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		［同上］			
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		［同上］			
	［同上］				
ＡＴ普通第二種免許	［同上］				
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		［同上］			
	［同上］				

備考　［１～13　同上］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

［加える。］

二　［同上］

		ＡＴ普通免許	12	16	28
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		19	26	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	27	26	53
	ＡＴ普通第二種免許		7	4	11
普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	［略］				
	中型免許		8	10	18
		ＡＴ中型免許	8	14	22
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		［略］			
	準中型免許		8	10	18
		ＡＴ準中型免許	8	14	22
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		［略］			
	［略］				
ＡＴ普通第二種免許	［略］				
	中型免許		8	10	18
		ＡＴ中型免許	8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
	準中型免許		8	10	18
		ＡＴ準中型免許	8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		［略］			
	［略］				

備考　［１～13　略］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

一　普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この号において同じ。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この号において同じ。）に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二

種免許を除く。）に係る教習時間については、ＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。

三　大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三条　道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技能検査） **第十八条の二の三**　［1～3　略］ 4　第二十二条及び第二十四条（第二項、第六項及び第八項を除くものとし、第一項、第四項、第五項、第七項、第十項及び第十一項の規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限る。）の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四条第三項及び第七項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。 5　［略］ （大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第三号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号又は第二号に定める成績とする。	（技能検査） **第十八条の二の三**　［1～3　同上］ 4　第二十二条及び第二十四条（第六項を除くものとし、第一項、第四項、第五項及び第七項の規定にあつては中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限り、第二項及び第八項の規定にあつては大型免許に係る技能試験に係る部分に限り、第十項及び第十一項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限る。）の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四条第三項及び第七項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。 5　［同上］ （大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号又は第二号に定める成績とする。

（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等（以下この条において単に「試験等」という。）において運転しようとする者に対するものを除く。第四項、第五項及び第七項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）
		二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		三　横断歩道の通過
		四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		二　交差点の通行
		三　横断歩道及び踏切の通過
		四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		五　方向変換
［略］		
大型仮免許及び中型仮免許	ＡＴ自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
		二　交差点の通行
		三　横断歩道及び踏切の通過

（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
中型免許、準中型免許及び普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）
		二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		三　横断歩道の通過
		四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		二　交差点の通行
		三　横断歩道及び踏切の通過
		四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		五　方向変換
［同上］		
中型仮免許	ＡＴ自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行
		二　交差点の通行
		三　横断歩道及び踏切の通過

		四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘路への進入
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
［略］		

2　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。第八項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
［項を削る。］	
［略］	

3　［略］

4　次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

一　ＡＴ大型免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許をいう。以下同じ。）

二～六　［略］

七　ＡＴ大型仮免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型仮免許をいう。以下この条において同じ。）

八～十　［略］

		四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘路への進入
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
［同上］		

2　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
［同上］	

3　［同上］

4　［同上］

［号を加える。］

一～五　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

［号を加える。］

六～八　［同上］

［二号ずつ繰り下げる。］

5　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この表において同じ。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この表において同じ。）、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この表において同じ。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）
中型免許	準中型免許、普通免許又は普通第二種免許
［略］	
中型第二種免許	普通第二種免許
大型仮免許（ＡＴ大型仮免許を除く。）	中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許、普通第二種免許、中型仮免許（ＡＴ中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）、準中型仮免許（ＡＴ準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通仮免許（ＡＴ普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）
中型仮免許	準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許又は普通仮免許
［略］	

5　［同上］

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
［項を加える。］	
中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この表において同じ。）、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）
［同上］	
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	普通第二種免許
［項を加える。］	
中型仮免許（ＡＴ中型仮免許を除く。）	準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許（ＡＴ準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通仮免許（ＡＴ普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）
［同上］	

6　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（大型仮免許の技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）又は中型仮免許の技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車	距離
大型免許、中型免許及び準中型免許	ＡＴ自動車	五千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［略］		
大型仮免許及び中型仮免許	ＡＴ自動車	千二百メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［略］		

8　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

免許の種類	距離
［項を削る。］	
［略］	

9　［略］

10　技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

四　大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

［号を削る。］

6　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（中型仮免許の技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7　［同上］

免許の種類	使用する自動車	距離
中型免許及び準中型免許	ＡＴ自動車	五千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［同上］		
中型仮免許	ＡＴ自動車	千二百メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［同上］		

8　［同上］

免許の種類	距離
大型免許	五千メートル以上
［同上］	

9　［同上］

10　［同上］

［一・二　同上］

三　大型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四　中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

［号を加える。］

五　大型仮免許に係る技能試験にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

五　大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

六　大型仮免許に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

七　［略］

11　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
大型免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車（令第十三条第一項第二号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。）に限る大型免許にあつては、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの） 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの（以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。）
中型免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

六　中型仮免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

［号を加える。］

七　［同上］

11　［同上］

免許の種類	自動車の種類
大型免許	最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車（令第十三条第一項第二号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。）に限る大型免許にあつては、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）
中型免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以

		上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの（以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。）
［略］	［同上］	
大型仮免許	大型仮免許	
一　第一項に規定する方法により行う技能試験（ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。）にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの） 二　第一項に規定する方法により行う技能試験（ＡＴ自動車を使用して行うものを除く。）にあつては、特定普通免許標準試験車両 三　第二項に規定する方法により行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの	最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの）
中型仮免許	中型仮免許	
一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）
二　［略］	二　［同上］
［12・13　略］	［12・13　同上］
（教習の時間及び方法）	（教習の時間及び方法）
第三十三条　［1～4　略］	**第三十三条**　［1～4　同上］
5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。	5　［同上］
一　技能教習については、次のとおりとする。	一　［同上］
［イ～ト　略］	［イ～ト　同上］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。第三十五条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分	教習の科目	教習時間
［項を削る。］		
大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT準中型免許を除く。以下この欄において同じ。）に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行 並びに応用走行	一時限
AT大型免許、AT中型免許又はAT準中型免許に係る教習（AT準中型免許に係る教習にあつては、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
［略］		

［リ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

別表第三（第三十二条関係）

一　［略］

二　コースの形状及び構造に関する基準

［略］	
備考 ［一～三　略］ 四　大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。 ［五・六　略］	

チ　［同上］

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許に係る教習	基本操作及び基本走行	一時限
中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT準中型免許を除く。以下この欄において同じ。）に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行 並びに応用走行	一時限
AT中型免許又はAT準中型免許に係る教習（AT準中型免許に係る教習にあつては、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
［同上］		

［リ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］

別表第三（第三十二条関係）

一　［同上］

二　［同上］

［同上］	
備考 ［一～三　同上］ 四　中型免許（AT中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。 ［五・六　同上］	

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類		教習時間（時限数）		
			基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）	なし		23	31	54
	中型免許		5	9	14
		ＡＴ中型免許	5	13	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	16	24
	準中型免許		10	13	23
		ＡＴ準中型免許	10	17	27
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	15	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	19	30
	普通免許		12	18	30
		ＡＴ普通免許	12	22	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		15	31	46
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	23	31	54
	大型二輪免許又は普通二輪免許		21	31	52
	中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型第二種免許	5	13	18
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	16	24
		準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	18	30
	普通第二種免許		12	14	26
		ＡＴ普通第二種免許	12	18	30
ＡＴ大型免許	なし		23	27	50
	ＡＴ中型免許		5	9	14

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類		教習時間（時限数）		
			基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	なし		26	27	53
	中型免許		5	9	14
		ＡＴ中型免許	9	9	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	12	24
	準中型免許		10	13	23
		ＡＴ準中型免許	14	13	27
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	15	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	15	30
	普通免許		12	18	30
		ＡＴ普通免許	16	18	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	26	27	53
	大型二輪免許又は普通二輪免許		24	27	51
	中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型第二種免許	9	9	18
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	12	24
		準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種免許		12	14	26
		ＡＴ普通第二種免許	16	14	30
［同上］					
大型第二種免	大型免許		8	10	18

		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
	ＡＴ準中型免許		10	13	23
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	15	26
	ＡＴ普通免許		12	18	30
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		15	27	42
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	23	27	50
	大型二輪免許又は普通二輪免許		21	27	48
	ＡＴ中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
	ＡＴ普通第二種免許		12	14	26
［略］					
大型第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	12	10	22
		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	［略］				
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	14	22
	［略］				
ＡＴ中型第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	10	18
	［略］				
普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	14	22
	［略］				
ＡＴ普通第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	10	18
	［略］				
備考　［１～13　略］					

許	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	［同上］			
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	大型免許	8	10	18
	［同上］			
ＡＴ中型第二種免許	大型免許	8	10	18
	［同上］			
普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	大型免許	8	10	18
	［同上］			
ＡＴ普通第二種免許	大型免許	8	10	18
	［同上］			

備考　［１～13　同上］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

［加える。］

三　普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この号において同じ。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この号において同じ。）に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

二　［同上］

二　［同上］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

三　中型車（８ｔ）限定中型免許（ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許を除く。以下この号において同じ。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。次号において同じ。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許のいずれかを受けている者（中型車（８ｔ）限定中型免許を受け、かつ、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許を受けている者及び中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。次号において同じ。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

三の二　普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

三の三　［略］

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条　道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第三号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第一号に定める成績とする。	（大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第三号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号又は第二号に定める成績とする。

（道路において行わなくてよい運転免許試験項目）

第二十三条の二　法第九十七条第二項ただし書の内閣府令で定める項目は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 五　方向変換

（道路において行わなくてよい運転免許試験項目）

第二十三条の二　［同上］

［一・二　同上］

三　次条第二項の表の下欄に掲げる項目のうち方向変換、縦列駐車及び鋭角コースの走行

（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等（以下この条において単に「試験等」という。）において運転しようとする者に対するものを除く。第四項、第五項及び第七項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 五　方向変換

大型第二種免許及び中型第二種免許	ＡＴ自動車	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　方向変換 六　鋭角コースの走行
［略］		

2　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
［略］	［項を削る。］
［項を削る。］	

中型第二種免許	ＡＴ自動車	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　方向変換 六　鋭角コースの走行
［同上］		

2　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。第八項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
［同上］	大型第二種免許 一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行
	大型仮免許 一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘（あい）路への進入

3　［略］

4　次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

［一～四　略］

五　ＡＴ大型第二種免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許をいう。以下同じ。）

六～十一　［略］

5　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
［略］	
準中型免許	普通免許又は普通第二種免許
大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）	中型第二種免許又は普通第二種免許
［略］	

6　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車	距離
［略］		

3　［同上］

4　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五～十　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

5　［同上］

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
［同上］	
準中型免許	普通免許又は普通第二種免許
［項を加える。］	
［同上］	

6　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（大型仮免許の技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）又は中型仮免許の技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7　［同上］

免許の種類	使用する自動車	距離
［同上］		

8　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

免許の種類	距離	
［略］		
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	ＡＴ自動車	六千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［略］		

9　［略］

10　技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

［号を削る。］

一　大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

二　大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

［三・四　略］

免許の種類	距離	
［略］		
大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許及び牽引第二種免許	千二百メートル以上	
［略］		

［項を削る。］

8　［同上］

免許の種類	距離	
［同上］		
中型第二種免許及び普通第二種免許	ＡＴ自動車	六千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［同上］		

9　［同上］

免許の種類	距離	
［同上］		
大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許及び大型仮免許	千二百メートル以上	
［同上］		
大型第二種免許	六千メートル以上	

10　［同上］

一　大型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

二　中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

［号を加える。］

［三・四　同上］

五　大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

［号を削る。］

六　［略］

11　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
［略］	
大型第二種免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一〇・〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
［略］	
大型仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの）

五　大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

六　大型仮免許に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

七　［同上］

11　［同上］

免許の種類	自動車の種類
［同上］	
大型第二種免許	乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの
［同上］	
大型仮免許	一　第一項に規定する方法により行う技能試験（ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。）にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）

二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両 ［号を削る。］	中型仮免許
一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの） 二　［略］	

［12・13　略］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号、第三号又は第四号に定める成績とする。

別表第三（第三十二条関係）

一　［略］

二　コースの形状及び構造に関する基準

［略］	
備考 ［一～四　略］ 五　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。 六　［略］	

二　第一項に規定する方法により行う技能試験（ＡＴ自動車を使用して行うものを除く。）にあつては、特定普通免許標準試験車両 三　第二項に規定する方法により行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの	中型仮免許
一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの） 二　［同上］	

［12・13　同上］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号から第四号までに定める成績とする。

別表第三（第三十二条関係）

一　［同上］

二　［同上］

［同上］	
備考 ［一～四　同上］ 五　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。 六　［同上］	

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類		教習時間（時限数）		
			基本操作及び基本走行	応用走行	計
［略］					
大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	14	22
		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		ＡＴ中型免許	10	18	28
		中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	21	33
	準中型免許		13	17	30
		ＡＴ準中型免許	13	21	34
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	23	38
	普通免許		15	19	34
		ＡＴ普通免許	15	23	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		20	33	53
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	28	33	61
	中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型第二種免許	5	13	18
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	16	24
		準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	18	30
	普通第二種免許		15	14	29
		ＡＴ普通第二種免許	15	18	33

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類		教習時間（時限数）		
			基本操作及び基本走行	応用走行	計
［同上］					
大型第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	12	10	22
		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		ＡＴ中型免許	14	14	28
		中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	16	17	33
	準中型免許		13	17	30
		ＡＴ準中型免許	17	17	34
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	19	19	38
	普通免許		15	19	34
		ＡＴ普通免許	19	19	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		23	29	52
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	29	60
	中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型第二種免許	9	9	18
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	12	24
		準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種免許		15	14	29
		ＡＴ普通第二種免許	19	14	33

ＡＴ大型第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	10	18
		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		ＡＴ中型免許	10	14	24
		中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
		ＡＴ中型車（８ｔ）　限定中型免許	12	17	29
	準中型免許		13	17	30
		ＡＴ準中型免許	13	17	30
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
	普通免許		15	19	34
		ＡＴ普通免許	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		20	29	49
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	28	29	57
	ＡＴ中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
	ＡＴ普通第二種免許		15	14	29

［略］

備考　［１～13　略］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

一　中型車（８ｔ）限定中型免許（ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許を除く。以下この号において同じ。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許のいずれかを受けている者（中型車（８ｔ）限定中型免許を受け、かつ、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許を受けている者及び中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型免

［同上］

備考　［１～13　同上］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

一　中型車（８ｔ）限定中型免許（ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許を除く。以下この号において同じ。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。次号において同じ。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許のいずれかを受けている者（中型車（８ｔ）限定中型免許を受け、かつ、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許を受けている者及び中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。次号において同じ。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

二　普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

三　大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。次号において同じ。）に係る教習及びマイクロバス限定大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許又は中型免許（中型車（８ｔ）限定中型免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者及び中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型免許（準中型車（５ｔ）限定準中型免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。 二　普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許又は準中型免許に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。 三　大型免許、中型免許又は準中型免許（準中型車（５ｔ）限定準中型免許を除く。以下この号において同じ。）を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（中型車（８ｔ）限定中型第二種免許及び準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及び中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型車（８ｔ）限定中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。	
二　［略］	二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中道路交通法施行規則第三十四条の二第三項の改正規定　公布の日

二　第二条並びに附則第三条、第七条及び第十条の規定　令和八年四月一日

三　第三条並びに附則第四条及び第八条の規定　令和九年四月一日

四　第四条及び附則第五条の規定　令和九年十月一日

（普通免許等に関する経過措置）

第二条　普通自動車免許（以下「普通免許」という。）（運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十九条第三項の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験（以下「技能試験」という。）及び法第百条の二第一項の再試験（以下「再試験」という。）については、第一条の規定による改正後の道路交通法施行規則（以下この条及び次条において「第一条新府令」という。）第二十四条（第一条新府令第十八条の二の三第四項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

２　普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通仮免許に係る技能試験については、第一条新府令第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

３　この府令の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法施行規則（以下「旧府令」という。）第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた旧府令第二十四条第五項に定める基準に達する成績を得ている者については、第一条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第一条新府令第二十四条第九項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

４　この府令の施行前に旧府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書は、第一条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

５　この府令の施行の際現に旧府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第一条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

６　この府令の施行前に技能試験について旧府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第一条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

７　この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転することができる中型自動車（車両総重量八千キログラム未満、最大積載量五千キログラム未満、乗車定員十人以下のものに限る。以下この項において同じ。）、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車並びにＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「ＡＴ自動車」という。）以外の普通自動車であって、長さが三・〇〇メートル以下、幅が一・三〇メートル以下、高さが二・〇〇メートル以下のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量が〇・三六〇リットル以下のものに限る。）（次項及び第九項において「ＡＴ自動車以外の軽車（三六〇）」という。）に限ることとする条件が付されている中型自動車免許は、当該条件が付されていないものとみなす。

８　この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転することができる準中型自動車（車両総重量五千キログラム未満、最大積載量三千キログラム未満のものに限る。以下この項において同じ。）及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車並びにＡＴ自動車以外の軽車（三六〇）に限ることとする条件が付されている準中型自動車免許は、当該条件が付されていないものとみなす。

９　この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車及びＡＴ自動車以外の軽車（三六〇）に限ることとする条件が付されている普通免許は、当該条件が付されていないものとみなす。

10　指定自動車教習所における普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十三条第五項第一号若しくは第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

11　指定自動車教習所における普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

12　この府令の施行の際現に指定自動車教習所において普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13　この府令の施行の際現に指定自動車教習所において普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14　この府令の施行の際現に旧府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第一条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

15　この府令の施行前に旧府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第一条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までに普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第一条新府令第三十三条第五項第一号チ及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までに普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による指定の基準については、第一条新府令別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（中型免許等に関する経過措置）

第三条　中型自動車免許（以下「中型免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る技能検査及び技能試験については、第二条の規定による改正後の道路交通法施行規則（以下この条及び次条において「第二条新府令」という。）第二十四条（第二条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る技能検査、技能試験及び再試験については、第二条新府令第二十四条（第二条新府令第十八条の二の三第四項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型仮免許（以下「ＡＴ中型仮免許」という。）を除く。）及び準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る準中型仮免許（以下「ＡＴ準中型仮免許」という。）を除く。）に係る技能試験については、第二条新府令第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能検査及び技能試験は、第二条新府令第二十四条第十一項（第二条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量五千キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・一〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能検査、技能試験及び再試験並びに準中型仮免許（ＡＴ準中型仮免許を除く。）に係る技能試験は、第二条新府令第二十四条第十一項（第二条新府令第十八条の二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量二千キログラム以上の準中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上、前軸輪距が一・三〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能試験は、第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・二〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う中型仮免許（ＡＴ中型仮免許を除く。）に係る技能試験は、第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量五千キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等（以下単に「試験等」という。）において運転しようとする者については、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・二〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第一条新府令第二十四条第九項に定める基準に達する成績を得ている者については、第二条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第二条新府令第二十四条第十項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書は、第二条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第二条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に技能試験について第一条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第二条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

指定自動車教習所における中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）及び準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

指定自動車教習所における中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係るコースの形状及び構造に関する基準、技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条、別表第三の二及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）又は準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対するコースの形状及び構造に関する基準、技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条、別表第三の二及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16　指定自動車教習所におけるＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能検定は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量五千キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・一〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

17　指定自動車教習所におけるＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能検定は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量二千キログラム以上の準中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上、前軸輪距が一・三〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

18　指定自動車教習所におけるＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能検定は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・二〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

19　前項の規定により同項に規定する中型自動車を使用して中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能検定を行う場合及び当該技能検定に係る技能教習を行う場合におけるコースの形状及び構造に関する基準は、第二条新府令別表第三の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第二条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

21　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第二条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

22　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）又は準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第二条新府令第三十三条第五項第一号チ及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

23　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第二条新府令別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（大型免許等に関する経過措置）

第四条　大型自動車免許（以下「大型免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「ＡＴ大型免許」という。）を除く。）に係る技能検査及び技能試験については、第三条の規定による改正後の道路交通法施行規則（以下この条及び次条において「第三条新府令」という。）第二十四条（第三条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2　大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型仮免許（以下「ＡＴ大型仮免許」という。）を除く。）に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）については、第三条新府令第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る技能検査及び技能試験は、第三条新府令第二十四条第十一項（第三条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量一万キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項第二号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。）に限る大型免許にあつては、最大積載量六千キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

4　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型仮免許（ＡＴ大型仮免許を除く。）に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）は、第三条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量一万キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六千キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

5　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第三条新府令第二十四条第十項に定める基準に達する成績を得ている者については、第三条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第三条新府令第二十四条第十項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

6　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書は、第三条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

7　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第三条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

8　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に技能試験について第二条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第三条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

9　指定自動車教習所における大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　指定自動車教習所におけるＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る技能検定は、第三条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量一万キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車に限る大型免許にあつては、最大積載量六千キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

12　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第三条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

13　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第三条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

14　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（大型第二種免許等に関する経過措置）

第五条　大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許（以下「ＡＴ大型第二種免許」という。）を除く。）及び大型仮免許（ＡＴ大型仮免許を除く。）に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）については、第四条の規定による改正後の道路交通法施行規則（以下この条において「第四条新府令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）及び大型仮免許（ＡＴ大型仮免許を除く。）に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）は、第四条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が五・一五メートル以上のものを使用して行うことができる。

3　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第四条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

4　附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に技能試験について第三条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第四条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

5　指定自動車教習所における大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　指定自動車教習所におけるＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能検定は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が五・一五メートル以上のものを使用して行うことができる。

8　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第四条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

9　附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第三条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第四条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

10　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第四条新府令別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第六条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新府令第二十二条」を「道路交通法施行規則第二十二条」に、「第二項」を「第二項、第五項及び第七項」に、「第三項、第五項及び第六項」を「第四項、第六項、第九項及び第十項」に、「新府令第二十八条の二」を「同規則第二十八条の二」に、「第二十四条第一項」を「同規則第二十四条第一項」に、「同条第三項」を「同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同項第一号中「ＡＴ普通免許」とあるのは「ＡＴ中型免許」と、「普通自動車」とあるのは「中型自動車、準中型自動車及び普通自動車」と、同条第六項」に、「同項第三号中「普通免許」を「普通免許」に、「同条第四項」を「同条第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に、「同項第二号中」を「同項第四号中「普通免許」とあるのは「中型免許」と、」に、「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第十一項及び第十二項」に、「第二十五条中」を「同規則第二十五条中」に、「第二十六条中」を「同規則第二十六条中」に改める。

第七条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第七項中「及び第七項」を「、第六項及び第八項」に、「第六項、第九項及び第十項」を「第七項、第十項及び第十一項」に、「部分」を「技能試験に係る部分」に、「同項第一号」を「同項第三号」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「普通免許」とあるのは「中型免許」と、同条第十一項及び第十二項」を「普通免許」とあるのは「中型免許」と、同条第十二項及び第十三項」に改める。

第八条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第七項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

第九条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「新府令第二十四条第六項」を「道路交通法施行規則第二十四条第十項」に改める。

第十条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第二十四条第十項」を「第二十四条第十一項」に改める。

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第三条関係） 案内標識 ［略］ 警戒標識 ［略］ 規制標識 ［略］ 指示標識 ［略］ 補助標識 ［略］ 備考 一　本標識板（本標識の標示板をいう。） ㈠～㈤　略	**別表第二**（第三条関係） 案内標識 ［同上］ 警戒標識 ［同上］ 規制標識 ［同上］ 指示標識 ［同上］ 補助標識 ［同上］ 備考 一　本標識板（本標識の標示板をいう。） ㈠～㈤　同上

(六)　車両の種類の略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車両の種類	略称
［略］	
道路交通法施行規則第二十四条第二項に規定する小型二輪車及び一般原動機付自転車	小二輪
［略］	

［二～四　略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ヲ及びレ（これらの規定を同令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十六日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則

第一条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目）	（教習の科目の基準の細目）
第一条　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。	**第一条**　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　普通免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項	六　普通免許に係る応用走行　別表第二第四号から第九号までに掲げる事項
七　ＡＴ普通免許に係る応用走行　別表第二第四号から第九号までに掲げる事項	［号を加える。］
八～十　［略］	七～九　［同上］
［一号ずつ繰り下げる。］	
十一　大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項	十　大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

(六)　車両の種類の略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車両の種類	略称
［同上］	
道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び一般原動機付自転車	小二輪
［同上］	

［二～四　同上］

十二　普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項

十三　ＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号から第十号までに掲げる事項

［２～４　略］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～７　略］

８　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　［略］

二　大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）

［三～五　略］

六　普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習　別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。次号において同じ。）

七　ＡＴ普通免許に係る技能教習　別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習

八　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。次号及び第十一号において同じ。）

九　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。）

［号を加える。］

［２～４　同上］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～７　同上］

８　［同上］

一　［同上］

二　大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（第五号及び第八号において「日没時教習」という。）又は同表第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（第五号及び第八号において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）

［三～五　同上］

六　普通免許に係る技能教習　別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）

［号を加える。］

七　大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

八　大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。）

十　普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十一　ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条　［１～５　略］

６　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第一項第七号	三時限	八時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
［略］		

７　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、ＡＴ普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	六時限
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限	四時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第二第一号
第一項第七号	三時限	四時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
第三項	前項	第七項
	別表第一第二号	別表第二第二号又は第三号

［号を加える。］

第四条　［１～５　同上］

６　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
第一項第七号	三時限	四時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
［同上］		

［号を加える。］

［項を加える。］

8～10　［略］

11　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	［略］	
第九項第二号	［略］	
第九項第六号	三時限	七時限
	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
	一時限	三時限

12　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に	現に
	若しくは普通免許	又は普通免許
	者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）	者
	それぞれ一時限又は三時限	三時限
第九項第二号	四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）	四時限
第九項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数

備考　表中の［　］の記載は注記である。

7～9　［同上］

［一項ずつ繰り下げる。］

10　第八項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	［同上］	
第八項第二号	［同上］	
第八項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数

［項を加える。］

第二条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 一　［略］ 二　大型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 三　中型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 四　ＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 五　［略］ 六　準中型免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 七　ＡＴ準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 八　［略］ 九　普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項 十～十三　［略］ 十四　大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項	（教習の科目の基準の細目） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　大型免許及び中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項［号を加える。］ ［号を加える。］ 三　［同上］ 四　準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） ［号を加える。］ 五　［同上］ 六　普通免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項 七～十　［同上］ ［三号ずつ繰り下げる。］ 十一　大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十六　ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二　現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三　現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

四　現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

五　現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

六　現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る基本操作及び基本走行　別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項

七　現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

八　現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

九　現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十二　普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項

十三　ＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号から第十号までに掲げる事項

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

二　現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

［号を加える。］

三　現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

［号を加える。］

四　現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十一　現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対するＡＴ準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

十二　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十三　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行　別表第三第一号から第三号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）

十四　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行　別表第三第四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

十五　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十六　現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十七　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十八　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

［３・４　略］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　略］

６　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

［号を加える。］

［号を加える。］

五　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習　別表第三第一号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

［号を加える。］

六　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

七　現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

［３・４　同上］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　同上］

６　［同上］

一　大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

三　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

四　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

五　ＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

六　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第二第三号に掲げる事項

七　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

八　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

九　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

十　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十一　ＡＴ準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第二第三号に掲げる事項に係る教習

十二　ＡＴ準中型免許に係る応用走行（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

十三　ＡＴ準中型免許に係る応用走行（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

二　準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

三　準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習（別表第一第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

［号を加える。］

十四　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行　別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十六　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十九　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十　ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十一　ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

［略］

８　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第五号、第六号、第八号、第十一号、第十二号及び第十五号において同じ。）

四　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

五　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

７　［同上］

８　［同上］

一　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）

三　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

四　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

五　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

六　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七　ＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

八　ＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

九　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者又は現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十一　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　準中型免許に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

四　準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十二　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十三　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十六号において同じ。）

十四　ＡＴ準中型免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十五　ＡＴ準中型免許に係る技能教習（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十六　ＡＴ準中型免許に係る技能教習（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習

十七・十八　［略］

［号を加える。］

五　準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

六・七　［同上］

［十一号ずつ繰り下げる。］

十九　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。）

二十一　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

二十二　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十三　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十四　ＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十五　ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条　［略］

２　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許	準中型免許
前項第六号	行う教習	行う教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
前項第七号	三時限	七時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）
	者	者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者

八　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

九　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。次号及び第十一号において同じ。）

［号を加える。］

十　普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

十一　ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

［項を加える。］

第四条　［同上］

２　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	準中型免許若しくは普通第二種免許
前項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	準中型免許又は普通第二種免許

教習にあっては、一時限	教習にあっては一時限
減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

３　前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

４　第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、ＡＴ中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
第一項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許
前項	前項	次項

３　前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

［項を加える。］

5　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第三項の規定は、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］			
第一項第六号	行う教習	一時限	行う教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）
第一項第七号	三時限	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	十一時限	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）
		教習にあっては、一時限	教習にあっては四時限	
		一時限に	四時限に	
		減じた時限数）	減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者

4　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び前項の規定は、準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］			
第一項第六号	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）	
第一項第七号	三時限	七時限	
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）	
	教習にあっては、一時限	教習にあっては四時限	
	一時限に	四時限に	
	を減じた時限数）	を減じた時限数、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	

	第三項	を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）
	前項	［略］
	第五項	

6　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

7　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあっては五時限、別表第二に掲げる事項にあっては三時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限	別表第一に掲げる事項にあっては三時限、別表第二に掲げる事項にあっては二時限を超えないこと。ただし、現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ三時限又は一時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号
	行うこと	行うこと。ただし、現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと

	前項	
	前項	［同上］
	次項	

5　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

［項を加える。］

第一項第六号	一時限	四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）	
第一項第七号	三時限	七時限	
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）	
	教習にあっては、一時限	教習にあっては四時限	
	一時限に	四時限に	
	減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	
第三項	前項	第七項	前項
	別表第一第二号	別表第一第二号又は別表第二第二号若しくは第三号	前項
	行うものとする	行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあっては一時限、別表第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあっては三時限（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと	次項

8　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第三項	前項	第八項
［略］		

9　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、ＡＴ普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第三項	前項	第九項
［略］		

10・11　［略］

12　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
前項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第五号	行う教習	行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
前項第六号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
	三時限	七時限
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許
	教習にあっては、一時限	教習にあっては一時限

6　［同上］

［同上］		
第三項	前項	第六項
［同上］		

7　［同上］

［同上］		
第三項	前項	第七項
［同上］		

8・9　［同上］

［二項ずつ繰り下げる。］

10　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
前項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
［項を加える。］		

［項を加える。］

減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

13‖　第十一項の規定（第三号を除く。）は、ＡＴ中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	中型第二種免許若しくは普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
第十一項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
	中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許

14‖　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［略］
第十一項第二号	［略］

［項を加える。］

11‖　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	［同上］
第九項第二号	［同上］

第十一項第六号	［略］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
			［略］

15　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［略］	
第十一項第二号	［略］	
第十一項第六号	［略］	

第九項第六号	［同上］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
			［同上］

12　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	［同上］	
第九項第二号	［同上］	
第九項第六号	［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 一　［略］ ［号を削る。］ 二　大型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ大型免許（以下「ＡＴ大型免許」という。）を除く。）及び中型免許（同項第二号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 三　ＡＴ大型免許及びＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 四　［略］	（教習の科目の基準の細目） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　大型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 三　中型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 四　ＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 五　［同上］

五　準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

六・七　［略］

八　普通免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

九～十三　［略］

十四　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五　［略］

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二　現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三　現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

四　現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ大型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

五～二十一　［略］

［３・４　略］

六　準中型免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

七・八　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

九　普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

十～十四　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

十五　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十六　［同上］

２　［同上］

一　現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

二～十八　［同上］

［三号ずつ繰り下げる。］

［３・４　同上］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　略］

６　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［号を削る。］

一　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

二　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

四　ＡＴ大型免許又はＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

五～二十　［略］

７　［略］

８　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　同上］

６　［同上］

一　大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

三　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

四　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

五　ＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

六～二十一　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

７　［同上］

８　［同上］

一　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他

一　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

三　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。次号、第六号、第九号、第十号及び第十三号において同じ。）

四　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

六　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五　ＡＴ大型免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

六　ＡＴ大型免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七～十　［略］

十一　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十四号において同じ。）

十二～十七　［略］

十八　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九～二十三　［略］

第四条　前条に規定するもののほか、大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～五　略］

六　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、一時限を超えないこと。

七　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、七時限に当該教

七　ＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

八　ＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

九～十二　［同上］

［二号ずつ繰り上げる。］

十三　準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十六号において同じ。）

十四～十九　［同上］

［二号ずつ繰り上げる。］

二十　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。）

二十一～二十五　［同上］

［二号ずつ繰り上げる。］

第四条　前条に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～五　同上］

六　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、一時限を超えないこと。

七　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）以上行うこと。

２　前項の規定は、ＡＴ大型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
前項第六号	教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習
前項第七号	七時限	三時限
	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許
	者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	者
	あっては一時限	あっては、一時限
	時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ	時限数

習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

［項を加える。］

普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	

3　第一項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	［略］	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）、準中型第二種免許（ＡＴ準中型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は準中型第二種免許（ＡＴ準中型第二種免許を除く。）
［項を削る。］		
第一項第七号	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）、準中型第二種免許（ＡＴ準中型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）、準中型第二種免許（ＡＴ準中型第二種免許を除く。）	かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ準中型第二種免許	現にＡＴ中型第二種免許又は現にＡＴ準中型第二種免許	、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）

2　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	［同上］	行う教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	七時限	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者	教習にあっては一時限	減じた時限数、現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を
前項第六号							
前項第七号			三時限	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	者	教習にあっては、一時限	減じた時限数）

除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

4 3

［同上］

［同上］

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
第一項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許

［項を加える。］

5 4

［略］

第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、ＡＴ中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
第一項第六号	教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習
第一項第七号	七時限	三時限
	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許
	者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	者
	あっては一時限	あっては、一時限

時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	時限数
［略］	

6　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第四項の規定は、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

第一項第六号	別表第一第九号	別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号
	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）
第一項第七号	七時限	十一時限

中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許を除く。

普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）

［同上］

5　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第三項の規定は、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］

第一項第六号	行う教習	行う教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）
	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）
第一項第七号	三時限	十一時限

中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者

普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）

許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	一時限	四時限	
ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）	五時限	二時限	ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許	三時限	八時限	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

教習にあっては、一時限	一時限に	減じた時限数）	教習にあっては四時限	四時限に	減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）

7　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

8　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第四項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

第一項第六号		第一項第七号	
教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）			
一時限	四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	一時限
教習			
四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）		ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）	四時限

6　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

7　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］

第一項第六号		第一項第七号	
一時限			
四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）		三時限	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者
七時限			
ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）		教習にあっては、一時限に減じた時限数）	教習にあっては四時限
教習にあっては四時限		一時限に減じた時限数）	四時限に減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）
四時限に減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）			

五時限	時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	二時限

第四項

前項

［略］

［略］

第八項

9　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

第一項第七号	七時限	八時限
	時限数（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	時限数

第三項

前項

［同上］

［同上］

第七項

8　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］

第一項第七号	三時限	八時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数

（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

10　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、ＡＴ普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項		第九項	
前項	［略］		

［略］

第一項第七号			
七時限	時限数（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シ	四時限	時限数

［同上］

第一項第七号			
三時限	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	四時限	時限数

9　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、ＡＴ普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項		第八項	
前項	［同上］		

ミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

11・12	［略］		
	第四項		
		前項	［略］
		第十項	

13　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
前項第六号	［略］	中型第二種免許又は普通第二種免許
		普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除

10・11	［同上］		
	第三項		
		前項	［同上］
		第九項	

［一項ずつ繰り下げる。］

12　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
前項第六号	［同上］	中型第二種免許又は普通第二種免許
		普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許、中型免許（ＡＴ中

		く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許
［略］	減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

14　第十二項の規定（第三号を除く。）は、ＡＴ中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］	［略］
第十二項第二号及び第四号から第六号まで	［略］	［略］

		型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許
［同上］	減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

13　第十一項の規定（第三号を除く。）は、ＡＴ中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［同上］	［同上］
第十一項第二号及び第四号から第六号まで	［同上］	［同上］

15　第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］	
第十二項第二号	［略］	
第十二項第六号	［略］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
		［略］

16　第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］
第十二項第二号	［略］
第十二項第六号	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 ［一～十二　略］ ［号を削る。］	（教習の科目の基準の細目） **第一条**　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三　大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

14　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［同上］	
第十一項第二号	［同上］	
第十一項第六号	［同上］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
		［同上］

15　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［同上］
第十一項第二号	［同上］
第十一項第六号	［同上］

十三　大型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ大型第二種免許（以下「ＡＴ大型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）、中型第二種免許（同項第六号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第七号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十四　ＡＴ大型第二種免許、ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ大型第二種免許及びＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

［一～十七　略］

十八　現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十九　現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十　現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十一～二十三　［略］

［３・４　略］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　略］

６　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［一～十三　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十四　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五　ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

2　［同上］

［一～十七　同上］

十八　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

［号を加える。］

十九～二十一　［同上］

［二号ずつ繰り下げる。］

［３・４　同上］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　同上］

６　［同上］

［一～十三　同上］

十四　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十六　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十七　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十六　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七　ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八　ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

７　［略］

８　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［一～十六　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十七　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十九　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号において同じ。）

７　［同上］

８　［同上］

［一～十六　同上］

十七　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

二十一　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十　ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十一　ＡＴ大型第二種免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条　［1～11　略］

12　前条に規定するもののほか、大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～四　略］

五　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

六　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、七時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

二十二　ＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十三　ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条　［1～11　同上］

12　前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～四　同上］

五　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

六　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

13　前項の規定は、ＡＴ大型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号から第五号まで	中型第二種免許	ＡＴ中型第二種免許
	普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
前項第六号	七時限	三時限
	現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、	現に
	あっては一時限	あっては、一時限
	時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	時限数

［項を加える。］

13　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	［同上］	
前項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第五号	行う教習	行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第六号	三時限	七時限
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許
	教習にあっては、一時限	教習にあっては一時限
	減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時

14　第十二項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］	
第十二項第二号、第四号及び第五号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
［項を削る。］		
第十二項第六号	中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許	普通第二種免許
	ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許

15　第十二項の規定（第三号を除く。）は、ＡＴ中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第十二項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
第十二項第五号	教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習
	中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
第十二項第六号	七時限	三時限
	現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又は	現に
	あっては一時限	あっては、一時限

14　第十二項の規定（第三号を除く。）は、ＡＴ中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
第十二項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
［項を加える。］		

［項を加える。］

限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	時限数

16‖　第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

第十二項第六号		
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許	大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）	三時限

15‖　第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］

第十二項第六号		
中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）	七時限
一時限	三時限	

		あっては一時限	あっては、三時限
		一時限に	三時限に
		時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	時限数

17 第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

第十二項第六号	七時限	三時限
時限数（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型		時限数

16 第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］

第十二項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数

		免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条並びに附則第三条及び第六条の規定　令和八年四月一日

二　第三条並びに附則第四条及び第七条の規定　令和九年四月一日

三　第四条及び附則第五条の規定　令和九年十月一日

（普通免許等に関する経過措置）

第二条　指定自動車教習所における普通自動車免許（以下「普通免許」という。）（運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）及び普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第一条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

２　この規則の施行の際現に指定自動車教習所において普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（中型免許等に関する経過措置）

第三条　指定自動車教習所における中型自動車免許（以下「中型免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）及び中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準の細目に関する規則（以下この条において「第二条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

２　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大型免許に関する経過措置）

第四条　指定自動車教習所における大型自動車免許（以下「大型免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「ＡＴ大型免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第三条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

２　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大型第二種免許に関する経過措置）

第五条　指定自動車教習所における大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許（以下「ＡＴ大型第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第四条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第四条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

２　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第四条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第六条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（経過措置）

２　次の各号のいずれかに該当する者に対する指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一条第二項第一号から第五号まで及び同条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号から第五号まで並びに同条第八項第一号から第八号まで並びに第四条第一項第一号及び第七号、同条第二項並びに第四項の規定の適用については、同規則第一条第二項第一号中「準中型免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）を除く。）」と、同項第二号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、ＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない改正法によ

る改正前の道路交通法第三条の普通自動車に相当する準中型自動車及びＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許（以下「ＡＴ限定準中型免許」という。）を除く。）又は普通免許（」と、同項第三号中「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第四号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同条第四項第一号中「現に」とあるのは「現に限定準中型免許、」と、同規則第二条第一項第一号及び第二号並びに第三条第一項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号並びに同条第六項第一号中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同項第二号中「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第五号中「又は」とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同条第八項第一号及び第二号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第四号中「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第五号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第六号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第七号及び第八号中「又は」とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同規則第四条第一項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「普通免許」とあるのは「限定準中型免許若しくは普通免許」と、同項第七号中「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同条第二項の表前項第一号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「を除く。）又は普通第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）又は普通第二種免許」と、「現にＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同条第四項の表中「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「ＡＴ普通免許」とあるのは「ＡＴ限定準中型免許若しくはＡＴ普通免許」とする。

一　改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二　改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

附則第三項から附則第六項までを削る。

第七条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

２　次の各号のいずれかに該当する者に対する指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一条第二項第一号から第八号まで及び同条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号及び第二号、同条第六項第一号から第四号まで並びに同条第八項第一号から第六号まで並びに第四条第一項第一号及び第七号、同条第二項、第三項並びに第五項の規定の適用については、同規則第一条第二項第一号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、ＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない改正法による改正前の道路交通法第三条の普通自動車に相当する準中型自動車及びＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許（以下「ＡＴ限定準中型免許」という。）を除く。）又は普通免許（」と、同項第二号中「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第五号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第六号中「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第七号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第八号中「又は」とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同条第六項第一号中「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第二号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第三号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第四号中「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準

中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同規則第四条第一項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「普通免許」とあるのは「限定準中型免許若しくは普通免許」と、同項第七号中「を除く。）、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同条第二項の表前項第一号の項中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「ＡＴ普通免許」とあるのは「ＡＴ限定準中型免許若しくはＡＴ普通免許」と、同表前項第七号の項中「を除く。）、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、同条第三項の表第一項第一号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同表第一項第七号の項中「（ＡＴ準中型免許」とあるのは「（ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、

準中型免許	ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許

とあるのは

ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）、ＡＴ中型第二種免許	ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）

と、同条第五項の表第一項第一号の項中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ限定準中型免許若しくはＡＴ普通免許」と、同表第一項第七号の項中「を除く。）、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」とする。

一　改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二　改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者